平成 24 年度業務実績報告書

資 料 編

平成 25 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

I	国民に対	して	提供す	├るサ-	ービ	スそ	の他	の業	終 (の質	のば	力上	に関	する	る目	標る	を達	成	する	<i>t</i> :	める	とる
ベ	き措置																					
<公署	害健康被害	害補償	[業務]	>																		
(資	【料_補償	1) 公	害健康	₹被害袝	甫償制	度の)概要	Į.			•						٠.	•		. •	•	1
(資	【料_補償)	2-①)	汚染	負荷量	賦課:	金申台	告件	数及	び申	告額	真の4	F度!	別推	移•			٠.	•		. •	•	2
(資	【料_補償 2	2-2)	汚染	負荷量	賦課:	金の	業種類	別申	告額	の年	度是	別推:	移•					•			•	2
(資	【料_補償:	3)都	道府県	! 別汚夠	4.負荷	ī量賦	镙金	の徴	奴収》	央定:	状況							•			•	3
(資	【料_補償	4) 申	告書等	₹の審査	ま・査	₹地調	査籄	所σ)選5	定及	び指	導内	容等	手 •				•			•	4
(資	【料_補償!	5) 徴	収業剤	らの一音	部につ	いて	の民	間競	争り	入札	によ	る実	ミ施 /	內容			٠.				•	6
(資	【料_補償(6) オ	ンライ	゚ンにも	よる汚	染負	荷量	賦調	₽金₽	申告(のお	願し	٠.					•			•	7
(資	【料_補償	7) 平	成 24	年度汚	染負荷	荷量月	賦課:	金申	告•	納付	计説明	月会	での	対応	:IZ:	いっ	て・	•		•	•	9
(資	料_補償	8) 平	成 24	年度算	定様	式雛?	型フ	ァイ	ルの	ダウ	ンに	-	ドの	開始	言っ	い	て・					10
(資	【料_補償!	9) オ	ンライ	゚ンにも	よる汚	染負	荷量	賦調	₽金₽	申告(のお	願し	٠.					•				11
(資	料_補償	10-①)旧貿	5一種均	也域被	涩認定	者数	の年	度是	別推	移											14
(資	料_補償	10-2)補償	餘付費	貴納付	金の)年度	別推	ŧ移													14
(資	料_補償	11) 2	\害保·	健福祉	事業領	費納伯	付金(の年	度別	推移	ξ.											15
<公署	害健康被害	害予防	事業)	>																		
	 [料_予防				下防事	業業の)概要	Į .														16
	:																					17
	料 予防:					-																18
	料_予防4																					19
,,,,				• 各法,									•	-								
(資	[料_予防;																					20
	料 予防(26
	料 予防							-														27
	料_予防 8	•	_				. —															29
	[料_予防																					30
,,,,				善に向い					.,_								,					
(資	料_予防	・ 10)と	ノフト	3 事業	の事	業実績	施効!	果の	測定	• 把	□握 <i>0</i>	り た。	めの	調査	報台	告(打	友粋:					31
(資	料 予防	11)と	ノフト	3事業	事例组	集(抜	東粋)															35
(資	【料_予防	12)平	₽成 24	年度新	折規環	₿境保	}健 調	查研	F究 言	果題(の公	募に	こつし	ハて								39
(資	【料_予防	13-①)平原	₹24年	度環境	境保(健分!	野に	係る	調査	.研3	完概:	要く	新規	研究	に課	題>					40
(資	【料_予防	13-(2))平点	ጲ24 年	度環均	境保(健分!	野に	係る	調査	₹研3	完概:	要く	継続	语研究	に課	題>					43
(資	料_予防	14-(1))公津	子健康 初	皮害予	防に	- 関す	っ る調	調査研	研究(の評	価に	こつし	いて								44
	****** 【料_予防 **	_																				50
	****** 【料_予防 **	_																				56
	****** 【料_予防 **	_																				59
	【料_予防	_																				61
	料_予防											-										62
	ᄣᄳᅐᄺ				-													_			_	62

<地球環境基金業務>

(資料_地球1) 地球環境基金	助成金の推移 ・				• •			•	٠	٠	64
(資料_地球 2) 平成 24 年度即]成金分野別件数	内訳・・・						•			65
(資料_地球3) 平成25年度均	!球環境基金助成	金交付要望署	審査に当た	っての	重点	記慮	事項	į.			67
(資料_地球 4) 平成 23 年度事	後評価結果、平	成 24 年度事	後評価実施	地状況				•			69
(資料_地球5)助成事業に関	するフォローア ː	ップ調査につ	いて・・						•		71
(資料_地球 6) 平成 24 年度研	F修・講座実施状	況・・・・						•	•		78
(資料_地球7) 平成24年度研	F修・講座のアン	ケート結果・	・意見・要	望等▪					•		79
(資料_地球8) 広報募金活動	の取組状況 ・・							•	•		80
(資料_地球 9-①) 寄付金・作	-数の推移につい	τ····						•	•		81
(資料_地球 9-②) 地球環境基	金造成状況につ	いて・・・・						٠	•	•	82
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処	理基金による助力	成業務>									
(資料_PCB1)ポリ塩化ビフェ	ニル (PCB) 廃棄	物処理基金	業務につい	て・				•	•	•	83
(資料_PCB2) ポリ塩化ビフェ	ニル (PCB) 廃棄	E物処理基金	拠出状況に	ついて	•			٠	•	•	85
<維持管理積立金の管理業務>											
(資料_維持管理1)維持管理	債立金管理業務I	こついて・・						•	٠	•	86
<石綿健康被害救済業務>											
(資料_石綿1) 平成24年度加											87
(資料_石綿2) 平成24年度位											89
(資料_石綿3) 広報の効果測	定について・・				• •			•	•	•	93
(資料_石綿 4) 機構ホームペ	ージ中「アスベス	スト(石綿)健	康被害」 <i>0</i>	つペーシ	ジアク	セス	.数	•	•	•	95
の推移											
(資料_石綿5) 平成24年度窓	『口相談・フリー	ダイヤル件数	敗集計結果		• •			•	•	•	96
(資料_石綿6)被認定者及び	その遺族に対する	るアンケート	調査結果概	₹要 •	• •	• •		•	٠	•	98
(資料_石綿7) 医療関係者に	対するアンケート	卜調査結果概	要・・・		• •			•	•	•	99
(資料_石綿8)制度運営の円	滑化に係る事業・	▪調査(平成	24 年度)		• •	• •		•	•	•	101
(資料_石綿9) ホームページ											103
(資料_石綿 10) 受付・認定等											
(資料_石綿 11) 申請書等の受											
(資料_石綿 12) 審査中の案件											
(資料_石綿13) 認定等に係る											
(資料_石綿 14) 認定申請書及											
(資料_石綿 15) 認定申請書及	び特別遺族弔慰	金等請求書の	D受付状況	(法施	行日	から		•	•	•	113
平成 25 年 3	月 31 日までの累	(計)									
(資料_石綿 16) 医療費及び特	i別遺族弔慰金等	の支給に係る	5 認定状況	(平成	24 年	度)		•	•	٠	114
(資料_石綿 17) 医療費及び特	i別遺族弔慰金等	の支給に係る	る認定状況	(法施	行日	から		•	•	•	115
	月 31 日までの累										
(資料_石綿 18) 救済給付のす											
(資料_石綿 19) 認定更新の物	況・・・・・				• •	• •		•	•	•	117
(資料_石綿 20) 認定・給付き	ステム、ばく露	調査支援シス	ステム及び	情報セ	キュ	リテ	イ対	策			118

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1. 組織運営
(資料_共通1)優先的に対応すべきリスク項目の事例について ・・・・・・・・・・ 119
2. 業務運営の効率化
(資料_共通2)機構内に設置した委員会一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
(資料_共通3)年平均給与額の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
(資料_共通 4) 予算・決算の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126
(資料_共通 5-①) 平成 24 年度環境再生保全機構の契約の現状 ・・・・・・・・・・ 127
(資料_共通 5-②) 平成 24 年度契約に関する取組状況 ・・・・・・・・・・・・・ 129
(資料_共通6) 契約監視委員会等の概要について ・・・・・・・・・・・・・・ 132
(資料_共通7) 契約手続審査委員会の設置について ・・・・・・・・・・・・・ 135
(資料_共通 8)運用方針について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
(資料_共通9) ホームページのコンテンツ別・月別利用状況 ・・・・・・・・・・ 139
(資料_共通 10)随意契約等見直し計画・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
(資料_共通 11) 一者応札(応募)改善方策・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
3. 業務における環境配慮
(資料_共通 12) 平成 24 年度環境配慮のための実行計画 ・・・・・・・・・・・・ 145
Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
財務の状況について
(資料_共通13-①) 簡潔に要約された財務諸表(法人全体)・・・・・・・・・・・・ 150
(資料_共通 13-②) 財務情報 財務諸表の概況 ・・・・・・・・・・・・・・ 152
(資料_共通 13-③) 事業の説明 財源構造 ・・・・・・・・・・・・・・・ 154
Ⅲ その他主務省令で定める業務運営に関する事項
2. 人事に関する計画
(資料_共通 14) 平成 24 年度職員研修実績 ・・・・・・・・・・・・・・・ 155

公害健康被害補償制度の概要

[制度の発足] 昭和49年9月(昭和63年3月改正法施行)

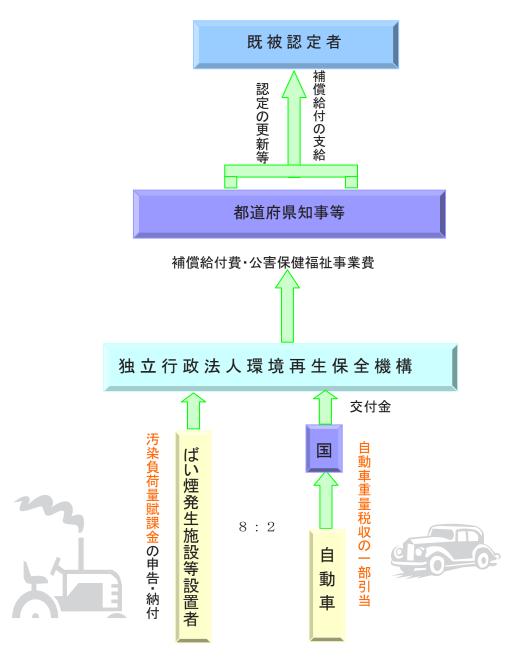
[制度の趣旨] 本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補 償を行い、被害者の迅速・公正な保護を図るものです。

> なお、昭和 63 年 3 月の制度改正により旧第一種地域 (41 地域) の 指定解除を行うとともに、新たな患者の認定は行われていません。

[制度の内容] 公害健康被害補償制度は、補償給付及び公害保健福祉事業に必要な費用の相当分(汚染負荷量賦課金、特定賦課金)をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発

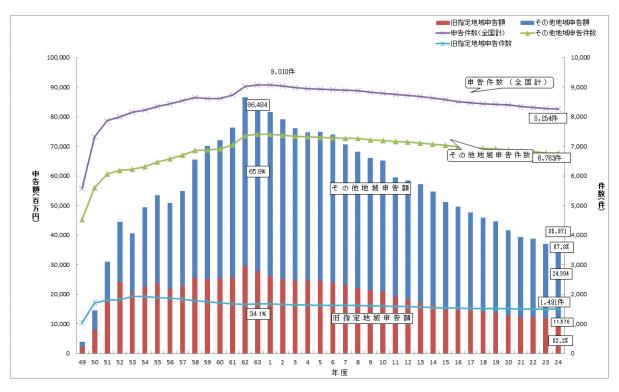
生地域の都道府県等(46県市区)に納付するというものです。

[本制度の概要]



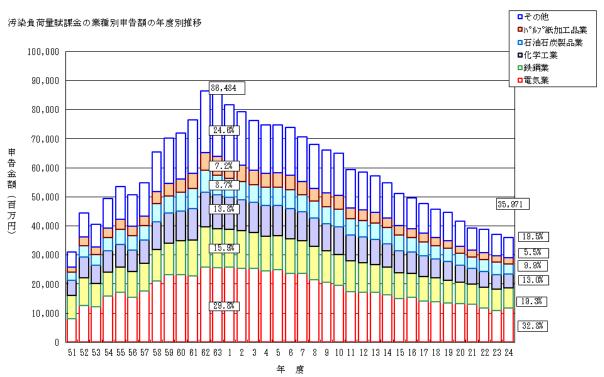
汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移

資料2-①



汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移

資料2-②



都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況(旧第一種地域)

(単位:件、千円)

区分		23事業年度					
	件数	金額	件数	金 額			
北海道	521	3, 603, 909	513	3, 815, 160			
青森岩手	96	301, 363	99	292, 118			
岩 手	112	311, 157	112	238, 727			
宮 城	130	348, 564	135	271, 939			
秋 田	108	243, 385	108	375, 678			
山 形	78	106, 393	78	115, 983			
福島	139	998, 792	141	753, 658			
茨 城	213	2, 179, 810	213	2, 141, 257			
栃木	164	236, 632	164	216, 525			
群馬	132	208, 842	131	198, 388			
埼 玉	283	219, 160	283	205, 888			
千 葉	280	1, 455, 032	279	1, 281, 692			
東京	667	1, 151, 438	666	1, 295, 120			
神奈川	411	1, 841, 299	412	1, 668, 860			
新潟	179	537, 114	178	530, 992			
富山	124	344, 973	123	339, 114			
石 川	66	54, 035	66	50, 425			
福井	67	169, 362	67	173, 429			
山梨	48	21, 471	48	20, 431			
長野	132	112, 032	130	106, 533			
岐阜	152	350, 832	152	322, 070			
	332	699, 689	332	650, 963			
愛 知	616	2, 962, 793	614	2, 857, 161			
静 岡	166	1, 404, 424	165	1, 337, 385			
滋 賀	111	147, 281	111	137, 835			
京都	131	119, 633	130	108, 815			
大阪	565	1, 165, 382	563	1, 112, 156			
兵 庫	395	1, 206, 572	396	1, 153, 451			
奈 良	65	45, 692	65	43, 120			
和歌山	73	557, 466	72	590, 349			
鳥取	36	108, 037	36	99, 684			
島根	66	118, 708	66	113, 533			
	190	2, 917, 586	190	2, 896, 134			
上 広 島	187	2, 917, 580 1, 498, 127	190 187	2, 890, 134 1, 433, 127			
	152	1, 498, 127 1, 571, 098	151	1, 455, 127 1, 467, 408			
│ 山 口 日	152 59	1, 571, 098 244, 086	58	1, 467, 408 254, 292			
▲ 香 川	69	761, 213	69 97	773, 244 852, 847			
愛媛	97	924, 750					
高 知 第	38	61, 480	38	60, 438			
福 岡	271	1,770,310	272	1, 781, 527			
佐 賀 藤	58 65	175, 895	58	170, 071			
長 崎 木	65	506, 719	64	655, 829			
熊 本分	102	156, 918	103	136, 742			
大 分 点	93	1, 371, 393	93	1, 265, 155			
宮 崎	71	669, 881	71	611, 606			
	92	389, 728	91	364, 663			
沖 縄	64	631, 741	64	629, 200			
計	8, 266	36, 982, 193	8, 254	35, 970, 723			
過年度分	37	40, 372	48	41, 507			
合 計	8, 303	37, 022, 564	8, 302	36, 012, 229			

⁽注) 1. 平成23年度の数値は平成24年3月末、平成24年度の数値は平成25年3月末の数値である。

^{2.} 金額の計欄の数値と合計の数値は、四捨五入しているため一致しない場合がある。

申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等

1. 申告書等の審査

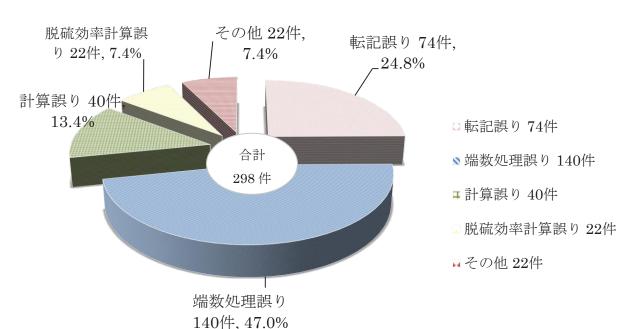
「汚染負荷量賦課金申告書審査事務取扱達」及び「汚染負荷量賦課金申告書審査 の手引」に基づいて、申告書等の審査を行った。

なお、申告書審査において、審査件数 8,254 件のうち 298 件 (3.61%) の端数 処理誤りや転記誤り等があった。残りは適正な申告が行われていた。

	審査件数	内	訳	備考							
	番担 什数	本部	支部)## <i>1</i> 5							
申 告 書	8, 254 件	7, 046 件	1, 208 件								
名称等変更届出書	415 件	331 件	84 件	*1							
申告書送付先変更	219 件	199 件	20 件	* 2							
納付義務者判定	義務者判定 111 件		20 件	合併・譲渡・会社分割等							
がはは我が日刊に		91 件	20 17	による納付義務者判定							

申告書等の審査結果

- *1 事業所の名称や住所の変更、会社の合併や分社化等による名称等変更届出書の処理
- *2 事業所の移転や閉鎖等による申告書送付先変更処理



平成 24 年度申告内容誤り件数

2. 実施箇所の選定

「実地調査等事務取扱達」等に基づき、対事業所に係る前年度の申告書審査において確認等を行う必要性のある事業所を選定した。

平成 24 年度実地調査対象事業所の確認等をすべき内容

事前に判明した確認等が必要な内容	要確認件数	%
① 納付義務者からの自主的な申出によるもの	7	6.4
② 脱硫の考え方や脱硫効率計算の疑義	1 9	17. 3
③ 施設の漏れの可能性	1 3	11.8
④ 燃料、焼却物の漏れの可能性	2 3	20.9
⑤ 加重平均の内容に疑義	1 4	12.7
⑥ 前年度に比べSOx量の大幅な減少	1	0.9
⑦ 排ガスの測定方法や測定結果の疑義	1 3	11.8
⑧ 水分補正の疑義	1 2	10.9
⑨ その他	8	7. 3
숌 計	110	100.0

注) 本表の要確認件数は、事業所によっては複数の確認等の内容があるため、今年度の実地調査実施事業所数(63事業所)とは一致しない。

3. 実施調査の結果

実地調査において申告書審査で確認等をすべき内容を確認するとともに、併せて、適切な申告のための指導を行った。

平成 24 年度実地調査における指導内容

指導内容	指導件数	%
① 転記誤り、記入漏れ、燃料使用量等の計上誤り	3 0	19. 2
② 端数処理誤り、有効数字の取扱い誤り	2 1	13.5
③ 加重平均の適用誤り	6	3.8
④ 施設の申告漏れ	1 9	12.2
⑤ 燃原料の申告漏れ	6	3.8
⑥ 汚染負荷量賦課金に関する書類の保存方法の誤り	1 3	8. 3
⑦ 排ガスの測定方法の選定誤り	5	3. 2
⑧ 算定様式の適用誤り	0	0. 0
⑨ 脱硫効率の計算等の誤り	1 4	9. 0
⑩ 水分補正の誤り	7	4. 5
① その他	3 5	22.4
숌 計	156	100.0

注) 本表の指導件数は、事業所によっては複数の指導内容があるため、今年度の 実地調査実施事業所数(63事業所)とは一致しない。

徴収業務の一部についての民間競争入札による実施内容

(1) 徴収業務の一部について

徴収業務の一部は、公害健康被害補償法(以下「旧公健法」という。)第89条に、納付義務者が加入している団体で政令で定める団体に業務委託できる旨が規定され、政令で定める団体として商工会議所法に定める商工会議所等が規定されていた。旧公害健康被害補償予防協会(以下「旧公健協会」という。)は、同条の規定に基づき、公害健康補償制度が発足した昭和49年度から環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受け、156の商工会議所と業務委託契約を行っていたものである。

委託している徴収業務の一部の内容は以下のとおりである。

- ①申告書等の送付及び受理点検
- ②制度の普及宣伝
- ③申告書等の提出要請
- ④申告・納付説明会等の開催 など

(2) 民間競争入札の実施について

独立行政法人環境再生保全機構が商工会議所に委託している公害健康被害補償業務の 徴収業務については、公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定)に基 づき、平成21年度から、民間競争入札制度を活用した契約により行うことになった。 民間競争入札の実施の概要は以下のとおりである。

- ① 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づき、民間競争入札実施要項案(以下「実施要項案」という。)を作成し、内閣府に設置された官民入札等監理委員会の入札監理小委員会において、実施要項案を説明するとともに、実施要項案に係るパブリックコメントの意見募集を実施。
- ② パブリックコメントを踏まえて修正した実施要項案を内閣府・官民競争入札等監理 委員会に附議し、了承された。
- ③ 了承された民間競争入札実施要項に基づき、入札公告を行うとともに、全国的に業務展開している民間事業者 10 社に対しダイレクトメールで民間競争入札の実施に係る情報提供を行い、入札説明会を実施した。その結果、3 社の入札参加者があった。
- ④ 落札者の決定に当たっては、実施要項に基づき総合評価方式とし、外部有識者等を 含めた評価委員会において、入札参加者による企画提案書のプレゼンテーション及び 審査を行い、開札を実施した。その結果、落札者は日本商工会議所に決定した。
- ⑤ 業務内容について、政策評価・独立行政法人評価委員会からの勧告を踏まえ、申告 書等の点検(前年度の硫黄酸化物排出量の増減が著しい場合のヒアリング調査)や未 申告督励業務の一部を新たに委託業務に追加した。

従前の 156 商工会議所との個別委託契約から、日本商工会議所が各地商工会議所を 一括して管理・指示することになり、機構業務の効率化に寄与することになった。

オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い

独立行政法人環境再生保全機構

汚染負荷量賦課金の申告・納付義務者の皆様方におかれましては、「公害健康被害の補償等に関する法律」の趣旨をご理解のうえ、汚染負荷量賦課金の適正な申告・納付にご協力いただきありがとうございます。

さて、平成25年度汚染負荷量賦課金の申告ではオンライン申告をご活用いただきたく、 オンライン申告のメリットをご紹介いたします。

<平成24年度申告での主な申告誤り>

平成24年度の汚染負荷量賦課金の申告におきましては、申告内容に誤りがあるものが 前年度同程度298件ありました。その内容は下図のとおりとなっております。このような 誤りに伴って申告額に変更が生じた場合は、修正申告等が必要となります。

オンライン申告用の雛型ファイルは、自動計算、入力チェック機能を搭載しており、端 数処理等の計算誤り・入力漏れを防ぐなどのメリットがあります。

平成24年度申告内容誤り件数

<オンラインによる申告のお願い>

汚染負荷量賦課金の申告に当たりましては、現在、三通りの申告方法(オンライン申告、 FD申告、用紙申告)をご用意しているところですが、納付義務者の皆様方の事務負担軽減 の観点からオンラインによる申告を推奨しております。

オンラインによる申告は、当機構へ事前登録をした上でインターネットを経由して申告を 行うもので、押印の省略、計算誤り・入力漏れを防ぐなどのメリットがあり、申告書作成時 の事務負担が軽減されます。オンライン申告の件数も、年々増加しております。 機構は、平成25年2月25日にオンライン申告のお願い文書を、オンライン申告をされていない工場・事業場に送付しました。

オンライン申告の雛型ファイルは、オンライン申告サイトからエクセルの雛型ファイルを ダウンロードすることで、機構サーバ内にあるデータが申告書に(現在分の前年の排出量を 除くすべて)反映されており、初めてオンライン申告する事業所であっても入力する手間が 省け、事務の省力化を図ることができます。また、送信された申告内容は確認・印刷するこ とができます。

平成 25年度 汚染負荷量賦課金申告書

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

提出年月日 平成25年5月15日

公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

	申告	賦 課 金	汚染負荷』	量賦課金	番号							
00	区分	区 分	納付義務者番号	工場· 事業場	C - D							
	10	1	03309	01	2							
2		(フリカ゜ナ)	郵便番号	<mark>カナカ゛ワ</mark>	ケン カワサ	キシーサイ	(ワイク オオミヤラ	^F ∃ウ 1310				
納付ば	(イ)住	所	212-8554	12-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310								
付煙発		(フリカーナ)	アオソ゛ラコウキ゛	ョウカフ゛シ	キカイシャ							
義生施	(中)氏名又	マは名称	青空工業構	式会社	Ł					印		
務設		(フリカ゜ナ)	71 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				電話番号 (フリガナ)	044-520				
等 者設		(2971 7)	アオソ゛ライチロウ				(7971 7)	オオモリカス。				
置者	(ハ)代表者	作 氏名	青空一郎			印	(二) 同左 代理人	大森一夫	-	印		
	(ホ)資本		6, 23	30,000								
3		(フリカ゛ナ)	郵便番号	ミヤキ゛ケン	/ センタ	<u>1</u> 2	ミヤキ゛ノク	ナト1-2-3				
対象	(イ) 所 在	E 地	983-0001	983-0001 宮城県仙台市宮城野区港1丁目2-3								
工		(フリカ゜ナ)	センタ゛イコウシ゛	<u> </u>					,			
場 : 事	(四名	称	仙台工場					022-562-8181				
業		(フリカ゜ナ)	オオモリカス゛オ			(=)	業 種 名	4	立方メートル/時((m3N)		
場	(ハ)工場長	長氏名	大森一夫			鉄鋼	¥ 	1時間当たりの最大排出ガス量	92, 016	5		
(5))硫黄酸化物		(ロ) 単位お			果金(円/立)	方メートル)	(ハ)=(イ)*(ロ)汚染負荷量			
汚賦 染課 負金	過 累和 去 分	漬換算量(m3N,	算定基礎期間) 100		円 59.	銭 69	円	銭		5, 969		
荷の 量計 策	現在分	前年の排出: 10	量(m3N/年) O,000	O 16:	23. 94		O 955.	26	1,0	円 061, 400		
⑥延納の		する	○ しない	Ŭ	98. 55		O 716.		合計 1,0	円 067, 300		
			⑦汚染	-	03. 02	A 0	● 106.		-, -			
(イ)全期3	又は第1期	(初期)	① 汚 樂			ste O) :	(小) 第 3	親 内 訳 期	(二) 第 4	朔		
	266, 900	円)	266	6, 800	円		266, 80	0	266, 800	円		

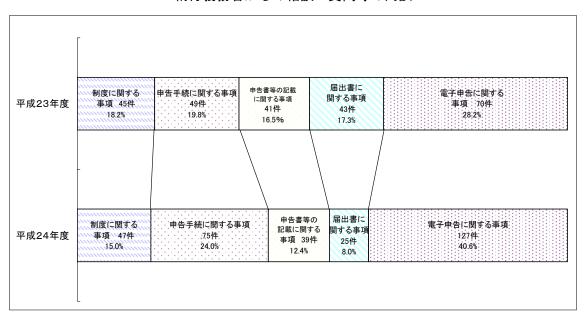
まだ、認証情報を取得されていない工場・事業場の皆様方におかれましては、是非とも、 平成25年度の汚染負荷量賦課金申告につきましてオンラインによる申告をご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。



平成24年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会等での対応について

- 1. 納付義務者に対しては、全国 153 商工会議所 105 会場において、4 月に申告・ 納付説明会を実施した。
- 2. 申告・納付説明会、個別相談会では、納付義務者からの相談及び質問事項等 (313 件)に対し、想定問答を作り、きめ細かな対応を行った。
- 3. 説明会での主な質問等
 - 過去分も現在分もゼロだが、申告の必要はあるのか。
 - · オンライン申告の認証情報は、電子申告等届出書提出後、どのくらいで届くのか。
 - 施設を廃止したが、どのような手続きが必要か。

納付義務者からの相談・質問等の内訳



平成24年10月9日 事務連絡

汚染負荷量賦課金

申告 • 納付事務担当者 各位

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部

平成24年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様方におかれましては、汚染負荷量賦課金の申告・納付につきまして、日頃より、ご 理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、電子申告等届出書を提出し、オンライン申告を行っている事業所の皆様には、翌年度申告の準備を早期に行えるよう、平成25年度雛型ファイルの算定様式(A~D様式)及び排ガス測定の結果を示す書類(b様式)、加重平均一覧表を平成24年11月1日(木)より、早期ダウンロードが可能となりました。

平成25年度汚染負荷量賦課金の申告に当たりましては、引き続きオンラインによる申告をご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 入手方法の流れ
- (1) 24 年度の現パスワードと認証情報を用意してオンライン申告サイトへログイン
- (2) 平成25年度用算定過程様式のダウンロード(NEW!マークで表示)を選択
- (3) 必要な様式を入手

詳細については、「平成24年度汚染負荷量賦課金オンライン申告・FD申告マニュアル94ページに記載してあります。

※ 注意事項

- ・申告書の雛型ファイルのダウンロードにつきましては、賦課料率を反映した4月1日以降となります。
- ・平成25年度オンライン申告を行う際は、年度更新により新しい仮パスワードが必要となりますので、機構から新しい仮パスワードを記載したハガキを例年同様3月下旬に到着するよう送付いたします。(4月1日以降は24年度の現パスワードは無効となります。)

【本件に対する問い合わせ先】

補償業務部 業務課 電算業務係 担当:篠原、安藤 フリーダイヤル0120-135-304

平成 2 5 年 2 月 2 5 日 環 機 業 第 1 号

汚染負荷量賦課金

申告·納付事務担当者 各位

独立行政法人環境再生保全機構 理事長 福井光彦

オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様方におかれましては、汚染負荷量賦課金の申告・納付につきまして、 日頃より、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人環境再生保全機構では、汚染負荷量賦課金の申告に当たりまして、三通りの申告方法(オンライン申告、FD申告、用紙申告)を用意しているところですが、納付義務者の皆様方の事務負担軽減、事務処理の迅速化・効率化を図る観点から、オンラインによる申告を推奨させていただいております。

オンラインによる申告は、データを暗号化(SSL 暗号化通信)してインターネット経由で送信するため、データの安全性が確保されます。また、別紙のとおり押印が省略できるほか、記入漏れ・記入誤りを防ぐための自動チェック機能、最新データの自動取込み機能等、本年度から雛型ファイルの早期ダウンロードができるよう改善するなど、申告書作成時の事務負担が大幅に軽減されるメリットがあり、オンライン申告を利用される納付義務者の方々が年々増加してきているところでございます。

また、当機構では、オンライン申告に関する様々なご質問等に迅速に対応するため、オンライン専用のフリーダイヤルを設置しております。

平成25年度汚染負荷量賦課金の申告に当たりましては、是非ともオンラインによる申告をご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、昨年同様、4月の申告・納付説明会ではオンライン申告に特化した説明も行う予定ですので、是非とも説明会にご出席賜りますようお願い申し上げます。

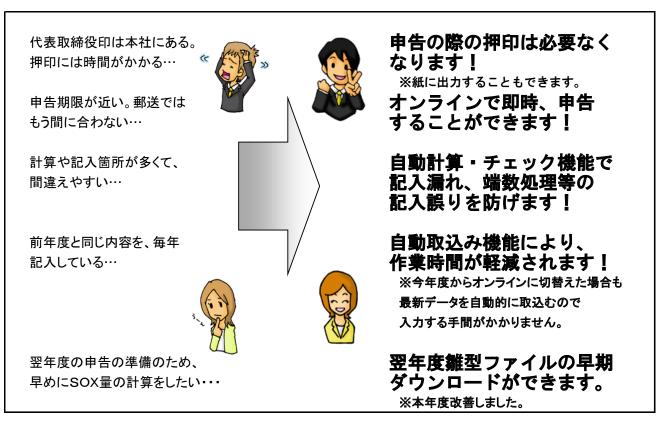
別紙

オンラインによる申告のお願い

独立行政法人環境再生保全機構では、汚染負荷量賦課金の申告にあたってオンライン申告を推奨しております。

オンライン申告では、下記のとおり**事務処理の効率性、確実性の向上**を図ることが可能です。 是非とも積極的なご活用を、よろしくお願い致します。

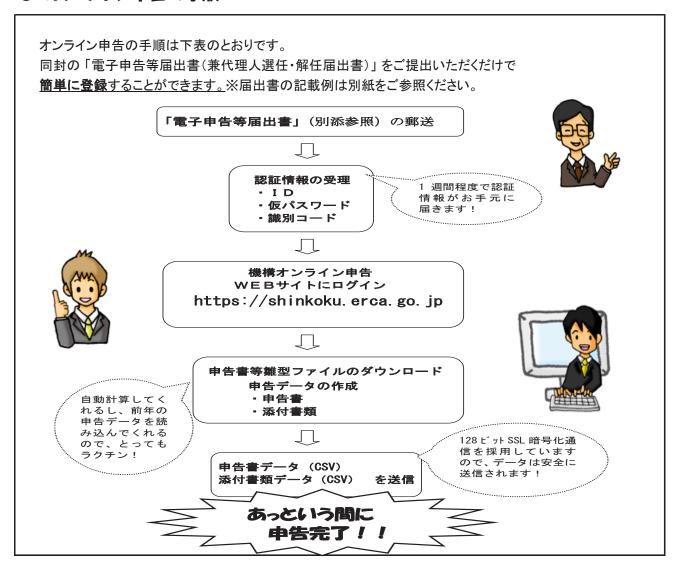
○ オンライン申告のメリット



○ オンライン申告件数の推移

インターネットの普及とともに、オンライン申告をされる納付義務者の方が増加してきております。 計算や記入ミスなどを防ぐこともでき、用紙申告より簡単に申告書を作成していただくことができます。 4,500 4,000 3,500 2,500 2,000 1,500 1,500 1,500 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度

○ オンライン申告の手順



○ オンライン申告に関してご不明な点は・・・

届出の書き方が分からない、操作方法が分からないなど、オンライン申告に関するご質問が ございましたら、お気軽に下記へお問合せください。

ご連絡・お問合せ先

独立行政法人環境再生保全機構(補償業務部業務課)



0120-135-304(平日9:30~17:30)

いざGO みんなオンライン申告!

FAX:044-520-2133 メールアドレス:h-gyoumu@erca.go.jp 〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F

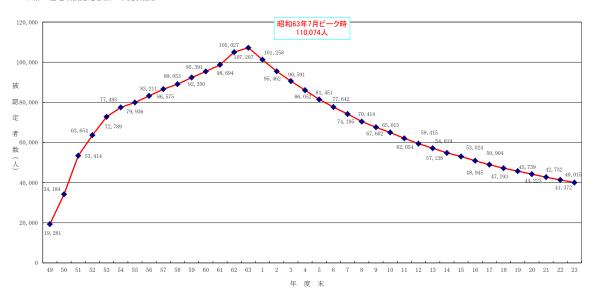




旧第一種地域被認定者数の年度別推移

資料 10-①

旧第一種地域被認定者数の年度別推移



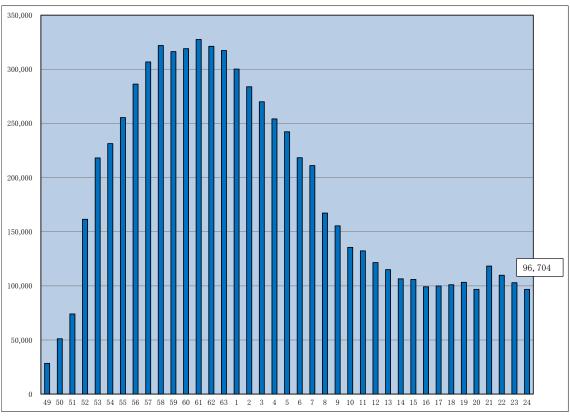
補償給付費納付金の年度別推移

資料 10-2



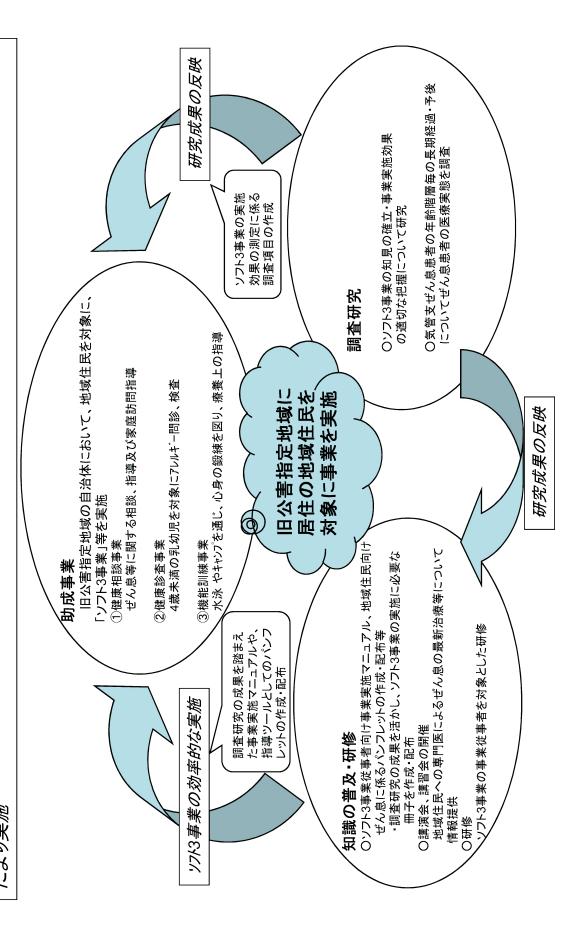
公害保健福祉事業費納付金の年度別推移

(単位:千円)



、害健康被害予防事業の概要

Œ, ②S62の公健法の改正により、新たな患者認定を打ち切る代わりに、旧公害指定地域の住民を対象/ んそ〈等の発症予防・健康回復のための環境保健サービスを提供 機構に造成された基金の運用益 <u>の事業実施に必要な費用は、汚染原因者である事業者の拠出金等により</u> により実施



公害健康被害予防基金債券運用状況

1. 平成 24 年度購入債券

(単位:百万円、%)

銘 柄	購入額	表面利率
利付国庫債券第 141 回 (20 年)	417	1 . 70

2. 債券別運用状況 (平成25年3月31日現在)

(単位:百万円、%)

銘 柄	期末残高	構成割合	運用収入	平均利回り
国債	11, 815	26. 8	336	2. 88
地方債	8, 806	20. 0	157	1. 78
政府保証債	7, 482	17. 0	137	1. 82
財投機関債	6, 514	14. 8	123	1. 87
社 債	5, 396	12. 2	105	1. 66
コーラブル円建外債※	4, 100	9. 3	87	2. 07
合 計	44, 113	100. 0	945	2. 09

※コーラブル円建外債:円建外債は、外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨をもって表示されるもの。通常の債券は発行時に償還額及び償還日が定められているが、コーラブル円建外債は発行体が償還日前に一括償還する権利を有している債券であって、発行時にコール条項として期限前一括償還について定められているもの。なお、コーラブル円建外債については、平成16年10月以降、新規の取得は行っていない。

平成 24 年度 ソフト3事業等実施状況

	事	業内容	実施地方 公共団体 数	実施状況	金額(千円)			
				参加人数(人)	11,171			
		体序扣张声 **	40	家庭訪問指導(人)	352	F0 F00		
	ソ	健康相談事業	42	ピークフローメーター(個)	70	52,523		
環	フ・			ネフ゛ライサ゛ー(台)	95			
境	3	/#·库·◆本市 **	00	指導対象リスク児数 (人)	173,115	145.044		
保	事	健康診査事業	26	血液検査受検者数 (人)	454	145,644		
健	業	機能訓練事業	20	参加人数(人)	35,566	224.007		
事			38	ピークフローメーター(個)	999	234,897		
業		小 計		参加人数(人)	219,852	433,064		
	附帯	事業				27,603		
		機器等整備 戊)事業	8	施設数	12	48,573		
	小	計				509,240		
環接	計画	作成事業	0	事業数	0	0		
環境改善事		浄化植樹 戊)事業	6	植樹面積(㎡)	4,017	19,977		
業		19,977						
事務	事務連絡等経費							
		530,637						

[※] ソフト3事業には自立支援型公害健康被害予防事業補助金2億円も活用

^{※※} 附帯事業は、自立支援型公害健康被害予防事業に附帯する事業として、ぜん息・CO PD電話相談事業など機構自らが実施する事業

_
追
4
22
砸
*
尓
\mathbb{H}
卅
.1~
9
赵
①
_
$\overline{}$
08.
0
4
2
$\overline{}$
民
4
ulm1
駟
梊
10
$\stackrel{\leftarrow}{\sim}$
72
11
7
\prec
郱
谷
1
ς
渔
压
各
~
Q.
Ÿ
3
1
1
Ü
1
*
アオ
レンキ
$\overline{}$
:定)」フォ
決定)]
議決定)]
議決定)]
閣議決定)]
日閣議決定)」
7 日閣議決定)」
日閣議決定)」
月7日閣議決定)」
12 月7日閣議決定)」
月7日閣議決定)」
年12月7日閣議決定)」
22年12月7日閣議決定)」
22年12月7日閣議決定)」
22年12月7日閣議決定)」
22年12月7日閣議決定)」
计(平成22年12月7日閣議決定)」
计(平成22年12月7日閣議決定)」
计(平成22年12月7日閣議決定)」
本方針(平成22年12月7日閣議決定)」
+ (平成22年12月7日閣議決定)」
本方針(平成22年12月7日閣議決定)」
基本方針 (平成 22年 12月7日閣議決定)」
[しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)]
直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)
[しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)]
の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)」
直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)
の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)」
の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)」
・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)」
務・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)」
務・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)」
・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)」
事務・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)」
事務・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)」
:法人の事務・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)」
政法人の事務・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)」
:法人の事務・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)」
政法人の事務・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)」

平成 24 年度 知識の普及事業実施状況

1. ぜん息・COPD の予防等に関する講演会

	88 /# 18 =r	参加	アンケート調査の結果				
実施時期	開催場所	者数	回答者数	回答率	5段階 上位2段階	評価で までの評価	
平成 24 年 6 月 3 日 (日)	横浜市 横浜市歴史博物館 講堂	135 人	97 人	71.9%	89 人	91.8%	
平成 24 年 10 月 14 日 (日)	横浜市 はまぎんホール ヴィアマーレ	234 人	138 人	59.0%	126 人	91.3%	
平成 24 年 10 月 27 日 (土)	四日市市 四日市市総合会館 視聴覚室	41 人	27 人	65.9%	27 人	100%	
平成 24 年 11 月 11 日 (日)	四日市市 四日市市総合会館 視聴覚室	45 人	42 人	93.3%	39 人	92.9%	
平成 24 年 11 月 18 日 (日)	江東区 グランチャ東雲 レクルーム、浴室	52 人	24 人	46.2%	23 人	95.8%	
平成 24 年 11 月 23 日 (金·祝)	神戸市 神戸朝日ホール	78 人	59 人	75.6%	52 人	88.1%	
平成 24 年 12 月 12 日 (水)	東京都 東京都庁第一本庁舎 大会議場	201 人	122 人	60.7%	112 人	91.8%	
平成 24 年 12 月 15 日 (土)	神戸市 神戸国際会館 大会議場	60 人	46 人	76.7%	46 人	100%	
平成 25 年 1 月 18 日 (金)	横浜市 日石横浜ビル ホール	128 人	87 人	68.0%	84 人	96.6%	
平成 25 年 1 月 30 日 (水)	杉並区 座·高円寺2 (杉並区立杉並芸術会館)	66 人	49 人	74.2%	45 人	91.8%	
平成 25 年 2 月 3 日 (日)	江東区 男女共同参画推進センター (パルシティ江東)	93 人	53 人	57.0%	52 人	98.1%	
平成 25 年 2 月 8 日 (金)	神奈川県 大和保健福祉事務所 講堂	51 人	45 人	88.2%	42 人	93.3%	
平成 25 年 2 月 10 日 (日)	吹田市 夢つながり未来館 多目的ホール	63 人	46 人	73.0%	40 人	87.0%	
平成 25 年 3 月 20 日 (水·祝)	吹田市 夢つながり未来館 多目的ホール	42 人	35 人	83.3%	34 人	97.1%	
計		1,289 人	870 人	67.5%	811 人	93.2%	

2. ぜん息・COPD の予防等に関する講習会

	88 /W 18 =C	受講	アンケート調査の結果				
実施(予定)時期	開催場所	者数	回答者数	回答率	5段階記 上位2段階記		
平成 24 年 5 月 18 日 (金)	世田谷区 北沢タウンホール	79 人	76 人	96.2%	75 人	98.7%	
平成 24 年 6 月 1 日 (金)	川崎市 中原区役所	105 人	98 人	93.3%	95 人	96.9%	
平成 24 年 6 月 21 日 (木)	神戸市 市立唐櫃中学校	22 人	19 人	86.4%	19 人	100%	
平成 24 年 6 月 29 日 (金)	川崎市 市役所第4庁舎	152 人	142 人	93.4%	141 人	99.3%	
平成 24 年 8 月 10 日 (金)	東京都 葛飾区立保田しおさい学校	32 人	27 人	84.4%	27 人	100%	
平成 24 年 8 月 24 日 (金)	神戸市 神戸市人材開発センター	83 人	74 人	89.2%	72 人	97.3%	
平成 24 年 8 月 29 日 (水)	江東区 パルシティ江東	141 人	118人	83.7%	109 人	92.4%	
平成 24 年 10 月 12 日 (金)	東大阪市 イコーラムホール	114人	102 人	89.5%	90 人	88.2%	
平成 24 年 10 月 17 日 (水)	世田谷区 第3庁舎プライトホール	93 人	88 人	94.6%	88 人	100%	
平成 24 年 10 月 30 日 (火)	神戸市 神戸市教育会館	77 人	67 人	87.0%	65 人	97.0%	
平成 24 年 11 月 6 日 (火)	神奈川県 小田原保健福祉事務所	37 人	37 人	100%	36 人	97.3%	
平成 24 年 11 月 9 日 (金)	名古屋市 熱田保健所	30 人	29 人	96.7%	29 人	100%	
平成 24 年 12 月 4 日 (火)	大阪市 大阪市保健所	28 人	27 人	96.4%	27 人	100%	
平成 24 年 12 月 14 日 (金)	神奈川県 神奈川県総合医療会館	21 人	16 人	76.2%	16 人	100%	
平成 25 年 1 月 30 日 (水)	川崎市 中原休日急患診療所	24 人	19 人	79.2%	18 人	94.7%	
平成 25 年 2 月 6 日 (水)	名古屋市 鯱城ホール	232 人	219 人	94.4%	213 人	97.3%	

☆₩/ ₹ ☆ \₩	開催場所	受講	アンケート調査の結果				
実施(予定)時期		者数	回答者数	回答率	5段階語 上位2段階語		
平成 25 年 2 月 15 日 (金)	横浜市 関内ホール	212 人	196 人	92.5%	193 人	98.5%	
平成 25 年 3 月 9 日 (土)	静岡県 静岡県医師会館	174 人	134 人	77.0%	125 人	93.3%	
計		1,656 人	1,488 人	89.9%	1,438 人	96.6%	

3. 市民公開講座

○第29回 日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会市民公開講座

rtn +/= n+ #0	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
実施時期			回答者数	回答率		評価で までの評価
平成 24 年 6 月 16 日(土)	新梅田研修センター (大阪)	206 人	97 人	47.1%	89 人	91.8%

○第49回 日本小児アレルギー学会市民公開講座

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率		評価で までの評価
平成 24 年 9 月 16 日(日)	大阪国際会議場	266 人	150 人	56.4%	135 人	90.0%

4. ぜん息などのアレルギーをもつ児童・生徒のためのぜん息・アレルギーフォーラム

中长吐出	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果				
実施時期			回答者数	回答率		評価で までの評価	
平成 25 年 2 月 23 日(土)	新梅田研修センター	169 人	89 人	52.7%	89 人	100%	
平成 25 年 3 月 17 日(日)	都市センターホテル	224 人	136 人	60.7%	131 人	96.3%	
計		393 人	225 人	57.3%	220 人	97.8%	

5. 保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会

cts+4c n+ ++0	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果				
実施時期			回答者数	回答率	5段階 上位2段階	評価で までの評価	
平成 24 年 9 月 21 日(金)	東京国際フォーラム	252 人	220 人	87.3%	217 人	98.6%	
平成 24 年 10 月 26 日(金)	名古屋市中区役所 ホール	284 人	260 人	91.5%	256 人	98.5%	
平成 24 年 11 月 16 日(金)	神戸産業振興センター ハーバーホール	353 人	270 人	76.5%	257 人	95.2%	
平成 24 年 12 月 7 日(金)	北九州市総合保健福祉 センター講堂	135 人	126 人	93.3%	126 人	100%	
計		1,024 人	876 人	85.5%	856 人	97.7%	

6. ぜん息電話相談事業

(1)実施状況

実施期間	相談時間	相談員	相談件数
平成 24 年 4 月 1 日~ 平成 25 年 3 月 31 日 月~金 (祝日·土日除く)	9 時~17 時	専門医又は看護師	942 件

(2)アンケート調査の結果

相談件数	回答者数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価			
942 人	494 人	52.4%	98.2%	485 人		

7. ぜん息児水泳記録会

r=1+/- n+ ++0	88 / // 18 =r	参加者数	アンケート調査の結果				
実施時期	開催場所		回答者数	回答率		評価で までの評価	
平成 24 年 9 月 30 日 (日)	大阪プール	—(※ 1)	l		ı		
平成 24 年 10 月 13 日 (土)	東京辰巳国際水泳場	159 人	139 人	87.4%	125 人	89.9%	
計		159 人	139 人	87.4%	125 人	89.9%	

※1 台風 17号の影響により開催中止

8. 大気環境の改善に関する講演会

	55 (115 ==		6 L ± 16	アンケート調査の結果				
実施時期	開催場所	対象	参加者数	回答者数	回答率	5段階 上位2段階	評価で までの評価	
平成 24 年 5 月 19 日(土)	神戸市 神戸メリケンパーク	地域住民	47 人	47 人	100%	39 人	83.0%	
平成 24 年 11 月 8 日(木) 午前·午後 平成 24 年 11 月 9 日(金) 午前·午後	備前市 市役所	市職員等	151 人	151 人	100%	137 人	90.7%	
平成 24 年 11 月 20 日(火)	大阪府·大阪市·堺市共催 堺市役所	事業者等	96 人	70 人	72.9%	54 人	77.1%	
平成 24 年 11月27日(火)	三重県 四日市市霞ヶ浦会館	事業者等	45 人	43 人	95.6%	42 人	97.7%	
平成 24 年 11月 28日(水)	三重県 松坂市産業振興センター	事業者等	32 人	30 人	93.8%	28 人	93.3%	
平成 24 年 11月 29日(木)	名古屋市 鯱城ホール	事業者等	552 人	483 人	87.5%	439 人	90.9%	
平成 24 年 12 月 20 日(木)	北九州市 市役所	市職員等	130 人	103 人	79.2%	95 人	92.2%	
平成 25 年 1月 23 日(水)	神戸市 職員人材開発センター	市職員等	114人	99 人	86.8%	64 人	64.6%	
平成 25 年 1月 24日(木)	川崎市 川崎市産業振興会館	事業者等	103 人	71 人	68.9%	58 人	81.7%	
平成 25 年 2 月 6 日(水)	神戸市 ビフレホール	市職員等	376 人	112人	29.8%	83 人	74.1%	

rty +/- n+ ++n	88 JH 18 Sr	114	-1-A	アンケート調査の結果			
実施時期	開催場所	対象	参加者数	回答者数	回答率	5段階 上位2段階	評価で までの評価
平成 25 年 2月 13日(水)	大阪府 咲洲庁舎	事業者等	85 人	80 人	94.1%	76 人	95.0%
平成 25 年 2 月 20 日(水)	神戸市職員人材開発センター	市職員等	130 人	76 人	58.5%	42 人	55.3%
平成 25 年 2月 27 日(水)	神戸市 職員人材開発センター	市職員等	85 人	57 人	67.1%	39 人	68.4%
	計		1,946 人	1,422 人	73.1%	1,196 人	84.1%

9. 大気環境の改善に関する講習会

rta +t- n+ ++n	88 /H 18 =r	↔ += +/ * +	アンケート調査の結果				
実施時期	開催場所	参加者数	回答者数	回答率		評価で までの評価	
平成 24 年 11 月 7 日(水)	大阪府 咲洲庁舎	9人	9人	100%	9人	100%	
平成 24 年 11 月 16 日(金)	神戸市	6 人	6 1	100%	6 1	100%	
平成 24 年 11 月 28 日(水)	甲子園自動車教習所	0 1	6人	100%	6 人	100%	
平成 24 年 11 月 28 日(水) 午前·午後	葛飾区 金町自動車教習所	7人	7人	100%	7人	100%	
平成 25 年 1 月 25 日(金)	倉敷市	26 人	22 人	84.6%	22 人	100%	
平成 25 年 1 月 26 日(土)	倉敷自動車教習所	20 人	22 /	84.0%	22 人	100%	
平成 25 年 1 月 12 日(土)	神戸市	5 人	5 人	100%	3 人	60%	
平成 25 年 2 月 2 日(土)	綱干自動車教習所	3 🔨	J X	100%	3 人	00%	
11	53 人	49 人	92.5%	47 人	95.9%		

[※]大気環境の改善に関する講習会は、実車等(トラック等)を利用した実技講習を伴うものであり、 1回の参加定員は小規模なものである。

平成 24 年度 研修事業実施状況

7 7 7		実施	+ + + +	受講	アンケート調査の結果			
]-	コース名 実施 時期 場所 実施 時期		者数	回答者 数	回答率	5段階評価 段階まで		
初任者研修	(小児)	東京	平成 24 年 5 月 31 日	51 人	46 人	90,2%	46 人	100%
MIT E MIN	(成人)	東京	平成 24 年 6 月 1 日	017	40 /	00.Z/I	70)	100%
	(ぜん息キャンプ)	東京	平成 24 年 6 月 20 日 ~6 月 22 日	27 人	25 人	92.6%	24 人	96.0%
機能訓練研修	(水泳訓練教室)	東京	平成 24 年 7 月 11 日 ~7 月 13 日	30 人	24 人	80.0%	24 人	100%
	(ぜん息キャンプ 体験型)	福岡	平成 24 年 8 月 21 日 ~8 月 24 日	17 人	13 人	76.5%	12 人	92.3%
归	(小児)	東京	平成 24 年 9 月 5 日 ~9 月 7 日	35 人	35 人	100%	35 人	100%
保健指導研修 -	(成人)	大阪	平成 24 年 10 月 3 日 ~10 月 5 日	30 人	27 人	90.0%	27 人	100%
予防事業フォローアップ研修		大阪	平成 24 年 11 月 8 日 ~11 月 9 日	45 人	44 人	97.8%	41 人	93.2%
環境改善研修		東京	平成 25 年 1 月 17 日 ~1 月 18 日	68 人	60 人	88.2%	60 人	100%
呼吸リハビリテー 養成に係る派遣		栃木	平成 25 年 2 月 9 日 ~2 月 10 月	35 人	35 人	100%	34 人	97.1%
ぜん息患者教育スタッフ養成研修・		大阪	平成 25 年 2 月 14 日 ~2 月 15 日	71 人	67 人	94.4%	67 人	100%
		東京	平成 25 年 3 月 7 日 ~3 月 8 日	52 人	52 人	100%	52 人	100%
	≣†			461 人	428 人	92.8%	422 人	98.6%

ニーズを踏まえた事業改善の事例及び今後の事業への要望

1. ニーズを踏まえた事業改善

平成 23 年度事業参加者からのアンケート結果等を踏まえ平成 24 年度事業へ反映した事例

(1)水泳記録会、講演会、講習会等

要望等	反映事項、検討状況等
〇水泳記録会	
・ぜん息薬の吸入方法やピークフロー測定	・昨年度から実施している水泳記録会の開
など自己管理手法について指導して欲し	始前の時間帯を利用した小児アレルギーエ
l,°	デュケーターによる吸入実技指導等を交え
	たミニセミナーに加え、新たに全員参加型
	実技指導(ピークフローメータを用いた実技
	指導)を実施。
〇講演会、講習会	
・専門医への相談、交流の機会を提供して	・参加申込時に事前質問の聴取、講演終了
欲しい。	後の質疑応答時間の確保、講師の同意を
	得られた場合、講演終了後に個別相談会
	を実施。
・学校等の現地に赴いての講習の実施	・出張型講習(講演)会の実施の促進
・実技指導の実施	・座学中心ではなく、実技指導を取り入れた
	講演会、講習会を開催。特に、アナフィラキ
	シー症状緩和のための「エピペン®(自己注
	射補助治療剤)」の使用方法についての実
	技指導を実施。

(2)研修

要望等	反映事項、検討状況等
・水泳指導員の育成強化のためのカリキュ	・実際の指導現場において実践的な内容を
ラムの充実	修得するため、スポーツ医学や水泳指導の
	専門家の講義を実施。
・地方公共団体が行うソフト3事業の事業	・今年度より予防事業の助成対象とした親子
内容の事例紹介や企画・立案等の手順な	ぜん息キャンプの実施事例をはじめ、地方
どを知りたい。	公共団体等の実施する事業の事例紹介を
	実施。

要望等	反映事項、検討状況等
・小児気管支喘息治療・管理ガイドライン	・講義において、昨年改訂された「小児気管
の改訂に伴う最新情報の提供	支喘息治療・管理ガイドライン 2012」に基づ
	く最新情報や、昨年保険適用となったアナ
	フィラキシー症状緩和のための「エピペン®
	(自己注射補助治療剤)」の使用方法を含
	めた最新情報を提供。
・大気環境問題に関する情報の提供	・環境改善研修の講義において、PM2.5及び
	自動車 NOx・PM 法を中心とした最新の大気
	環境問題に関する情報を提供した。

2. 平成 24 年度事業参加者のアンケート等により把握した今後の要望、意見等 〈講演会、講習会〉

要望等	反映事項、検討状況等		
・自己管理方法習得のための支援	・専門性の高いコメディカルスタッフによる		
	実演、体験、実技指導形式の促進。		
・保育所、小学校の現場の教職員を対象と	・各保育所、小学校へ講師を派遣する出張		
した講習	型講習会の実施。		
・COPD の認知度向上のための啓発	・「世界 COPD デー」に合わせて啓発事業を		
	実施。		

〈研修関係〉

要望等	反映事項、検討状況等
・コメディカルスタッフの養成の推進	・「呼吸リハビリテーション指導者養成に係る
(自己啓発や研修機会の提供など)	派遣型研修」における参加者増加の状況を
	鑑み、機構独自の研修の開催を予定。
・地方公共団体間における意見交換、情	・地方公共団体間の連携強化のための意見
報交換を行う場の提供。	交換会の実施。
・業務が多忙で参加できなかった者へのフ	・全地方公共団体へ研修テキストの送付、機
オローアップ	構の調査研究で開発した e ラーニングシス
・研修参加者の復習の機会を促進	テムを活用した自己学習教材の運用、研修
	終了後に指導の現場で活用するための統
	一的な研修テキストの作成の検討。

意見交換を実施した団体

公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体及び NPO 法人としてぜん息・COPD の予防や健康の確保・回復に資する活動に取り組む患者団体との意見交換を下記のとおり実施した。

団体名	意見交換に係る趣 旨説明等を各団体 に対し個別に実施	開催日
全国公害患者の会連合会	平成 24 年 8 月 29 日	
公益財団法人 公害地域再生センター	平成 24 年 8 月 29 日	
公益財団法人 水島地域環境再生財団	平成 24 年 8 月 30 日	
NPO 法人 日本呼吸器障害者情報センター (J-BREATH)	平成 24 年 9 月 20 日	
NPO 法人 アレルギー児を支える全国ネット (アラジーポット)	平成 24 年 9 月 20 日	平成 24 年 12 月 12 日
NPO 法人 アレルギーを考える母の会	平成 24 年 9 月 24 日	
NPO 法人 アレルギー友の会	平成 24 年 9 月 26 日	
NPO 法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る 会(エパレク)	平成 24 年 9 月 27 日	
NPO 法人 相模原アレルギーの会	平成 24 年 10 月 2 日	

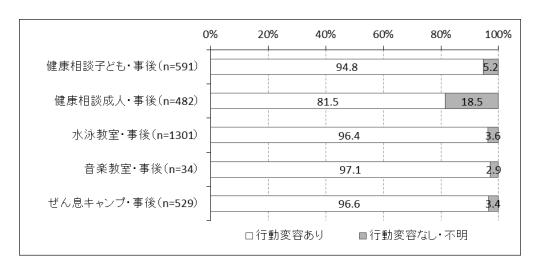
ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査 及び事業改善に向けた検討状況

内容
・46 地方公共団体におけるソフト3事業の事業対象者に対し、統
一的な調査票を用いて、事業実施後及び事業実施2ヵ月後にア
ンケート調査を実施し、①参加した事業に対する評価、②行動
変容(事業実施前後における事業対象者本人や家族の取組の
変化)、③知識の普及・気づき、④事業参加前後の事業対象者
及び家族の QOL の変化、⑤事業対象者本人のコントロール状
況の変化(症状の変化)を評価指標として事業実施効果を把握
した。平成 24 年度も継続してソフト3事業の事業実施効果の測
定・把握のための調査を行った。
・ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査結
果を踏まえ、今後の事業改善に資するため、平成 23 年度にソフ
ト3事業の実施状況等に関するアンケート調査を実施し、平成
24 年度に地方公共団体へフィードバックした。
・その調査結果を踏まえ、平成 24 年度は事業効果や効率性の
高い事業の取組みを取りまとめた事例集の作成を行った。

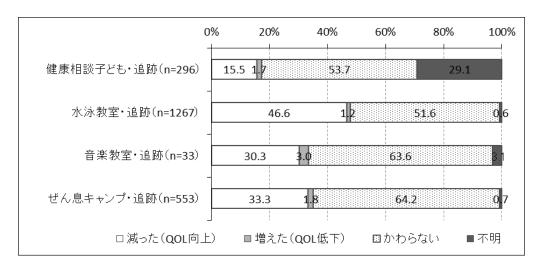
ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告 - 抜粋-(平成24年度本格調査結果 - 中間報告-)

(平成24年4月1日~平成25年2月末までの回収データを集計)

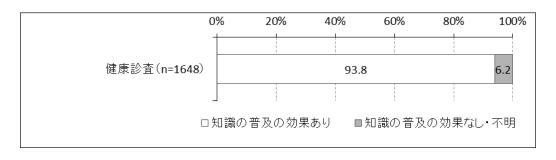
1. 行動変容



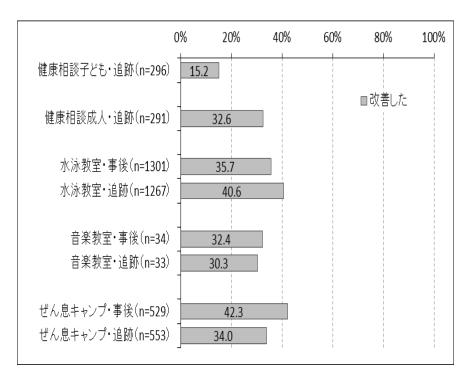
2. QOLの変化(学校等の欠席や行事不参加の回数)



3. 知識の普及・気づき



4. コントロール状況の変化(症状の変化)

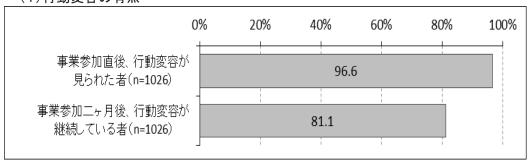


(参考)

【水泳教室】

1. 行動変容

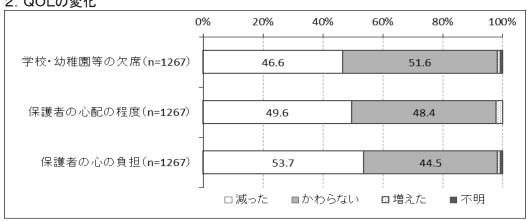
(1)行動変容の有無



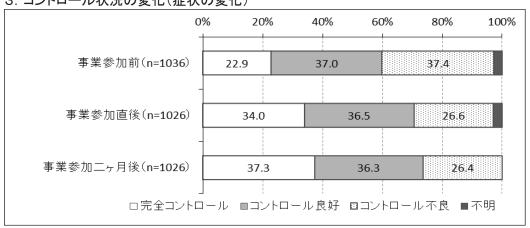
(2)行動変容の内容

第 1 位	自分の体調管理に気を配る	58.7%
第 2 位	(家族が)環境の整備に気をつける	54.6%
第 3 位	ぜん息に対し関心を持つ	53.4%

2. QOLの変化



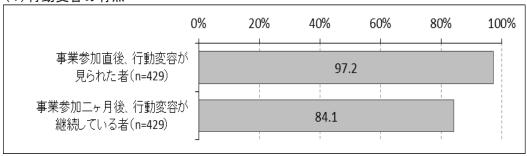
3. コントロール状況の変化(症状の変化)



【ぜん息キャンプ】

1. 行動変容

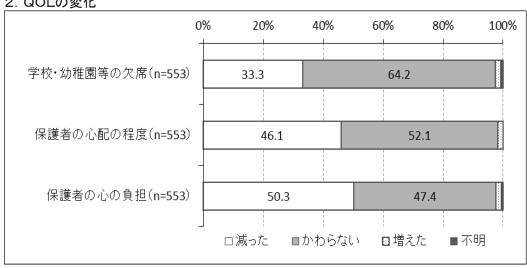
(1)行動変容の有無



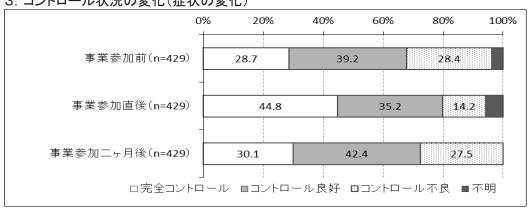
(2)行動変容の内容

第 1 位	ぜん息に対し関心を持つ	65.0%
第 2 位	自分の体調管理に気を配る	64.6%
第 3 位	積極的にからだを動かす	46.2%

2. QOLの変化



3. コントロール状況の変化(症状の変化)



ソフト3事業事例集-抜粋-

●健康相談事業(小児) プログラムを工夫している事例

年間を通じて継続した指導の実施

豊島区

<基本データ (平成23年度) >

●事業名称:ぜん息児デイキャンプ、ぜん息児 ●場 所:新宿御苑(デイキャンプ)/

スプリングスクール 区内の公共施設(スプリングスクール)

事業対象:小学3年生~中学3年生及びその保護者募集人数:50人(組)/40人(組)

●実施回数: 年2回(3月(スプリングスクール)、 ●応募人数: 20人(7組)/8人(5組)

10月(デイキャンプ)) ●参加者数:16人(保護者11人)/8人(保護者5人)



豊島区では、慢性疾患であるぜん息に対しては継続的な日常のコントロールが重要であることを踏まえ、年間を通じて継続的な指導を行うため、秋に実施している機能加練事業の前後にデイキャンプとスプリングスクールを行っています。また、子どもが自己管理できるようになるためには家族の理解も必要と考え、デイキャンプ及びスプリングスクールでは親子での参加を促しています。

■取組の背景

- ●平成23年度、福島県で実施する予定だったぜん息キャンブ事業が震災の影響で休止となったため、代替事業としてデイキャンプを行うこととしました。
- ●また、保護者への指導の機会を設け、子どもがより一層ぜん息の自己管理をできるようになることを目的として、平成23年度はスプリングスクールを実施しました。

■実施内容

- ●同じ児童に年間を通じた継続的な指導ができるよう、健康相談事業(集団相談)のデイキャンプおよびスプリングスクールと、機能訓練事業の水泳教室、音楽教室、サマーキャンプとを一連の事業として扱い、年間スジュールを調整しています。
- ●事業のテーマは、小児ぜん息についての勉強会、吸入指導、腹式呼吸、レクリエーションです。
- ●参加児童の保護者には、ぜん息に対する医学的知識 を深めてもらい、また、保健師や看護師などによる 個別相談を実施して精神的なケアをしています。

プログラム (平成23年度及び24年度の例)

- ■デイキャンプ miniは meh2%e
- ・呼吸法の勉強会
- ・ぜんそくQ&A (23年度)、保護者の 情報交換会(24年度)
- ■スプリングスクール
 最新のぜん息管理について 親子で学習
 - 吸入器の使い方
- ・ビークフローメーターの 使い方

年間スケジュール (平成24年度の例)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
健康相談事業	デイキャンプ										\Rightarrow		
	スプリングスクール			\leftrightarrow									
機能別練事業	水泳教室					\leftarrow		Ţ		\leftarrow		ļ	
	音楽教室								1				
	サマーキャンプ								†				

■実施体制

注) デイキャンプのみ

從事者	人数	役割
医師 (小児科医) ※大学病院所属	1~2	診察·指導
保健師 (事務局)	1	問診·保健指導
看護師 (事務局)	1	問診·保健指導
看護師 注) ※大学病院所属	2	ピークフロー測定
理学療法士 注)	2	腹式呼吸指導
生活指導員 注)	5	レクリエーション
事務職 (事務局)	2~3	受付·総括

▶ 委託先:ディキャンプ)(株)余暇問題研究所、スプリングスクール)なし

■取組上の工夫

- ●年度当初に各事業の日程をまとめた年間予定表を広報します。
 - ⇒実施時期が離れたデイキャンプとスプリングスクールの参加者の 重複は1割程度にとどまるが、ほぼ連続的に実施されるサマーキャ ンプと水泳教室の参加者の重複は約4割にのぼる。
 - ●デイキャンプは雨天時でも開催できるよう屋内施設を確保しています。
 - ●当日の配布資料は当区手製であり、興味を持ってもらえるようなデザインに仕上げています。
- ◆ 他の児童の役に立つことが多々あることから、質疑応答では個別の 質問も受け付けます。

■取組の効果

- ●年間を通じた継続指導により、次のような効果が得られています。
- ・デイキャンプとスプリングスクールを機能訓練事業と一体化させた継続 的な指導により、ぜん息児は日常的なコントロールをより身に付けやす くなっている。(具体的な効果把握は、デイキャンプや水泳教室におい てぜん息コントロールテスト (JPAC) の点数化を試行中)



機構の効果測定・把握調査結果によると、本事業は、 QOLの改善において、高い効果が得られています。

■今後の課題

- ●今後は、医療機関との連携も必要と考えていますが、区外の医療機関を利用する方も多いため、連携の方法を検討しています。
- ■このような事業への関心が薄まっていると考えられる、思春期にぜん息を持ち越している子どもについても、自己管理状況を確認したいと考えています。

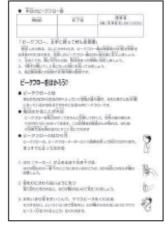
豊島区 保健福祉部 地域保健課 公害保健グループ
☎03-3987-4220 ▲ A0016901@city.toshima.lg.jp

年間予定表



お手製の配布資料(抜粋)





●機能訓練事業(水泳教室) 指導を工夫している事例

年間を通じた教室における指導の工夫

江戸川区

<基本データ(平成23年度)>

事業名称:風の子水泳教室

■事業対象: 小学1年生~6年生 ■募集人数:2会場合計200人 ●応募人数:同183人

●実施回数:年36回×2会場 ●参加者数:同179人(延べ4,710人)

実施時期:4月~翌3月(8月は除く)



江戸川区の風の子水泳教室では、水泳教室を一年通じて実施することにより、多くの効果が得られて います。通年で実施することで、ぜん意見に対する指導の継続性が得られることはもちろん、効率的に参 加者が集められ、施設や従事者の確保も容易になるなど、事業運営の円滑化にもつながっています。ま た、指導上、様々な工夫を凝らすことで、高い参加率を維持していることも特徴的です。

●場 所:アーバンブラザ、スポーツセンター

■取組の背景

- ■区スポーツセンターで、一般区民向け水泳教室の運営をお願いしていた元メダリストの竹宇治聴子先生が、 他市でぜん息児のための水泳指導に大きな成果を挙げておられました。そこで、先生にご相談し、平成元年 から、ぜん息児向けに「風の子水泳教室」を開催することとなりました。
- ●先生の長年の経験から、年間を通じた指導が効果的ということで、通年で教室を開催することとし、それに 向けて、大学病院や区の医師会に協力を求めるなど実施体制を整えました。

■実施内容

- ●本事業は、一年間にわたる教室です。毎年2月に参加者を募 集、4月に事前説明会を行い、教室を開始しています。
- 事前説明会で、参加者と保護者に対し、一年を通して教室に 参加することの意識づけを徹底することにより、各教室の参 加者率は、80~90%程度と、非常に高い状況にあります。
 - ■達記事 専門家コラム:「水泳教室の指導のポイント」(p72参照)
- ●各回の入水前にピークフロー測定を行い、ピークフロー値や 診察の結果をもとに、教室に参加して良いか否かを医師が判 断します。また当日の体調を見つつ、参加するかどうかを自己 判断させています。低学年では、通いはじめの頃は値が不安 定なこともありますが、1~2か月で値も安定し、自己判断も できるようになります。
- ●毎年、参加者には、タイム記録とコーチコメントを添えた 記 録証'を贈っています。参加者が次年度も参加する率 (継続率) は100%近くとなっており、卒業生(6年生)には'修了証'と記 念品も授与しています。

スケジュール (平成24年度の例)





▲ 毎年贈られる記録証
▲ 卒業生に贈られる修了証

■実施体制

※スポーツセンターの例

從事者	人数	役割
医師 (小児科医、内科医)※大学病院所属、医師会より派遣	1	参加前検診、待機、事後検診
看護師	1	診察補助、待機
指導員(委託)	9	受付、水泳指導、事後ミーティング
区職員	随時	待機

▶委託先:オフィスたけうじ(有) ▶委託内容:管理・運営全般

■取組上の工夫

- ●一年間という長期間の開催であり、参加者のモチベーションを考えて、1回あたり1時間と短めに設定しています。ただし途中の休憩はありません。
- ●事前説明会で、参加者、保護者、指導員の三者がコミュニケーションを図る機会を 設け、教室参加にあたってのルールを共有します。
 - ●無断欠席は厳禁というルールを共有する一方で、体弱不良による欠席や教室中の 休憩は自己判断に委ねられる、という寛容さもあります。このようなことが、高参 加率の維持や自己管理意識向上につながっています。
- 万が一、無断欠席があった場合は、指導員が必ず電話でフォローします。また、出席カードにハンコを押し、皆勤者には皆勤賞 (1,300円程度のゴーグル) を贈ることで参加者の励みにつなげています。
 - ●準備期間を含めると年度をまたぐ事業であることから、次年度継続して参加する 者にかかる経費の一部を当該年度内の予算で支出します。



▲ 皆勤賞のゴーグル



▲皆勤者への賞状

■取組の効果

- ■通年で事業を実施することにより、次のような効果が得られています。
- ・年間スケジュールの終盤に、次年度の参加申込書類を児童に手渡すことで、翌年度の参加者を確認・確保する。このため、広報活動への労力・予算の投資が不要である。
- 毎年通年で行っているため、実施場所、従事者の確保が容易である。
- ・皆勤賞が励みになり、教室参加以外でも、服薬等をきちんと守るようになっている。
- ・通年でピークフロー測定を実施することで、参加者の自己管理意識が高まる。
- 一年間事業を実施することで、継続して、ぜん思児に必要な指導を行うことができる。また、参加者は基本的に6年間参加するため、指導内容についてのフォローアップが不要である。
- ・長期にわたる教室開催のため、参加者と指導員の間で、良好な関係が構築できる。
 それが高参加率の維持につながっている。



機構の効果測定・把握調査結果によると、本事業は、QOLの向上やコントロール状況の改善などの項目において、高い効果が得られています。

■今後の課題

●毎回ほとんど募集定員を満たしているため、事業の広報は、現在、年に1回、区広報で行うのみにとどめています。今後は、希望者が募集定員を超えてしまった場合の調整方法が課題と考えています。

連絡先 江戸川区 健康部 健康推進課 公害補償係

☎ 03-5662-1414

☑ kenkousuishin@city.edogawa.tokyo.jp

平成24年度新規環境保健調査研究課題の公募について

平 成 24 年 3 月 29 日 独立行政法人環境再生保全機構 予防事業担当理事 今井 辰三

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領(平成17年細則第1号)第4条の規定に基づく調査研究の対象となる分野及び調査研究計画書の提出期限について以下のとおり公表します。

- 1. 調査研究の対象となる分野
- (1)気管支ぜん息の発症予防に関する調査研究(公募分野:2分野)
 - ① ぜん息発症予防のための客観的評価指標によるスクリーニング基準
 - ② 乳幼児の早期治療、早期介入によるぜん息発症予防効果
- (2) 気管支ぜん息・COPD 患者の健康回復に関する調査研究(公募分野:6分野)
 - ① 気管支ぜん息患者の効果的な長期管理支援のための患者アセスメント手法と評価に応じた患者教育プログラム
 - ② 就学期の患者を対象とする新たな健康相談、健康教育のあり方
 - ③ 吸入アレルゲン回避のための室内環境整備の手法と予防効果
 - ④ 客観的指標によるぜん息コントロール状態の評価
 - ⑤ COPD のセルフマネジメント教育プログラムの開発及び効果的な介入方法
 - ⑥ 呼吸リハビリテーションの実践及び客観的評価手法
- (3)気管支喘息の動向等に関する調査研究(公募分野:1分野)
 - ① 気管支ぜん息患者の予後と変動要因に関する調査研究
- 2. 調査研究計画書の提出期限

平成 24 年 3 月 29 日(木)から平成 24 年 5 月 15 日(火)午後 6 時までに必着または持参のこと。

3. その他

目的、予算規模、調査研究計画書の提出方法、調査研究課題の採択等については、別添書類を参照して下さい。

平成 24 年度環境保健分野に係る調査研究概要〈新規研究課題〉

調査研究の概要 調査研究課題名 3分野9課題について実施 分野 I 気管支ぜん息の発症予防に関する 調査研究 1. ぜん息発症予防のための客観的 1-① 気管支ぜん息予防のための客観的かつテー 評価指標によるスクリーニング基 ラーメイド的予知のスクリーニング基準の確立 小児の 3 歳児健診時を対象に、問診(環境因子を 含む)、診察、血液検査および遺伝子検査による評 価に加えてぜん息発症の遺伝因子および遺伝ー環 境関連因子と 3 歳児健診時までのぜん息発症の有 無との関連を網羅的かつ個別的(テーラーメイド的) に分析する。 1-② ぜん息発症予防のための客観的評価指標に よるスクリーニング基準 喘鳴について、多施設参加の検討により年齢的正 常値の算定を行い、肺音解析による乳幼児の喘息の スクリーニングの基準を定める。咳嗽については、咳 嗽モニターにて、喘息の咳嗽と非喘息の咳嗽の相違 を検討し、喘息のスクリーニング基準を定める。 1-③ ぜん息患者の増悪及び未発症成人の発症 の予測のための気道バイオマーカーの確立とその大 気汚染物質の影響評価への応用に関する調査研究 ぜん息群においては、EBC 中の各分子マーカーが その増悪に伴いどう変動するかを検討しぜん息未発 症群では、その臨床経過、特にぜん息発症と大気汚 染レベルとの関連性を検討する。 2. 乳幼児の早期治療、早期介入によ 新生児からの皮膚バリア機能保持・シンバイオティ クス投与による吸入アレルゲン感作・喘鳴・喘息発症 るぜん息発症予防効果 の予防に関する研究 日常生活において実際に施行可能な予防法とし て、生後早期からの皮膚バリア機能保持(保湿薬)と 腸内細菌叢の速やかな形成のためのシンバイオティ クス(プロバイオティクスとプレバイオティクスの組み 合わせ)の両者の併用効果を検討する。 分野Ⅱ 気管支ぜん息・COPD 患者の健康 回復に関する調査研究 1. 気管支ぜん息患者の効果的な長 1一① 気管支ぜん息患者の効果的な長期管理支援

のための患者アセスメント手法と評価に応じた患者教

期管理支援のための患者アセスメ

調查研究課題名 調査研究の概要 ント手法と評価に応じた患者教育 育プログラム プログラム テイラー化教育プログラムの有効性を、服薬アドヒ アランスの測定およびこれまでに開発した自己効力 感尺度得点の測定等によって検証する。さらに、テイ ラー化教育プログラムの実用性を高めるために、プロ グラム実施評価を基にした内容修正とともに、一般化 に向けて医療従事者の使用可能性を検討する。 1-② アレルギー専門コメディカルによる喘息・アレ ルギー疾患自己管理・長期管理指導の質の向上、医 療の効率化に関する研究 小児アレルギーエデュケーターによる患者教育に より、患者満足度、QOL、治療スキル、自己管理能力 の向上、長期管理の継続、発作時対応、環境整備等 が実施できるようになり治療効果、効率の向上を目 指す。 2. 就学期の患者を対象とする新たな 治療が必要とされる患者の抽出方法について、従 健康相談、健康教育のあり方 来の対象校からさらに他の地域、設立団体の学校等 も対象に加え、妥当性の検討を行う。また、臨床的指 標、検査的指標、経過観察からの妥当性についても 検討を行う。 室内アレルゲン対策方法として、既にダニやペット 3. 吸入アレルゲン回避のための室内 環境整備の手法と予防効果 に関しては確立しているが、実際の日本の室内環境 中の昆虫種や抗原量、対策については、現在の臨床 現場ではまだ不十分であると考えられるため、明確 に提示し、医師から患者まで広く普及することにより、 喘息の健康回復、発症予防に繋げる。 4. 客観的指標によるぜん息コントロー 4-① 気道炎症、気道閉塞、および気道リモデリン グに関するそれぞれの客観的指標を用いたぜん息コ ル状態の評価 ントロール状態評価法の確立 成人喘息患者を対象に、気道炎症、気道狭窄に関 わる既存の評価指標に加え、新規の評価指標とし て、気道リモデリングの評価指標や酸化ストレス由来 の気道炎症を評価する指標を測定するとともに、胸 部 CT を用いた気流閉塞の定量解析等を実施し、新 規の評価指標と臨床諸指標を対比し、その有用性を 検証する。 4-② 客観的指標による喘息コントロール状態の評 これまでの調査研究で作成した「ぜん息テキスト」に ついて、「ぜん息テキスト」を用いて保健指導を行うと ともに、ACT 等の評価指標を取り入れ自己管理に有 用な自己評価の指標としての検証を行う。

調査研究課題名	調査研究の概要
	4一③ 小児ぜん息の病態とコントロール状態を反映する新しい客観的評価手法確立に関する研究 小児気管支ぜん息の新しい客観的評価手法として強制オッシレーション法における適正な測定条件、基準値を確立し、ぜん息コントロールテストの再評価も行う事でより有効な利用法を確立する。
5. COPD のセルフマネジメント教育プログラムの開発及び効果的な介入方法	タブレットPCを用いたCOPD患者のセルフマネジメント教育システムの開発と効果的な介入方法に関する調査研究 COPD患者を対象とした簡易で効果的なセルフマネジメント教育の実践を可能とする、音声、イラスト、動画等を用いたタブレットPCを擬人化するソフトを開発し、さらに臨床試験により開発したソフトの有用性の科学的エビデンスを確立する。
6. 呼吸リハビリテーションの実践及び客観的評価手法	呼吸リハビリテーションの実践及び客観的手法に関する研究 旧公害指定地区(東京・大阪・四日市・倉敷・北九州・大牟田など)を含む各地域において、保健所、医師会など各地域に現存する医療インフラを活用した「地域リハビリテーションによる COPD 地域病診連携システム」を構築し、COPD の早期発見、早期治療介入ならびに COPD 進行の抑制(予防)の可能性を検証する。
分野皿 気管支ぜん息の動向等に関する調 査研究	
気管支ぜん息患者の予後と変動要 因に関する調査研究	気管支喘息患者の予後と変動要因に関する調査研究 気管支喘息は治癒可能な疾患か否かについては、未だ明確な解答はなく、吸入ステロイド薬が普及してからの長期予後を検討した研究は国内外にほとんど見られないため、小児喘息部門では、抗炎症治療を受けた小児喘息患者の長期的予後を思春期、成人期まで前方視的に調査していくことで、これら治療の実施状況と症状の推移を把握し、成人喘息部門では、日本人成人喘息の発症、予後を主要評価項目とした前向き研究を行うことで電子レセプト内容とメタボ検診結果を併せて調査し、メタボ各因子が成人後喘息発症や非寛解に関与するかを検討する。

平成 24 年度環境保健分野に係る調査研究概要<継続研究課題>

調査研究課題名	調査研究の概要
公害健康被害予防事業助成対象地域 におけるぜん息等の有症率と動向把 握について	
1. 小児気管支喘息の経年変化および 地域差に関する研究	過去3回(1982年、1992年、2002年)の有症率調査と 同一地域、同一対象校、同一方法により西日本 11 県、5万5千人~3万5千人の学童を対象としてぜん 息等の有症率調査を実施し、ぜん息の経年変化や 地域差などについて検証する。 (調査対象地域(予定):東京都、神戸市、北九州市、 大牟田市)
2. 小児喘息の有症率とその動向に関する研究	インターネットを利用して小児アレルギー疾患の疫学調査の調査手法の評価と対象地域の有症率調査を実施する。また、既存の調査との比較、インターネット調査自体の再現性の検証を行うとともに、過去の調査で課題であった季節変動性を踏まえた調査なども実施する。
3. 成人ぜん息の有症率とその動向に関する研究	助成対象地域に居住している 18 歳以上の成人に対し、インターネットを利用してぜん息有症率有病率を調査する。また、現在のぜん息コントロール状況等について調査し、小児ぜん息の成人後の寛解状況を把握する。 (調査対象地域(予定):川崎市、富士市、東海市、四日市市、尼崎市、倉敷市、北九州市等)

公害健康被害予防に関する調査研究の評価について

1. 調査研究評価項目

事前評価: 調査研究の実施が決定されるまでに実施する。

年度評価: 各年度の調査研究の終了時(最終年度は除く)に実施する。

事後評価: 調査研究の最終年度終了後、調査研究成果が取りまとまり次第実施する。

注)各項目に係る評価は、基準となるA~Eの5段階評価結果を5点から1点に換算し、それ ぞれの評価をした委員の数を乗じた値の平均点を算出している。

	評	価 軸	事前 評価	年度 評価	事後 評価
	環境保健及び原進への貢献度	局地的大気汚染対策の推	0		0
個	研究成果目	明確性、的確性	0		
別	標	達成度		0	0
の評	研究計画	適切さ	0		
価軸	明元前 画	妥当性		0	0
	内容の独自性(可能であるか)	他との研究との差別化が	0		0
	社会・経済に対する貢献度				0
	総合評価			0	0

2. 環境保健分野

(1) 平成24年度環境保健調査研究 事前評価

1 気管支ぜん息発症予防のための客観的かつテーラーメイド的予知のスクリーニング基準の確立

		Α	В	С	D	E	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度		5	1	1		3.57
	研究成果目標の明確性、的確性	1	5	1			4.00
個別の 評価軸	研究計画の適切さ	2	3	2			4.00
計111111111111111111111111111111111111	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	3	4				4.43
	社会・経済に対する貢献度	1	5	1			4.00
総合評価	i	2	4	1			4.14

2 ぜん息発症予防のための客観的評価指標によるスクリーニング基準

		Α	В	С	D	E	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	1	4	1	1		3.71
	研究成果目標の明確性、的確性	3	2	2			4.14
個別の 評価軸	研究計画の適切さ	2	3	2			4.00
古十1124年	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	5	1		1		4.43
	社会・経済に対する貢献度		5	1	1		3.57
総合評価	i	3	2	1	1		4.00

3 ぜん息患者の増悪及び未発症成人の発症の予測のための気道バイオマーカーの確立とその大気汚染物質の影響評価への応用に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	1	6				4.14
	研究成果目標の明確性、的確性	1	4	2			3.86
個別の 評価軸	研究計画の適切さ		3	4			3.43
計111111111111111111111111111111111111	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	1	5	1			4.00
	社会・経済に対する貢献度		4	3			3.57
総合評価			6	1			3.86

4 新生児からの皮膚バリア機能保持・シンバイオティクス投与による吸入アレルゲン感作・喘鳴・喘息発症の予防に関する研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度		3	3	1		3.29
	研究成果目標の明確性、的確性		5	2			3.71
個別の 評価軸	研究計画の適切さ	1	2	4			3.57
百十71211 ¥0	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	2	4	1			4.14
	社会・経済に対する貢献度	1	1	5			3.43
総合評価		1	4	2			3.86

5 気管支ぜん息患者の効果的な長期管理支援のための患者アセスメント手法と評価に応じた患者教育プログラム

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	1	4	2			3.86
	研究成果目標の明確性、的確性	1	3	3			3.71
個別の 評価軸	研究計画の適切さ	1	3	3			3.71
рт іштн	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	2	3	2			4.00
	社会・経済に対する貢献度		4	3			3.57
総合評価	İ	2	3	2			4.00

6 アレルギー専門コメディカルによる喘息・アレルギー疾患自己管理・長期管理指導の質の向上、医療の効率化に関する研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	1	5	1			4.00
	研究成果目標の明確性、的確性	3	2	2			4.14
個別の 評価軸	研究計画の適切さ	1	4	2			3.86
ит іштн	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	3	2	2			4.14
	社会・経済に対する貢献度	2	3	2			4.00
総合評価	i	3	2	2			4.14

7 就学期の患者を対象とする新たな健康相談、健康教育のあり方に関する研究

West of the Control o							
		Α	В	O	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	3	2	2			4.14
	研究成果目標の明確性、的確性		4	3			3.57
個別の 評価軸	研究計画の適切さ	1	3	3			3.71
д г пад та	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	1	3	3			3.71
	社会・経済に対する貢献度		3	4			3.43
総合評価		1	3	3			3.71

8 吸入アレルゲン回避のための室内環境整備の手法と予防効果

		Α	В	С	D	E	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	1	4	2			3.86
	研究成果目標の明確性、的確性		5	2			3.71
個別の 評価軸	研究計画の適切さ		4	3			3.57
и прити	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	1	4	2			3.86
	社会・経済に対する貢献度	1	3	3			3.71
総合評価		1	4	2			3.86

9 気道炎症、気流閉塞、および気道リモデリングに関するそれぞれの客観的指標を用いたぜん息コントロール状態評価法の確立

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	1	3	3			3.71
	研究成果目標の明確性、的確性	2	4	1			4.14
個別の 評価軸	研究計画の適切さ		4	3			3.57
и прити	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	3	4				4.43
	社会・経済に対する貢献度		4	3			3.57
総合評価	İ	2	5				4.29

10 客観的指標による喘息コントロール状態の評価

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	4	2	1			4.43
	研究成果目標の明確性、的確性	1	5	1			4.00
個別の 評価軸	研究計画の適切さ	1	3	3			3.71
и прити	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)		2	5			3.29
	社会・経済に対する貢献度	1	4	2			3.86
総合評価		2	3	2			4.00

11 小児ぜん息の病態とコントロール状態を反映する新しい客観的評価手法確立に関する研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	1	4	1	1		3.71
	研究成果目標の明確性、的確性	1	5	1			4.00
個別の 評価軸	研究計画の適切さ	1	5	1			4.00
рт іштн	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	1	4	2			3.86
	社会・経済に対する貢献度	1	4	2			3.86
総合評価		1	4	2			3.86

12 タブレット PCを用いた COPD 患者のセルフマネジメント教育システムの開発と効果的な介入方法に関する調査研究

		Α	В	С	D	E	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	1	2	4			3.57
	研究成果目標の明確性、的確性	1	3	2	1		3.57
個別の 評価軸	研究計画の適切さ	1	1	5			3.43
рт іштн	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	1	5	1			4.00
	社会・経済に対する貢献度		3	4			3.43
総合評価	Ī	1	3	3			3.71

13 呼吸リハビリテーションの実践及び客観的手法に関する研究

		Α	В	С	D	E	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	2	2	2	1		3.71
	研究成果目標の明確性、的確性		3	3	1		3.29
個別の 評価軸	研究計画の適切さ		1	5	1		3.00
ит іштш	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)		2	4	1		3.14
	社会・経済に対する貢献度	1	3	2	1		3.57
総合評価			3	3	1		3.29

14 気管支喘息患者の予後と変動要因に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	4	3				4.57
	研究成果目標の明確性、的確性	2	3	2			4.00
個別の 評価軸	研究計画の適切さ	4	1	2			4.29
рт ішти	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	2	3	2			4.00
	社会・経済に対する貢献度	1	5	1			4.00
総合評価		5	1	1			4.57

(2)平成23年度環境保健調査研究 事後評価

1 健康相談事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	1	3	3			3.7
	研究成果目標の達成度		3	4			3.4
個別の 評価軸	研究計画の妥当性	1	3	3			3.7
н пата	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)		1	6			3.1
	社会・経済に対する貢献度		2	5			3.3
総合評価			3	4			3.4

2 気管支喘息のテーラーメイド的予知に基づく発症予防法と QOL 調査票を導入した独創的評価 法の確立に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度		4	3			3.6
	研究成果目標の達成度	1	3	3			3.7
個別の 評価軸	研究計画の妥当性	1	5	1			4.0
рт ішти	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	4	3				4.6
	社会・経済に対する貢献度		5	2			3.7
総合評価	İ	1	5	1			4.0

3 健康診査事業の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	1	3	3			3.7
	研究成果目標の達成度	1	5	1			4.0
個別の 評価軸	研究計画の妥当性	4	1	2			4.3
и прити	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	5	2				4.7
	社会・経済に対する貢献度		5	2			3.7
総合評価		4	2	1			4.4

4 ぜん息キャンプ・水泳訓練教室・スケート教室の効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度		1	6			3.1
	研究成果目標の達成度			7			3.0
個別の 評価軸	研究計画の妥当性		3	4			3.4
и прити	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)			7			3.0
	社会・経済に対する貢献度		1	6			3.1
総合評価	i			7			3.0

5 喘息キャンプの効果的な実践及び改善のための評価手法に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度		1	6			3.1
	研究成果目標の達成度		2	5			3.3
個別の 評価軸	研究計画の妥当性		1	6			3.1
рт іштн	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)			7			3.0
	社会・経済に対する貢献度			7			3.0
総合評価				7			3.0

6 ぜん息患者の自立を支援する長期管理に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度		4	3			3.6
	研究成果目標の達成度	1	2	4			3.6
個別の 評価軸	研究計画の妥当性		2	5			3.3
и прити	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)		4	3			3.6
	社会・経済に対する貢献度		2	5			3.3
総合評価	Ī		2	5			3.3

7 気道炎症評価にもとづく小児ぜんそく患者の効果的な長期管理法と自己管理支援の確立に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度		5	2			3.7
	研究成果目標の達成度	4	1	2			4.3
個別の 評価軸	研究計画の妥当性	1	5	1			4.0
рт іштн	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)		5	2			3.7
	社会・経済に対する貢献度	1	3	3			3.7
総合評価		1	4	2			3.9

8 気管支ぜん息患者の年齢階層毎の長期経過·予後を踏まえた健康相談·健康診査·機能訓練 事業の事業内容の改善方法に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	2	4	1			4.1
	研究成果目標の達成度	2	3	2			4.0
個別の 評価軸	研究計画の妥当性	3	3	1			4.3
рт іштн	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	3	3	1			4.3
	社会・経済に対する貢献度	1	5	1			4.0
総合評価	İ	4	2	1			4.4

9 小児・思春期を対象とした健康相談・健康診査・機能訓練事業を効果的に実施するために事業 従事者が有すべき知識の体系化に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	3	3	1			4.3
	研究成果目標の達成度		4	3			3.6
個別の 評価軸	研究計画の妥当性	1	4	2			3.9
ит іштн	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	3	3	1			4.3
	社会・経済に対する貢献度	4	1	2			4.3
総合評価		3	2	2			4.1

10 成人を対象とした気管支喘息患者に対する効果的な保健指導(患者教育)の実践に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度			7			3.0
	研究成果目標の達成度			6	1		2.9
個別の 評価軸	研究計画の妥当性		1	5	1		3.0
и прити	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)		4	3			3.6
	社会・経済に対する貢献度		1	6			3.1
総合評価	i			7			3.0

11 『喘息死ゼロ』実現に向けた、薬剤師吸入指導の実態調査と吸入指導セミナーの効果検討に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	1	5	1			4.0
	研究成果目標の達成度	1	5	1			4.0
個別の 評価軸	研究計画の妥当性	2	3	2			4.0
рт іштн	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)		7				4.0
	社会・経済に対する貢献度		6	1			3.9
総合評価	İ	1	5	1			4.0

12 ぜん息患者および未発症成人における気道炎症病態と大気汚染状況との関連に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	1	6				4.1
	研究成果目標の達成度		2	5			3.3
│ 個別の │ 評価軸	研究計画の妥当性	1	5	1			4.0
и притри	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)		4	3			3.6
	社会・経済に対する貢献度	1	4	2			3.9
総合評価		1	5	1			4.0

13 吸入ステロイド薬服薬指導の実態と効果的な病薬連携、指導プログラムによる長期管理改善に関する調査研究

		Α	В	С	D	E	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	1	5	1			4.0
	研究成果目標の達成度		5	2			3.7
個別の 評価軸	研究計画の妥当性		6	1			3.9
и прити	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)		4	3			3.6
	社会・経済に対する貢献度		6	1			3.9
総合評価	i		6	1			3.9

14 成人を対象とした気管支喘息患者に対する効果的な保健指導の実践に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	1	5	1			4.0
	研究成果目標の達成度		6	1			3.9
個別の 評価軸	研究計画の妥当性		5	2			3.7
рт іштн	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)		4	3			3.6
	社会・経済に対する貢献度		5	2			3.7
総合評価			5	2			3.7

15 COPD 患者と公害認定患者に対する重症度別、簡便呼吸リハビリテーションプログラムの多施 設間無作為比較試験に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度		4	3			3.6
	研究成果目標の達成度		3	4			3.4
個別の 評価軸	研究計画の妥当性		2	5			3.3
ит іштн	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)		1	6			3.1
	社会・経済に対する貢献度		1	6			3.1
総合評価	İ		1	6			3.1

16 COPD 患者における日常生活活動性の定量評価法の確立に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	環境保健及び局地的大気汚染対 策の推進への貢献度	2	4	1			4.1
	研究成果目標の明確性、的確性		4	3			3.6
個別の 評価軸	研究計画の妥当性	3	2	2			4.1
и притри	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	3	3	1			4.3
	社会・経済に対する貢献度		5	2			3.7
総合評価	i	3	2	2			4.1

(3)平成24年度環境保健調査研究 年度評価

1 気管支ぜん息発症予防のための客観的かつテーラーメイド的予知のスクリーニング基準の確立

		Α	В	O	Δ	Е	平均点
個別の	研究成果目標の達成度		5	2			3.7
評価軸	研究計画の妥当性		7				4.0
総合評価	i		6	1			3.9

2 ぜん息発症予防のための客観的評価指標によるスクリーニング基準

		Α	В	O	D	Ш	平均点
個別の	研究成果目標の達成度		4	3			3.6
評価軸	研究計画の妥当性	2	3	2			4.0
総合評価	i	2	3	2			4.0

3 ぜん息患者の増悪及び未発症成人の発症の予測のための気道バイオマーカーの確立とその大気汚染物質の影響評価への応用に関する調査研究

		Α	В	С	Δ	Ш	平均点
個別の 評価軸	研究成果目標の達成度		3	4			3.4
	研究計画の妥当性	1	4	2			3.9
総合評価	i	1	3	3			3.7

4 新生児からの皮膚バリア機能保持・シンバイオティクス投与による吸入アレルゲン感作・喘鳴・喘息発症の予防に関する研究

		Α	В	С	D	Ш	平均点
個別の 評価軸	研究成果目標の達成度			5	2		2.7
	研究計画の妥当性		5	2			3.7
総合評価	ī		1	6			3.1

5 気管支ぜん息患者の効果的な長期管理支援のための患者アセスメント手法と評価に応じた患者教育プログラム

		Α	В	С	D	Е	平均点
個別の	研究成果目標の達成度	1	3	3			3.7
評価軸	研究計画の妥当性		2	5			3.3
総合評価	i	1	2	4			3.6

6 アレルギー専門コメディカルによる喘息・アレルギー疾患自己管理・長期管理指導の質の向上、医療の効率化に関する研究

		Α	В	O	D	Ш	平均点
個別の	研究成果目標の達成度		3	4			3.4
評価軸	研究計画の妥当性		4	3			3.6
総合評価	i		3	4			3.4

7 就学期の患者を対象とする新たな健康相談、健康教育のあり方に関する研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
個別の 評価軸	研究成果目標の達成度		5	2			3.7
	研究計画の妥当性		4	3			3.6
総合評価	i		5	2			3.7

8 吸入アレルゲン回避のための室内環境整備の手法と予防効果

		Α	В	С	Δ	Ш	平均点
個別の	研究成果目標の達成度		2	5			3.3
評価軸	研究計画の妥当性		6	1			3.9
総合評価	ī		4	3			3.6

9 気道炎症、気流閉塞、および気道リモデリングに関するそれぞれの客観的指標を用いたぜん息コントロール状態評価法の確立

		Α	В	С	D	E	平均点
個別の	研究成果目標の達成度		2	3	2		3.0
評価軸	研究計画の妥当性	1	4	2			3.9
総合評価	i		4	3			3.6

10 客観的指標による喘息コントロール状態の評価

		Α	В	O	Δ	Ш	平均点
個別の	研究成果目標の達成度		4	3			3.6
評価軸	研究計画の妥当性		5	2			3.7
総合評価	i		6	1			3.9

11 小児ぜん息の病態とコントロール状態を反映する新しい客観的評価手法確立に関する研究

		Α	В	O	D	Ш	平均点
個別の	研究成果目標の達成度	1	5	1			4.0
評価軸	研究計画の妥当性	2	4	1			4.1
総合評価	ī	2	4	1			4.1

12 タブレットPCを用いたCOPD患者のセルフマネジメント教育システムの開発と効果的な介入方法に関する調査研究

		Α	В	O	Δ	Ш	平均点
個別の	研究成果目標の達成度		3	4			3.4
評価軸	研究計画の妥当性	1	3	3			3.7
総合評価	Ī	1	1	5			3.4

13 呼吸リハビリテーションの実践及び客観的手法に関する研究

		Α	В	O	D	Ш	平均点
個別の	研究成果目標の達成度			7			3.0
評価軸	研究計画の妥当性		5	2			3.7
総合評価	i		4	3			3.6

14 気管支喘息患者の予後と変動要因に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
個別の	研究成果目標の達成度	3	3	1			4.3
評価軸	研究計画の妥当性	3	4				4.4
総合評価	i	4	3				4.6

3. 環境改善分野

(1)平成24年度環境改善調査研究 事前評価

1 局地汚染地域における重点対策地区設定手法に関する調査研究

	3-27 3 3 4 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 -						
		Α	В	C	D	Ш	平均点
	局地的大気汚染対策の推進への貢献度		3				4.0
/m m	研究計画の適正さ	1		2			3.7
個別の 評価軸	研究成果目標(目的)の明確性・的確性	2	1				4.7
втіш+ш	内容の独自性		1	1	1		3.0
	社会・経済に対する貢献度		2	1			3.7
総合評価	· (価		4.0				

2 大気環境改善のための費用対効果分析を活用した排出コントロール戦略に関する調査研究

		Α	В	C	D	Е	平均点
	局地的大気汚染対策の推進への貢献度	2		1			4.3
/E. C	研究計画の適正さ		2	1			3.7
個別の 評価軸	研究成果目標(目的)の明確性・的確性	1	2				4.3
рт іштш	内容の独自性	1	1	1			4.0
	社会・経済に対する貢献度	1	1	1			4.0
総合評価 2			1			4.3	

(2)平成23年度環境改善調査研究事後評価

1 一般ユーザーに対するエコドライブの普及による大気汚染の改善手法に関する調査研究

		Α	В	С	D	Е	平均点
	局地的大気汚染対策の推進への貢献度	1	1	2			3.8
/III III 6	研究成果目標の達成度	1	2	1			4.0
個別の 評価軸	研究計画の妥当性	2		2			4.0
атішти	内容の独自性	1	3				4.3
	社会・経済に対する貢献度	2	2				4.5
総合評価	İ	2	2				4.5

(3)平成23年度環境改善調査研究 年度評価

1 局地汚染地域における各種自動車排出ガス抑制対策効果評価手法の活用に関する調査研究

		4	В	O	Δ	Е	平均点
個別の	研究成果目標の達成度		1	2			3.3
評価軸	研究計画の妥当性		2	1			3.7
総合評価	ī		2	1			3.7

2 大気浄化植樹事業の効果の把握及び効果的推進のための調査研究

		Α	В	O	D	Ш	平均点
個別の	研究成果目標の達成度	1		3			3.5
評価軸	研究計画の妥当性	1		3			3.5
総合評価	i	1		3			3.5

平成 24 年度新規環境改善調査研究課題の公募について

平 成 24 年 3 月 7 日 独立行政法人環境再生保全機構 業務担当理事 今井 辰三

独立行政法人環境再生保全機構大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究 課題の公募に関する取扱要領(17 年細則第 1 号)第 4 条の規定に基づく調査研究の対象となる 分野及び調査研究計画書の提出期限について以下のとおり公表します。

1. 調査研究の対象となる分野

局地的な大気汚染の改善に係る施策の計画・評価に関する調査研究

2. 調査研究計画書の提出期限

平成24年3月7日(水)から平成24年4月10日(火)午後6時までに必着又は持参のこと。

3. その他

目的、予算規模、調査研究計画書の提出方法、調査研究課題の採択等については、別添書類を参照して下さい。

平成 24 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要 < 新規研究課題 >

調査研究課題名	調査研究の概要
局地的大気汚染対策に関する調査研究以下の4研究(継続課題含む)について実施 ① 大気環境改善のための費用対効果分析を活用した排出コントロール戦略に関する調査研究	局所的な大気汚染地域における費用対効果の高い地方公共団体の大気環境改善計画や排出削減対策の策定に資することを目的として、局所的な大気汚染地域を対象とし、費用対効果及び GAP 分析を用いた排出コントロール戦略に関する研究を行い、その成果をマニュアル等に取りまとめる。
② 局地汚染地域における重点対策地 区設定手法に関する調査研究	自動車 NOx・PM 法に基づく「重点対策地区・指定地区・周辺地域の指定」にあたって、必要な調査手法を検討するとともに、対策内容及び対策導入時の排出量削減効果について算定し、地方公共団体の参考となる導入手法となるよう検討を行う。

平成 24 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要<継続研究課題>

調査研究課題名	調査研究の概要
③ 局地汚染地域における各種自動車 排出ガス抑制対策効果評価手法の 活用に関する調査研究	局地汚染地域におけるシミュレーションモデルを用いた各種自動車排出ガス抑制対策の環境改善効果の評価ツールの予測機能の強化や活用手法のマニュアル化による地方公共団体における汎用性の高いツールとして整備するための検討を行う。
④ 大気浄化植樹事業の効果の把握 及び効果の推進のための調査研究	植樹による大気浄化効果の最新知見の整理、効果の定量的評価法の検討、フォローアップ調査等による事業効果の把握及びマニュアル等の整備による事業の効果的推進のための検討を行う。

平成24年度 ホームページの主な改定内容

区分	内容
ホームページ全般	 ホームページ内の各コンテンツについて、目的のコンテンツを探しやすく、またアクセスがしやすいようトップページに各コンテンツへの入り口を配置した。 パンフレットやイベントの申込みについて、ホームページ内のどこからでもアクセスできるようグローバルメニューを設置し利便性を向上した。 子どもたちに大気環境やぜん息についてより楽しく学ぶために、「ぜん息などの情報館キッズページ」及び「大気環境の情報館キッズページ」を開設した。
ぜん息などの 情報館	 「ぜん息の基礎知識」内に動画コンテンツを設けるとともに、「ぜん息の基礎知識」、「COPD の基礎知識」内の特に重要な専門用語に解説を設け、より学びやすくした。 「地方公共団体との事業」ページを開設し、主に地方公共団体で予防事業に従事する方々向けに事業の実施状況や講演会、講習会等の情報をまとめて紹介した。
大気環境の 情報館	・各コンテンツについて、大気環境に関する最新の情報・データ等を反映した内容へと更新した。・大気汚染の原因や歴史、大気環境改善に関する法令などについての概要や、地方公共団体や企業の取り組み事例を紹介するコンテンツとして「大気を考える」を新設した。

情報館全体アクセス件数

(単位:件)

平成 23 年度	平成 24 年度
4, 804, 475	7, 729, 535

地球環境基金助成金の推移

(単位:件、百万円)

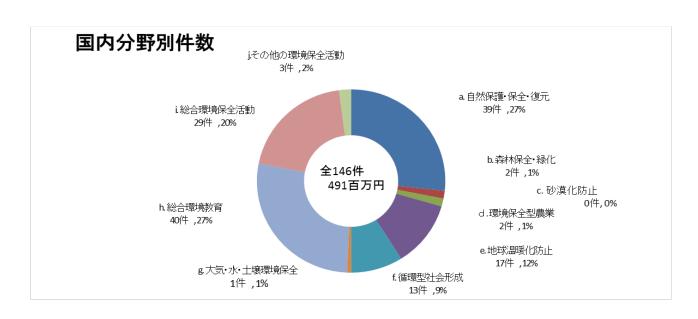
						<u>∷件、白万円)</u>
年度	助成の種類	区分	イ案件	口案件	ハ案件	合計
山16年度		件数	58	7	138	203
H16年度		金額	247	22	446	715
H17年度		件数	57	9	136	202
		金額	235	31	438	704
H18年度		件数	48	7	115	170
		金額	203	23	353	579
H19年度		件数	44	5	125	174
1113年度		金額	175	16	402	593
H20年度	一般助成	件数	42	7	102	151
	192 193 194	金額	166	21	325	512
	発展助成	件数	2	1	37	40
	JUIN 193194	金額	3	3	66	72
1120-12	特別助成	件数	0	0	14	14
	14773	金額	0	0	95	94
	小計	件数	44	8	153	205
	.3 H1	金額	168	24	486	678
	一般助成	件数	26	5	98	129
	13/53/12/	金額	99	14	319	432
H21年度	発展助成	件数	1	0	38	39
11214/2	76/12/93/90	金額	4	0	77	81
	小計	件数	27	5	136	168
	3 111	金額	103	14	396	513
	一般助成	件数	20	5	92	117
	132-23724	金額	80	15	291	386
H22年度	発展助成	件数	1	1	34	36
, ,	767249190	金額	2	2	68	72
	小計	件数	21	6	126	153
	7 #1	金額	82	17	359	458
	一般助成	件数	25	5	95	125
		金額	94	15	298	407
	発展助成	件数	3	1	32	36
H23年度		金額	6	2	71	79
	特別助成	件数	2	0	16	18
		金額	3	0	25	28
	小計	件数	30	17	143	179
		<u>金額</u> 件数	103 26	17 8	394 95	514 129
	一般助成		101		327	
		件数	6	26 2	327	454 38
	発展助成	<u>什数</u> 金額	17	5	70	92
H24年度	特別助成	件数	2	0	21	23
		金額	10	0	94	104
		 件数	34	10	146	190
	小計	金額	128	31	491	650
		件数	27	9	106	142
	一般助成	金額	113	30	356	499
H25年度		件数	2	2	33	37
	発展助成	金額	6	7	76	89
	特別助成	件数	0	0	12	12
		金額	0	0	41	41
	小計	件数	29	11	151	191
		金額	119	37	473	629
計		件数	363	63	1,218	1,644
		金額	1,444	195	3,765	5,404

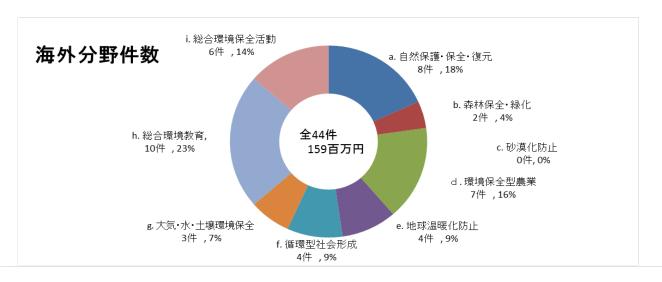
※ 平成16~23年度は確定値、平成24年度は交付決定値、平成25年度は内定値である。

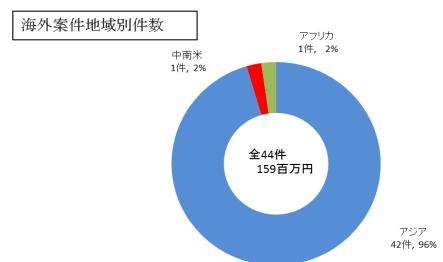
イ案件:国内に主たる事務所を有する団体による開発途上地域の環境保全のための活動 口案件:海外に主たる事務所を有する団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ハ案件:国内に主たる事務所を有する団体による国内の環境保全のための活動

平成 24 年度助成金分野別件数内訳







平成 24 年度助成金重点分野別件数内訳

平成 24 年度地球環境基金助成金に係る審査方針における重点配慮事項を踏まえ、決定 した 190 件(国内案件: 146 件、海外案件: 44 件) のうち、

① 重点配慮事項とした活動分野等の割合

	分野又は項目	件数	割合
分野別	地球温暖化防止の分野	21 件	11. 1%
	生物多様性保全の分野 (自然保護・保全・復元、森林保全、環境保全型農業等)	61 件	32. 1%
	循環型社会形成の分野	16 件	8. 4%
	総合環境教育の分野	50 件	26. 3%
項目	東日本大震災・原発事故関連活動のうち上記分野に属さ ないもの	7 件	4. 1%
別	リオ+20関連のうち上記分野に属さないもの	9 件	4. 7%
_	計	164 件	86. 3%

② 海外の助成対象活動のうちアジア太平洋地域の割合

アジア太平洋地域	42 件	95. 5%
----------	------	--------

平成 25 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項

【活動分野の配慮事項】

1) 地球温暖化防止に資する活動支援

2050 年までには世界全体で温室効果ガスの排出量を半減させるため、わが国を含む先進国全体で80%又はそれ以上の削減を図っていく必要がある。

一方で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災・原発事故を契機にエネルギー政策の見直しが喫緊の課題となっており、新エネルギー導入の促進、省エネルギーの強化等にあらゆるセクターが取り組んでいくことが大きな課題となっている。

このような状況を踏まえ、更なる「低炭素社会」の実現に向けた取組について 引き続き重点的に支援する。

2) 生物多様性の保全に資する活動支援

平成 22 年 10 月に生物多様性条約第 1 0 回締約国会議で採択された「生物多様性条約戦略計画 2011-2020 (愛知目標)」及びこれを受けて平成 24 年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」に掲げられた目標の達成に向けた取組や、平成 23 年 10 月 1 日に施行された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」に基づく有機的な連携による生物多様性保全のための活動、並びに平成 23 年 3 月に策定された「海洋生物多様性保全戦略」で示された海洋の生物多様性保全や生態系サービスの持続可能な利用を推進する活動について重点的に支援する。

また、多様な生態系を有し、生物多様性が豊かなアジア太平洋地域における環境NGO・NPOの活動に期待がかかることから、アジア太平洋地域における自然環境保全に資する優れた活動について積極的な支援を行う。

3) 循環型社会の形成に資する活動への支援

平成20年3月に策定された「第二次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合、各主体が連携・協働した3Rの取組等に資する活動への支援を進める。

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

1) 東日本大震災に関連する環境保全活動への支援

東日本大震災・原発事故により甚大な被害を受けた被災地において、産業・生活の基盤ともなる自然環境の現状把握及び再生・復元活動や自然との共生を考えた持続可能な地域づくり・街づくりなど、震災に関連する環境保全活動について支援する。

2) パートナーシップ (協働) に基づく環境保全活動への支援

環境保全活動・環境教育推進法が平成23年6月に改正され、平成24年10月に施行された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下「環境教育等促進法」という。)において、環境教育等の基盤強化並びに環境保全に関する体験機会の提供や環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進が規定されていることを踏まえ、市民、民間団体、事業者、行政の連携・協力によるパートナーシップに基づく活動について重点的に支援する。

あわせて、類似分野で活動する団体などが連携してネットワーク化を図る活動 及びパートナーシップ推進の基礎として重要な環境NGO・NPOを支援する活動(中間支援的な活動)についても積極的に支援する。

3) 環境教育、持続可能な開発のための教育 (ESD) 等の推進のための活動支援

「国連持続可能な開発のための教育の10年(UNDESD)」の動きや学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させるため、「環境教育等促進法」に基づき、環境保全活動・環境教育を推進する実践的な人材の育成が求められている。

これらを受けて、国内及び開発途上地域における環境教育・学習や人材育成の 推進のための取組を支援する。あわせて、問題解決のための政策提言策定のため の活動についても支援する。

4) 国際的な環境保全活動への支援

国際的な環境保全活動の重要性が増す中で、平成24年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで国連持続可能な開発会議(リオ+20)が開催され、国際社会全体としてグリーン経済へ移行することの重要性が認識、共有された。また、同会合で採択された成果文書の中で持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)の策定に向けた準備プロセスが合意されたことは、リオ+20の大きな成果のひとつである。こうした国際的な動きの中で、我が国の環境NGO・NPOがより質の高い国際貢献を果たすため、世界的な会合の開催やネットワークの形成、国際的パートナーシップの形成や既存のネットワークとの協力などグローバルな活動に対する支援を行うとともに、環境NGO・NPOが行う開発途上地域での環境協力についても引き続き配慮する。開発途上地域の活動支援に当たっては、ASEAN地域などのアジア太平洋地域での活動を中心として地域における低炭素社会推進及び気候変動の適応のための能力強化等について重点化を図る。

<平成23年度事後(終了年次)評価結果(実践 生物多様性保全分野)>

区分	団体名	プロジェクト名(平成 22 年度)	活動形態	活動分野	調査日	総合 評価
ハ	森林塾青水	多面的価値のある草原を持続的に 保全する仕組みを構築「上ノ原ス スキ草原再生・活用プロジェクト」	実践	総合環境保全活動	H23. 11. 12 ~ H23. 11. 13	В
<i>^</i>	(特定) オオタカ保護基金	サシバと共生する里山づくり	実践	総合環境保 全活動	H23. 12. 16	A
ハ	全国ブラックバス 防除市民ネットワ ーク	市民による「外来魚のいない水辺 づくり」活動	実践	自然保護· 保全·復元	H24. 1. 28~ H24. 1. 29	A
ハ	仙台広域圏 ESD・RCE 運営委員会	宮城県ぐるみで ESD を推進する仕 組みづくり	実践	総合環境教育	H24. 2. 4 ∼ H24. 2. 5	В
イ	ウータン・森と生活 を考える会	インドネシア、日本等での【違法 材調査と停止依頼】と、ラミン、 ウリン等の【原生種植林】実施等 による泥炭湿地林の絶滅危惧種保 全及び温暖化防止対策など	実践	森林保全· 緑化	H24. 1. 7∼ H24. 1. 13	В

<参考> イ案件:日本国内に主たる事務所を有する団体が開発途上国の環境保全のために行う活動

ロ案件:海外に主たる事務所を有する団体が開発途上国の環境保全のために行う活動 ハ案件:日本国内に主たる事務所を有する団体が国内の環境保全のために行う活動

<平成24年度事後(終了年次)評価実施状況(実践 循環型社会形成など分野)>

区分	団体名	活動名	活動分野	調査日	実施地
^	ねっとわーく福島潟	福島潟の環境保全と普及活動―より多様な生き物の棲める環境復元をめざして	自然保護・ 保全・復元	H24. 11. 10 ~ H24. 11. 11	新潟県
ハ	(特定) おおいた環 境保全フォーラム	ベッコウトンボの保護のための生息地ネットワーク構築を目指す自然体験型ビオトープ創出事業	自然保護・ 保全・復元	H24. 12. 15 ~ H24. 12. 16	大分県
ハ	(特定) 地球市民の 会	インレー湖流域の自然資源利活用による環境改善プロジェクト ~持続可能な循環型 社会形成を目指して~	循環型社会 形成	H25. 1. 10∼ H25. 1. 15	ミャンマ 一連邦共 和国
ハ	(特定) 西表エコツ ーリズム協会	西表島における環境教育の社会的意義の 認識と人材育成のための活動	総合環境教育	H25. 1. 26∼ H25. 1. 28	沖縄県
1	(特定) エコ・リン ク・アソシエーショ ン	東シナ海のサンゴを守り育てる活動と「海 とともにある暮らし」創造事業	自然保護・ 保全・復元	H25. 2. 8∼ H25. 2. 9	鹿児島県

<参考> イ案件:日本国内に主たる事務所を有する団体が開発途上国の環境保全のために行う活動

ロ案件:海外に主たる事務所を有する団体が開発途上国の環境保全のために行う活動 ハ案件:日本国内に主たる事務所を有する団体が国内の環境保全のために行う活動

助成事業に関するフォローアップ調査について

①フォローアップ調査の目的

地球環境基金の助成を受けた活動について、その後の活動状況及び波及効果、組織の発展等について調査し、他団体の参考に供するとともに、助成事業の一層の充実を図ることを目的としてアンケートによる調査を実施した。

アンケート調査は、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間継続して助成を受けた団体に対し 実施した。調査団体数及び回収率は表 1 のとおり。

表 1 調査団体数及び回収率

調査団体数	回収団体数	回収率
32 件	31 件	96.9%

②活動の継続実施状況について

1) 活動の継続実施の有無

「助成活動は、継続して実施していますか」という質問等に対し、「その後も継続して実施している(助成金を受けて活動を発展させての継続含む。)」と回答があった団体は31団体中29団体(93.5%)であった。(表2)

表 2 活動の継続実施の有無

区 分	件 数
団体数(a)	31 件
継続実施件数(b)	29 件
継続していない(c)	2件
継続率(b/a)	93.5%

助成終了後も活動を継続している団体の割合は極めて高い。活動を継続していない団体は 2 件 (6.5%) であった。

「継続していない」理由としては、「団体内部の問題から活動を休止又は団体を解散した」(1件)、「資金不足のため実践できなかった」(1件)であった。

2) 活動の継続実施の規模

活動の継続実施の規模については、回収団体31件の回答は次のとおりである。(表3)

表3 継続実施の状況・活用状況について(複数回答可)

		対象団体数 31 件	
回答項目	件数	対象団体数	
	什奴	に対する率	
ア. 活動規模や対象地域を拡大して実施している	4	12.9%	
イ. 活動内容を充実又は発展させて実施している		35.5%	
ウ. 助成を受けた当時と同程度の活動規模・内容で実施している		16.1%	
エ. 活動の一部を縮小して実施している		25.8%	
オ. 規模を縮小し既存事業の中で実施している		9.7%	
カ. 実施していない		6.5%	

このうち「ア:活動規模や対象地域を拡大」し、かつ「イ:活動内容を充実、発展させて実施している」の両方に回答した団体(アとイに回答)は31件中0件あり、助成を受けた当時と規模・内容が同程度以上で実施している団体(ア~ウのいずれかに回答)は20件(64.5%)であった。

一方、「エ:活動の一部を縮小して実施している」または「オ:規模を縮小し、既存事業の中で実施している」と回答した団体は11件であった。なお、その理由については、次のとおりであった。

- · 資金不足 (6件)
- · 人材不足(1件)
- ・ 活動自体が終了に近づいているため(1件)
- ・ 東日本大震災被災地の復興に力を入れているため (1件)
- ・ 助成当時のような活動を必要としていないため (1件)
- · 無回答(1件)

3) 活動継続に関わる財源

活動を継続している 29 件の団体における活動の財源については次のとおりであった。(表 4)

表 4 継続実施に当たっての支援・財源(複数回答可)

回答項目		対象団体数 29 件		
		対象団体に対する率		
①地球環境基金以外の国等の機関から支援を受けて実施している	8件	27.6%		
②地球環境基金の助成金を受けて実施している		31.0%		
③民間企業から支援を受けて実施している		13.8%		
④他の支援を受けて実施している		24.1%		
⑤会費や参加費等の自己財源で実施している		58.6%		
⑥その他		10.3%		

上記の表 4 では複数回答可であるため、1つの団体で複数の回答項目を選択しているケースがあ るため、その詳細が把握できない。そこで重複した団体について財源の内訳を整理すると、次のと おりである。

ア,会費や参加費等の自己財源だけで継続実施している団体

(⑤を選択した17件のうち⑤のみを選択した団体)

(9件31.0%)

イ,複数の財源を得て継続実施している団体(①~⑥の複数を選択した団体)

(14件48.3%)

ウ,主とする財源について回答した団体

(①~⑥のいずれかを継続実施に当たっての主な財源として選択した団体) (21 件 72.4%)

さらに、ウ. 主な財源について回答した団体の財源の内訳は、次のとおりである(表5)

表 5 主とする財源の内訳

回答項目		対象団体数 21 件		
		対象団体に対する率		
① 地球環境基金以外の国等の機関から支援を受けて実施している	3 件	14.3%		
② 地球環境基金の助成金を受けて実施している		28.6%		
③ 民間企業から支援を受けて実施している		4.8%		
④ 他の支援を受けて実施している		9.5%		
⑤ 会費や参加費等の自己財源で実施している		42.9%		
⑥ その他		0%		

4)活動の継続実施の規模と継続実施にあたっての財源との関係(クロス集計)

活動の継続実施の規模と継続実施にあたっての財源の関係を整理すると、次のとおりであった。

回答項目	件数	外部資金を得て 活動を継続	自己資金のみに より活動継続
ア. 活動規模や対象地域を拡大して実施	4	12	2
イ. 活動内容を充実又は発展させて実施	11	12	2
ウ. 助成を受けた当時と同程度の活動規模・内 容で実施	5	2	3
エ. 活動の一部を縮小して実施	8	7	4
オ. 規模を縮小し既存事業の中で実施	3	1	4

[※]上記表においてアとイで複数回答している団体があるため合計件数にズレがある

- 2)活動の継続実施の規模において「ア:活動の規模や対象地域を拡大して実施している」若しくは「イ:活動内容を充実又は発展させて実施している」と回答した団体は31件中15件であった。 そのうち、3)団体の活動継続に係る財源のうち、「何らかの外部資金を得て継続している団体」は12団体で、「会費や参加費等の自己財源のみで実施している団体」は2団体であった。
- 一方で「エ:活動の一部を縮小して実施している」若しくは「オ:規模を縮小し、既存事業の中で実施している」と回答した団体 11 件のうち、「何らかの外部資金を得て継続している団体」は 7 団体で、会費や自己財源のみで実施している件数は 4 件であった。

③活動の波及効果について

助成活動の実施により、「波及効果があった」と回答した団体は、31 団体中 29 団体(93.5%)であった。(表 6)

※波及効果について「特にない」と回答した 2 団体は、2)活動の継続実施の規模において共に 「活動の一部を縮小して実施している」と回答している。

表 6	活動による波及効果について	(複粉同效可)
衣 て ひ	伯男による仮及効末に ブバー	(後数凹合り)

回 答 項 目		対象団体数 31 件		
		対象団体数		
	件数	に対する率		
ア. 貴団体の活動を参考にして、他の団体でも類似の活動を実	6件	10.40/		
施するようになった	6 11+	19.4%		
イ. 貴団体の活動を参考にして、類似の活動を行う団体が新た	1件	3.2%		
に設立された	1 11	3.2%		
ウ. 他の団体から問合せ又は説明依頼があった	17 件	54.8%		
エ. 他団体等とのネットワークが構築された	16 件	51.6%		
オ. その他	10 件	32.3%		
カ. 特にない	2 件	6.5%		

波及効果の具体的な内容について、回答が多かったのは、「ウ:他の団体から問合せ又は説明依頼があった」の 17 件(54.8%)であり、次いで「エ:他団体等とのネットワークが構築された」の 16 件(51.6%)が多かった。対象団体 31 団体のうち 21 団体が上記のいずれかを助成活動の波及効果であるとして回答している。

また、助成活動を参考にして、「P:他団体で類似の活動を行うようになった」若しくは「A:類似の活動を行う団体が新たに設立された」団体(P~Aのいずれかに回答)は A 件(A2.6%)であり、その両方に回答した団体はA9件であった。

なお、「その他」に回答した団体の波及効果の内容について、主なものは次のとおりである。

- 行政との協働が進んだ(2件)
- · 講演を依頼されるようになった(1件)
- ・ 活動への参加者が増加した(2件)

④団体の活動・組織上の効果について

「助成活動を実施したことにより、団体の活動又は組織上どのような効果がありましたか」という質問に対し、31 団体中 29 団体(93.5%)が何らかの効果があったと回答した。 (表 7)

※ 団体の活動・組織上の効果について「特にない」と回答した2団体は、2)活動の継続実施の規模において「助成を受けた当時と同程度の規模・内容で実施している」と「実施していない」と 回答している。

表 7 団体組織への効果の有無(複数回答可)

	対象団	体数 31 件
回答項目	/	対象団体数
	件数	に対する率
ア. NPO 等の法人格を取得した	1件	3.2%
イ. 団体内の人材の育成や活動を続ける自信につながり、組織が活性	18 件	58.1%
化した		
ウ. 会員等が増え、組織が拡大した	1件	3.2%
エ. 団体に対する行政や企業、住民等の信頼感や信用度が増した	17件	54.8%
オ. 地球環境基金助成金が呼び水となって、資金が集まるようになった	2 件	6.5%
カ. その他	9件	29.0%
キ. 特にない	2件	6.5%

「イ:団体内の人材の育成や活動を続ける自信につながり、組織が活性化した」と回答した団体が 18 件(58.1%)、次いで「エ:団体に対する行政や企業、住民等の信頼感や信用度が増した」と 17 件(54.8%)もの団体が回答している。

対象団体31団体のうち27団体が上記のいずれかを助成活動の効果であるとして回答している。

また、「会員等が増え、組織が拡大した」と回答した団体は 1 件(3.3%)であった。なお、その団体の会員数の増加率は 16%であった。

また、今回のフォローアップ調査から助成事業のその後の顕著な成果として、以下の結果が明らかになった。

団体名	表彰名
インドネシア教育振興会	第4回かめのり賞 (公益財団法人かめのり財団)
Bagong Pagasa Foundation	Edouard Boema award (国際連合食糧農業機関)
全国野鳥密猟対策連絡会	環境省自然環境局局長賞 (野生生物保護功労者)

⑤組織の拡充について

「会員や資金の増加など、組織の拡充につなげるために、団体として何が必要と考えられるか」 との設問について、次のような回答があった。

- ・ 活動内容の周知方法の確立や広報活動の拡大(7件)
- 人材の育成や確保(4件)
- ・ 活動の継続実施(2件)
- ・ 活動資金調達のための体制組織(4件)
- ・ 地域・企業との連携や協力体制の確立・拡充(3件)
- 地球環境基金の認定制度等の発足(1件)
- · 認定 NPO 法人格取得 (1件)
- 事務局の組織マネジメントの強化(1件)
- ・ 目に見える成果(2件)

⑥助成金で行った事業の、その後の成果・反響等について

「助成金で行った事業について、その後の成果・反響等」について、次のような回答があった。

- ・ 助成活動や、活動の成果物が新聞やメディア等で取り上げられた。(1件)
- ・ 助成活動が地域、社会に根付き、活動が自主的に行われるようになった。(1件)
- 個人レベルでの問い合わせが増えた(1件)
- 行政の事業に取り入れられるようになった(2件)

(勿まとめ

今回のフォローアップ調査により、助成事業終了後も外部資金を得て活動を継続実施している団体が多く、地球環境基金の助成が、地域の人々のニーズに応えた民間活動の創意工夫を活かした先駆性、斬新性を有する活動に役立っていることが確認できた。

また、活動についての問い合わせや説明依頼、助成事業をきっかけにした他団体とのネットワークの構築を調査団体の半数以上が地球環境基金助成事業の効果であると回答していることから、地球環境基金の助成が、会員拡大・寄付増加・行政などとの連携促進等の社会的な信用拡大に寄与していることが伺える。

さらに、ほとんどの団体が、活動の実施によって組織に何らかの効果を上げており、27 もの団体が「団体内の人材の育成や活動を続ける自信につながり、組織が活性化した」「団体に対する行政や企業、住民等の信頼感や信用度が増加した」のどちらかを助成事業の効果であると回答しており、地球環境基金のミッションである「環境保全に取り組む NGO・NPO の強化」という成果を得ているものといえる。

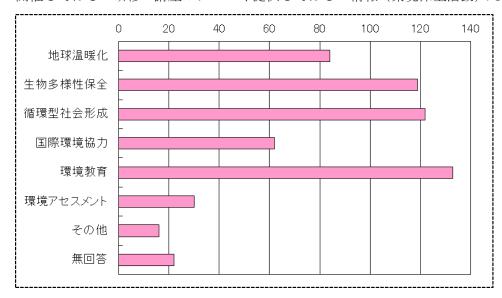
今後とも、地球環境基金助成金による効果を検証していくため、継続してフォローアップ調査を 実施するとともに、その結果はホームページで公表していくこととしたい。

<平成24年度研修・講座実施状況>

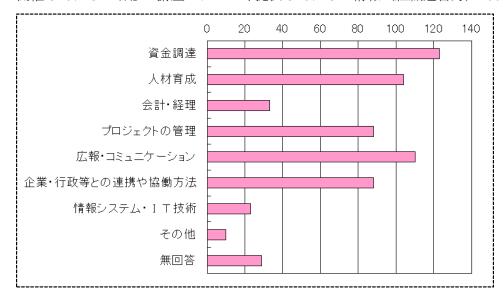
研修•講座名	開催場所	開催日	定員	参加者数	(有意義回 答率)		
地球環境基金助成事業の進捗状況の把握							
地球環境基金助成団体活動報告会	東京都豊島区	10月13日(土)、14日(日)	150	175	100.0%		
地域の環境NGO・NPO活動の推進	ー 地域の環境NGO・NPO活動の推進						
	北海道上川郡東 川町	11月23日(金·祝)、24日(土)	20	25	100.0%		
環境NGO・NPO活動推進・組織運営講座	愛知県名古屋市	12月15日(土)、16日(日)	25	17	100.0%		
深境NGO NFO// 到底是 他概译召讲任	京都府京都市	10月13日(土)、14日(日)	20	15	100.0%		
	愛媛県松山市	12月8日(土)、9日(日)	30	17	100.0%		
環境NGO・NPOのための講師派遣による	実施せず(効果的	的な企画の提案がなされなかったため)					
組織運営講座	愛知県、岐阜 県、三重県	11月~12月	7	7	100.0%		
	実施せず(効果的	的な企画の提案がなされなかったため)					
環境NGO・NPOレベルアップ研修	東京都千代田区	11月18日(日)、12月16日(日)、1月14日(月·祝)、20日(日)、27日(日)	20	31	100.0%		
	広島県広島市	10月20日(土)、21日(日)、27日(土)、 28日(日)	20	28	100.0%		
	長崎県佐世保市	12月15日(土)、16日(日)、1月12日 (土)、13日(日)、26日(土)、27日(日)	20 (延べ 60)	42	100.0%		
環境保全戦略策定能力の向上							
環境保全戦略講座(地球温暖化防止分野)	東京都新宿区	10月27日(土)、28日(日)	20	26	100.0%		
環境保全戦略講座(生物多様性保全分野)	岡山県岡山市	12月15日(土)、16日(日)	30	21	100.0%		
環境保全戦略講座(循環型社会形成分野)	京都府京都市	11月24日(土)、12月1日(土)、8日(土)	25	22	100.0%		
環境保全戦略講座(環境教育分野)	東京都渋谷区	11月10日(土)、17日(土)	40	20	100.0%		
環境保全戦略講座(環境アセスメント分野)	大阪府大阪市· 堺市	10月27日(土)、11月11日(日)	30	31	100.0%		
環境保全戦略講座(重点分野)	東京都千代田区	11月10日(土)、11日(日)	30	30	100.0%		
**** 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大	福島県福島市	12月22日(土)、23日(日·祝)	25	21	100.0%		
国際協力の推進							
国際協力講座	実施せず(効果的	内な企画の提案がなされなかったため)					
海外派遣研修	マレーシア	事前研修:8月4日(土)、5日(日) 現地研修:8月25日(土)~9月13日(木) 研修報告会:10月27日(土)	10	10	100.0%		
<u> </u>	1	1	1	i			

平成24年度研修・講座のアンケート結果・意見・要望等

- 1. 平成24年度研修・講座アンケート結果
- (1) 開催してほしい研修・講座のテーマや提供してほしい情報(環境保全活動):588件



(2) 開催してほしい研修・講座のテーマや提供してほしい情報(組織運営力):608件

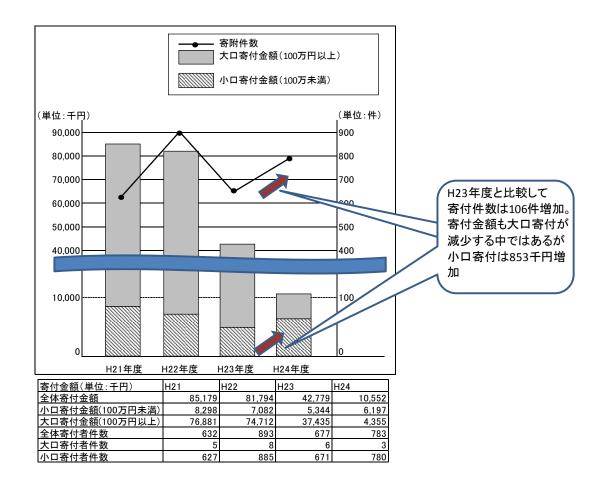


- 2. 研修・講座運営団体からの意見・要望・提案等
 - ①研修・講座受講から一定期間経過後の受講生に対するフォローアップ調査や、教室 形式・出前形式を組み合わせた講座を行えるよう、研修・講座の企画・運営業務を複 数年契約にしてはどうか。
 - ②研修・講座を体系化し、全体の計画を開催場所・開催スケジュールを含めて一覧表示しアピールしてみたらどうか。
 - ③これまでに開催した研修・講座の良かった点・改善点を整理し、打ち合わせ時にフィードバックしてほしい。

広報募金活動の取組状況

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
○東京新聞に記事広告掲載(国際 生物多様性の日の前日)	○東京新聞に記事広告 2 回掲載 (国際生物多様性の日及び次 年度の助成事業の募集内容が 決まった時期)	······
	○環境関連の情報誌「ソトコト」 (3 月号:特集「社会貢献大特 集」)に記事広告掲載	○環境関連の情報誌「ソトコト」 (2月号:記事広告掲載)
		○「朝日新聞 Do Good Gazette」 に助成金募集案内等掲載 ○日経エコロジーに助成金募集
		案内等掲載(1月)
○パンフレット等設置場所拡大(エネルギー環境学習施設、皇居外苑、新宿御苑、京都御苑)		·>
○手書きメッセージ入りサンク スカードを添えた領収書の発 行		·····>
○セゾンカード、UC カードの永 久不滅ポイントによる寄付○クレジットカード (VISA、		
Master)による寄付 ○「本 de 寄付」による寄付		
O 本 ue 前刊」(Cよる前刊	○「スマイル・エコ・プログラム」 による寄付	○「スマイル・エコ・プログラム」 ・大掃除の時期(12 月)に合わ せ横浜、川崎の地域に新聞の折り 込みを配布(40,000 部) ・引っ越しの時期(3 月)に合わ せ賃貸情報サイト「CHINTAI ネ ット」にバナー広告を掲載
・継続・高額寄付者に対する理事		·>
長の御礼のための訪問		○助成活動への理解を深める為助成活動を取りまとめた広報誌「環境問題に挑戦する NGO・NPO」を作成

寄付金・件数の推移について



地球環境基金造成状況について

(単位:件、百万円)

豆八	政府出資金		資金 民間等出えん金		合 計	
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 5~13 年度	16	9,400	4,488	4,207	4,504	13,607
平成 14 年度	0	0	475	13	475	13
平成 15 年度	0	0	392	13	392	13
平成 16 年度	0	0	875	15	875	15
平成 17 年度	0	0	372	14	372	14
平成 18 年度	0	0	665	51	665	51
平成 19 年度	0	0	738	69	738	69
平成 20 年度	0	0	566	77	566	77
平成 21 年度	0	0	632	85	632	85
平成 22 年度	0	0	893	82	893	82
平成 23 年度	0	0	677	43	677	43
平成 24 年度	0	0	785	11	785	11
累計	16	9,400	11,558	4,680	11,574	14,080

ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金業務について

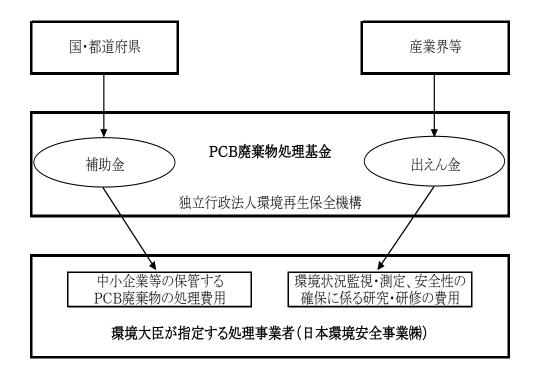
1. 目的

- (1) 中小企業者等が保管する大型のポリ塩化ビフェニル廃棄物(トランス・コンデンサ等) の処理に要する費用の軽減 (軽減事業)
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の振興促進 (振興事業)

2. 造成の方法

- (1) 国及び都道府県は、補助金その他の方法により、機構に対して資金を拠出する。
- (2) 産業界等(製造者等)に対しては、環境大臣が資金の出えん等の協力要請を行う。

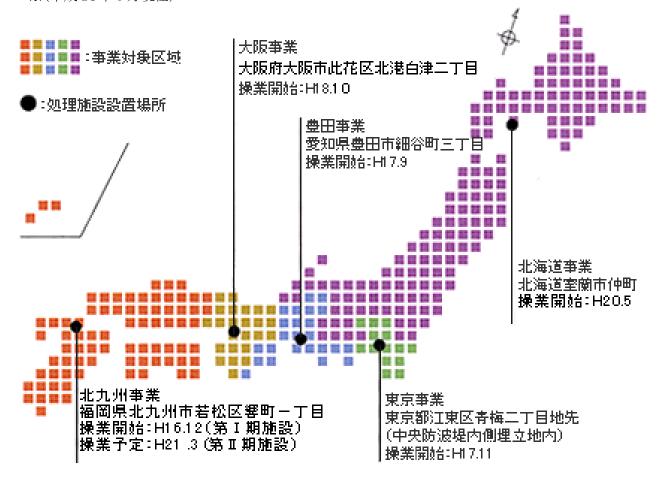
3. PCB処理基金のスキーム



日本環境安全事業株式会社

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況について

※(平成24年3月現在)



事業所別処理対象都道府県

■北海道事業

北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・新潟・富山・石川・福井・山梨・長野

- ■東京事業
 - 埼玉・千葉・東京・神奈川
- ■豊田事業

岐阜・静岡・愛知・三重

- ■大阪事業
 - 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
- ■北九州事業

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎 ・鹿児島・沖縄

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金拠出状況について

(単位:千円)

年度区分	围	都道府県	民間出えん金
平成 13~18 年度	12,000,000	12,000,000	480,800
平成 19 年度	2,000,000	2,000,000	0
平成 20 年度	2,000,000	2,000,000	0
平成 21 年度	2,000,000	2,000,000	0
平成 22 年度	2,000,000	1,861,000	0
平成 23 年度	1,500,000	1,395,750	0
平成 24 年度	1,500,000	1,395,750	0
累計額	23,000,000	22,652,500	480,800

維持管理積立金管理業務について

1.目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)に基づき、環境省令で定める最終処分場の設置者が、埋立処分終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中に環境再生保全機構に積み立て、埋立終了後は徐々に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行おうとするものである。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第42号)により、これまで維持管理積立金の対象外であった最終処分場についても平成18年4月1日より対象となった。

2.制度の概要

(1) 積立て義務

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後の維持管理を適正に行うため、埋立開始から埋立 終了までの毎年度、各処分場ごとに、都道府県知事が一定の基準に従い算定した額の金銭を 維持管理積立金として環境再生保全機構に積み立てるものとする。

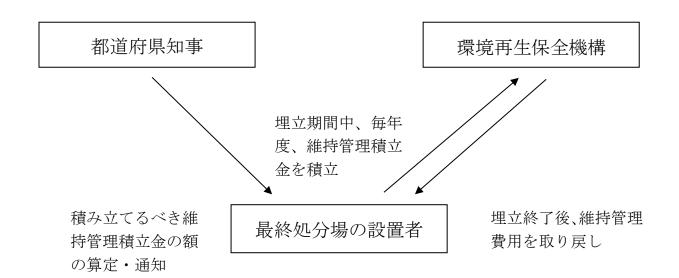
(2) 積立金の管理

維持管理積立金は、環境再生保全機構が管理するものとする。

(3) 積立金の取り戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後、最終処分場に係る維持管理を行う場合は当該処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができるものとする。

3.維持管理積立金のスキーム



平成24年度広報実施計画(概要)

1. 広報活動の目的

石綿健康被害救済事業を様々な広報を通し広く患者さんや関係者等に周知することで、申請手続きを容易に進めることができるように支援を行うとともに、事業の浸透を図る。

【基本的考え方】

- ・医師等の医療関係者及び医療機関等への広報・情報提供に力を注ぐ
- ・広報対象地域は、全国を対象としつつ、石綿製品を製造していた工場の周辺等特定の 地域に対してはより丁寧な広報を行う
- ・石綿製品の使用等が多かった業種に対する広報を行う
- ・制度の受付窓口の一つとして重要な役割を担っている保健所等への情報提供を行うと ともに、患者等への周知に関して保健所等の特性を踏まえた支援を求める

【24年度の広報内容についての基本方針】

- ・広報の内容 石綿健康被害救済制度に関する一般的な広報を実施する。
- ・広報の対象医師等医療関係者、患者、特定の地域の住民、特定業種の関係者、一般、保健所等を対象に広報を行う。
- ・広報の手段

24年度までの実績及び予算を踏まえ、広報の効果が見込める媒体を適切に選定する。 25年度の広報手段の選定のため、広報の効果測定・申請者へのアンケートを実施する。 また、専門家の意見を聴取し、それを参考に広報計画を作成する。

2. 広報対象と媒体

正確かつ迅速な情報伝達のために広報対象ごとに媒体を選択。

広報対象	広報目的	媒体等	媒体等選定理由
医師等、医療	①患者への制度の 周知の依頼	医師・医療関係者向け専門誌	医師・医療関係者への到 達率が高い
関係者	②石綿関連疾患の 診断技術の最新情 報の提供	学会でのセミナー開催及びパンフレッ ト配布	石綿関連疾患に関る医師・医療関係者に対して直接情報を提供できる
患者、家族	患者及び家族に周知を行う	一般向け医療雑誌	患者及び家族に到達率が 高い
特定地域住民	工場周辺住民、周知 事業の結果から、広 報強化が必要な地域 に周知を行う	新聞(地方紙)	特定地域の住民への到達率が高い
一般	制度を広く周知する	新聞(全国紙)、一般雑誌、WEB、交通広告	全国を対象とした効果的 な広報ができる
NA.	1月 (日 V D V B) の	住民相談会	患者等に対して直接説明 ができる
保健所等	窓口業務に必要な 情報の提供	保健所担当者説明会	担当者に対して直接説明 ができる

平成 24 年度 広報実績一覧

事項	内容						
1. 労災制度との連携	救済制度(環境省・機構)と労災制度(厚生労働省)と個々に周知して						
による新たな広報	いたが、制度対象者の申請手続きの負担軽減を考え、両制度を対比した内						
の取り組み	容のリーフレットとポスターを環境省、機構及び厚生労働省の三者で作成						
	し、関係機関に配布						
	機構からの配布部数						
	配布先	個所	リーフレッ	トポス	ター		
	保健所	52	8 10, 560) 部 1,	056 部		
	社団法人日本病院会各病院	2, 39	4 2, 396	3 部 2,	396 部		
	合計	2, 92	2 12, 956	3 部	452 部		
2. 申請受付窓口等の		フ タ ― 	- 阪支部の廃り	- MI - 7	しいした		
関係機関に対する	石綿健康被害救済制度のポスター及び大阪支部の廃止のリーフレットを 作成し、関係機関に配布						
広報	TFJ& し、 国 旅機 実月 に 印						
12110							
	配布先	個所	リーフレット	ポスター			
	保健所(支部管轄)	101	1, 010 部	_			
	自治体(支部管轄)	19	190 部	_			
	保健所	保健所 528 — 1,056 部					
	自治体 140 — 719 部						
	合計	788	1, 200 部	1,775 部			

事項	内容
3. 広報の実施	
(1) 一般を対象とした 広報	① 新聞による広報 地方紙:北海道新聞、東奥日報、岩手日報、河北新報 秋田魁新報、山形新聞、福島民報、福島民友、茨城新聞 下野新聞、上毛新聞、埼玉新聞、千葉新聞、東京新聞、神奈川新聞 山梨日日新聞、新潟日報、北日本新聞、北國・富山新聞、福井新聞 信濃毎日新聞、静岡新聞、岐阜新聞、中日新聞、伊勢新聞、京都新聞 神戸新聞、産経新聞大阪本社、奈良新聞、日本海新聞、山陰中央新報 山陽新聞、中国新聞、山口新聞、徳島新聞、四国新聞、愛媛新聞 高知新聞、西日本新聞、佐賀新聞、長崎新聞、大分合同新聞 熊本日日新聞、宮崎日日新聞、南日本新聞、沖縄タイムス
	* このうち、中日新聞、神戸新聞において、読者アンケートによる効果測定を行った。
	② 交通広告による広報
	ア. 九州新幹線のLED広告を利用した広報(25 年 1 月~3 月)
	イ. 首都圏のJRへのポスター掲載(まど上)(24 年 10 月)
	ウ. 関西私鉄(京阪、阪神、近鉄)へのポスター掲載(ドア横)(24年11月)
	③ インターネットを活用した広報 ア.ホームページでの情報提供 ・受付・認定等状況、住民相談会のお知らせ 等 「アスベスト (石綿)健康被害 (救済給付)」のアクセス数 84,769件 (前年度 73,371件)(*月別の詳細については、資料_石綿4参照) イ.リスティング広告の実施 検索ワードを活用し機構石綿トップページへのアクセスを促す ・Yahoo!: 24年8月~10月 ・Google: 24年11月~25年1月 ウ. EIC ネットを活用したバナー広告の実施(24年6月~8月、12月~25
(2) 患者、家族を対象 とした広報	年1月) ① 医療機関のメディアを活用した広報の実施 医療機関の待合室に設置されているディスプレイに 30 秒の映像広告を放映

事項	内容						
	ア. ホスピタルチャンネル(24 年 10~12 月)						
	首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)の総合病院 (160 施設・199 台/						
	前年度 126 施設・158 台)						
	新たな試みとして、ラックにチラシを設置(配布部数 5, 517 部)						
	イ. メディキャスターによる広報 (24 年 10 月~12 月)						
	北海道、東北、中部、関西地区の病院及び診療所 (348 施設・502 台						
	/前年度 200 施設·200 台)						
	② 一般向け医療雑誌へ広告を掲	載					
	「ケアマネジメント」、「がんサ	ポート」					
(3) 医師等医療関係者	① 学会セミナーの開催(10 箇所	т)					
を対象とした広報	学会名	開催日	場所	参加者			
	第 52 回日本呼吸器学会	4/21(土)	神戸コンベンションセンター	270 名			
	第 101 回日本病理学会総会	5/21(金)	京王プラザホテル	55 名			
	第 53 回日本臨床細胞学会	6/3(日)	幕張メッセ	170 名			
	第 38 回日本診療情報管理学会	9/6(木)	名古屋国際会議場	135 名			
	第 19 回石綿・中皮腫研究会	10/13(土)	ホテル北野プラザ、六甲荘	60 名			
	第 53 回日本肺癌学会総会	11/8(木)	岡山全日空ホテル	170 名			
	第 51 回日本臨床細胞学会秋期大会 11/10(土) 朱鷺メッセ新潟コンベンショント			280 名			
	第 66 回国立病院総合医学会 11/16(金) 神戸国際展示場						
	第 60 回日本職業・災害医学会学術大会	12/2(日)	大阪国際会議場	80 名			
	第 20 回日本 C T 検診学会学術集会	2/15(金)	秋葉原コンベンションホール	130 名			
	合計			1, 590 名			
	② 医療関係者向け雑誌へ広告を掲載 「画像診断(12 月号)」、「医学の歩み(11 月号)」、「胸部外科(1 月号)」、 「病理と臨床(12 月号)」、「臨床画像(12 月号)」、「日本胸部臨床(12						
	号)」、「日本呼吸器学会誌(2月号)」、「日本肺癌学会誌(3月号)」						
(4)特定業種に向けた広報	† ①特定業種向け雑誌・専門新聞への広告の掲載 「E-Contecture (9 月号)」(解体業) 「建通新聞 (10 月号)」(建設業) 「新電気 (2 月号)」(電気設備業)						

事項	内容				
4. 申請者等への相談の実施	本部、大阪支部において窓口相談、フリーダイヤル受付を行った。				
(1)窓口相談、フリー	・窓口相詞	炎:93 件(前年度 93 件)		
ダイヤル	・フリータ	ダイヤル : !	9,624件(前年度 8,239件)		
			(*月別の詳細については、資	料_石綿 5	参照)
(2)住民相談会の実施	8ヶ所で実	ミ施し、28 [,]	件の相談があった。		
(3)保健所説明会の実	保健所等窓	口担当者向	可け説明会を9ブロックで、自治	ѝ体単独を	- 4 か所で
施	催。説明会	では、新し	い手引き・パンフレット等の配	布と説明	を行うと
	もに、顧問	医師等によ	る医学的情報の説明、各労働局	による第	災保険制
	の説明を行っ	った。			
(4) 自治体との共催に				参加	心者
よる石綿健康被害救	自治体	開催日	開催場所	24 年度	23 年度
> + 1 & + 1	栃木県	7/6(金)	栃木県庁本庁舎	7名	4名
済制度担当者研修会				+	
済制度担当有研修会 の実施	埼玉県	10/19(金)	さいたま市民会館「うらわ」605 号	29 名	22 名
	埼玉県 香川県	10/19(金)	さいたま市民会館「うらわ」605号 香川県医師会館	29 名 53 名	22 名 40 名
	香川県	11/29(木)	香川県医師会館	53 名	40 名
	香川県	11/29(木) 1/16(水)	香川県医師会館 千葉県教育会館 6 階 604 会議室	53 名 36 名	40 名

広報の効果測定について(平成24年度)

1. 新聞による効果測定

地方紙(2紙-中日新聞、神戸新聞)においてアンケートによる効果測定を実施した。

①広告を見る前から環境再生保全機構の事業内容まで知っている、名前は知っている

新聞	割合
中日新聞	15. 4%
神戸新聞	19. 3%

② 広告を見た後、フリーダイヤルをかけた、ホームページにアクセスした、制度について家族や友人と話した

新聞	割合
中日新聞	10. 8%
神戸新聞	11.0%

③周囲に被害者がいたら、この広告の内容を伝えたい

新聞	割合
中日新聞	-
神戸新聞	90. 3%

2. インターネット広告から機構ホームページ「石綿健康被害」のページへの誘導件数 (1) EICネットを活用したバナー広告(24年6月~24年8月、24年12月~25年2月)

	クリック数	シェア率	全件数
6 月	533	7. 6%	7, 037
7月	398	6. 0%	6, 615
8月	329	4. 0%	8, 250
12 月	289	3. 8%	7, 697
1月	376	4. 8%	7, 873
2月	767	16. 1%	4, 758

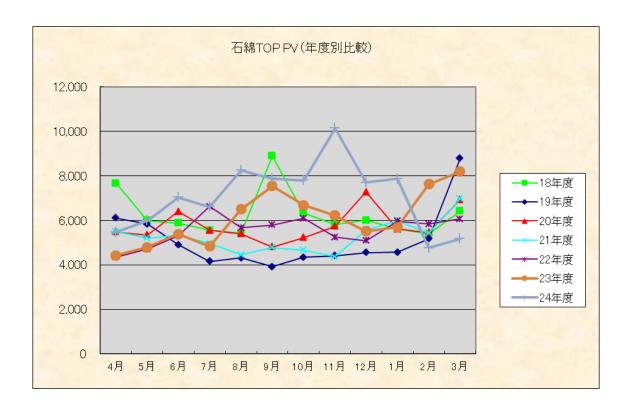
(2) Yahoo! によるリスティング広告 (24 年 8 月~10 月)

	クリック数	シェア率	全件数
8月	1, 822	22. 1%	8, 250
9月	1, 900	24. 1%	7, 884
10 月	1, 976	25. 3%	7, 800

(3) Google によるリスティング広告 (24年 11月~25年1月)

	クリック数	シェア率	全件数
11 月	1, 418	14. 0%	10, 140
12 月	1, 328	17. 3%	7, 697
1月	1, 530	19. 4%	7, 873

機構ホームページ中「アスベスト(石綿)健康被害」のページ アクセス数の推移



(単位:件)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
4月	7,666	6,098	5,483	5,502	4,345	4,327	5,474
5月	5,993	5,836	5,347	5,194	4,704	4,787	6,022
6月	5,881	4,899	6,404	5,337	5,310	5,383	7,037
7月	5,550	4,154	5,552	4,953	6,619	4,830	6,614
8月	5,408	4,307	5,403	4,450	5,664	6,498	8,249
9月	8,904	3,910	4,798	4,771	5,795	7,536	7,884
10月	6,325	4,344	5,230	4,657	6,090	6,681	7,800
11月	5,800	4,409	5,739	4,361	5,240	6,212	10,140
12月	6,000	4,548	7,280	5,564	5,089	5,505	7,697
1月	5,624	4,557	5,602	5,987	5,962	5,689	7,873
2月	5,379	5,167	5,456	5,428	5,832	7,621	6,239
3月	6,409	8,780	6,938	6,976	6,058	8,189	5,168
累計	74,939	61,009	69,232	63,180	66,708	73,258	86,197

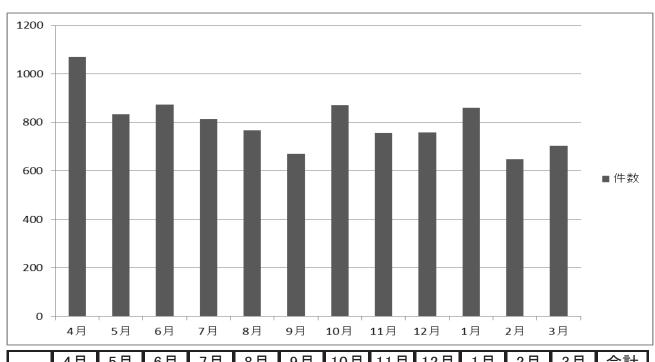
平成24年度 窓口相談・フリーダイヤル件数 集計結果

1. 窓口相談 53 件

相談内容内訳 (単位:件)

	制度について	手続について	健康不安	その他	計
本部	7	11	1	2	21
支部	3	28	1	0	32
合計	10	39	2	2	53

2. フリーダイヤル件数 (0120-389-931、0120-373-922、0120-303-727)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1069	833	874	813	767	670	871	756	759	861	648	703	9,624

3. 窓口相談・フリーダイヤルのきっかけとなった媒体等

(問合時の聞き取り調査 平成24年4月~平成25年3月)

媒体	件数	割合
医療機関	339 (309)	18.8% (23.1%)
新聞広告	261 (192)	14. 4% (14. 3%)
インターネット	228 (129)	12.6% (9.6%)
厚労省周知事業	209 (117)	11. 6% (8. 7%)
ポスター	131 (78)	7. 2% (5. 8%)
労働基準監督署	111 (68)	6. 1% (5. 1%)
ちらし	105 (73)	5. 8% (5. 5%)
雑誌	92 (13)	5. 1% (1. 0%)
自治体の検診	61 (41)	3. 4% (3. 1%)
家族・友人・知人	47 (34)	2. 6% (2. 5%)
役所 (市役所等)	43 (58)	2. 4% (4. 3%)
保健所	24 (73)	1.3% (5.5%)
新聞記事	12 (31)	0. 7% (2. 3%)
テレビ・ラジオ	11 (4)	0.6% (0.3%)
他の患者さんから	2 (10)	0.1% (0.7%)
厚労省のポスター	1 (10)	0.1% (0.7%)
郵便局の封筒	1 (9)	0.1% (0.7%)
その他	130 (90)	7. 2% (6. 7%)
計	1,808 (1,339)	100.0% (100.0%)

※()は昨年度実績

被認定者及びその遺族に対するアンケート調査結果概要

被認定者及びその遺族に対するアンケート

アンケート各対象者	回収件数	主な回答結果
ア. 制度利用者アン		〇石綿健康被害医療手帳についての医師の認知度は向上。
ケート		手帳について病院の人が知っていた (前年度 65%→71%)
	691	〇制度の満足度については、半数以上(57.6%)が満足。
石綿健康被害救済手	091	
帳交付者(5月、現		
況届と同時に実施)		
イ. 被認定者アンケ		〇救済制度を知った経緯
− ⊦		病院等医師 68.3%、家族・知人 13.5%、機構ホームページ
		11.2%、保健所·地方環境事務所 11.0%
被認定者 (療養者)		〇申請・請求手続がスムーズでなかった理由
(認定通知送付時		様式の記入方法が分かりにくい32.5%、医学的資料の
に実施)	559	収集 29.9%、医師・病院スタッフの知識不足 23.9%
		〇要望等
		・認定までの時間が長い
		・申請書様式の記入が分かりにくい など
		・多くの人(病院関係者や建築等の従事者等)に対してこの病気
		についての認識を広めて欲しい
		〇救済制度を知った経緯
ウ. 施行前死亡者遺		厚生労働省の周知事業 57.1%、労働基準監督署で教えてもら
族アンケート		って 16.6%、新聞広告 11.1%、保健所・地方環境事務所で教
		えてもらって 8.5%
認定された施行前死	271	〇請求から認定・支給までの長さが「とても早い」「早い」との
亡者の遺族		回答が 63.1%
(認定通知送付時		〇要望等
に実施)		・労災認定との差が大きすぎる。
		・手引きや記入様式の内容が分かりにくい など
工. 未申請死亡者遺		〇救済制度を知った経緯
族アンケート		病院の先生・スタッフ 53.1%、家族・知人 15.6%、
		新聞広告 10.4%、保健所・地方環境事務所 7.3%、機構ホーム
認定された未申請死	96	ページ 10.4%
亡者の遺族		〇申請から認定までの手続がスムーズに行えたとの回答が 78.1%
(認定通知送付時		〇要望等
に実施)		・認定までの時間が長い・請求の手続きが難しい など

医療関係者に対するアンケート調査結果概要

1. 学会セミナー

医療関係者の救済制度認知度、ニーズ等を把握するため、学会セミナーで参加者にアンケート調査を実施。10 学会で延べ 606 件アンケートを回収した。

0.5%

(開催学会については資料_石綿2参照)

<学会セミナー出席者の主なアンケート結果>

○制度の認知度について

• 無回答

・救済制度の内容まで知っている	32. 7%
・制度があることは知っている	54.5%
・知らなかった	12. 4%
・無回答	0.6%
〇機構の認知度について	
・業務内容まで知っている	21.9%
・名前は知っている	38.8%
・知らなかった	38.8%
• 無回答	0.5%
○制度の広告を見たことがあるか	
・パンフレットを見たことがある	50.9%
・DVDを見たことがある	4. 2%
・両方見たことがある	1.6%
・いずれも見たことがない	43.3%

2. 中皮腫細胞診実習研修会

医療関係者の救済制度認知度や細胞診結果で中皮腫診断が可能なことの認知度等を把握するため、中皮腫細胞診実習研修会(2回実施)で参加者にアンケート調査を実施し、86件のアンケートを回収した。

(中皮腫細胞診研修会については資料_石綿8参照)

<研修会出席者の主なアンケート結果>

〇制度を知ったきっかけ

・学会や研修会 52.9%・新聞記事 15.7%

○細胞診における中皮腫確定診断が可能なことへの認知度

・診断経験があり知っていた・診断経験はないが知っていた・知らなかった25.6%30.1%

〇主なコメント

- ・中皮腫あるいは中皮細胞増生の自然史の考察も入れた継続した仕事が今後も必要と思いました。
- ・これだけの中皮腫の症例を検鏡する機会はないのでとても勉強になりました。

制度運営の円滑化に係る事業・調査 (平成24年度)

1. 認定業務の迅速化、正確性確保のための事業

(1) 中皮腫細胞診実習研修会

細胞診による中皮腫の早期確定診断、引いては石綿健康被害者の迅速かつ的確な救済に資するため、昨年度に引き続き実施した。

研修会においては、細胞診での中皮腫診断例について情報提供するほか、石綿 健康被害救済制度とその認定基準等について周知を行った。

第2回研修会を24年5月26日(土)日本医科大学大学院棟において、第3回研修会を9月1日(土)神戸大学医学部において開催した。(細胞検査士等81名参加)

(2) 第4次石綿小体計測精度管理事業

労災病院等、一定の石綿小体計測技術能力をもつ医療機関における計測制度の確保・向上を図る。11 医療機関が参画。

今年度は、一層の計測精度の均てん化を図るため、参画機関で石綿小体計測を行う全ての検査技師(26 名)の参画を得て実施。昨年度回付・計測し判断が分かれた標本1本と新しく作成した標本1本の計2本を検査技師全員に回付し、各医療機関で計測した。計測結果を集計し検討委員会において評価を行い、判断基準について協議を行った。

<参加機関一覧>

- 北海道中央労災病院
- 東北労災病院
- 横浜労災病院
- 旭労災病院
- 神戸労災病院
- 和歌山労災病院
- 山陰労災病院
- 岡山労災病院
- 九州労災病院
- 長崎労災病院
- ・ 独立行政法人国立病院機構 山口宇部医療センター
 - ※ 労災病院については、(独) 労働者健康福祉機構から推薦のあったもの。

年度	計測依頼件数	平均計測日数	備考
H18	52	55. 3	
H19	58	41.0	
H20	70	46. 0	第1次石綿小体計測精度管理事業実施。(1~3月)
H21	62	31. 6	
H22	55	40. 2	第2次石綿小体計測精度管理事業実施。(7~3月)
H23	52	34. 3	第3次石綿小体計測精度管理事業実施。(6~3月)
H24	57	34. 3	第 4 次石綿小体計測精度管理事業実施。(12~3 月)

(参考) 石綿小体計測の平均計測日数の推移 *1

(3) 石綿繊維計測機関育成事業

審査の迅速化を図るため、肺内石綿繊維の計測を行う民間の計測機関の育成を 目的として、民間2社の参画を得て実施している。

平成 24 年度は、民間 2 社と平成 25 年度末までの契約を締結し、より効果的に計測等技術の向上を図るため、繊維計測の専門家 2 名が事業者の計測施設を訪問し指導する「現場ティーチング」、事業者が石綿小体計測終了後の検液から電子顕微鏡用試料を作製する工程を学ぶための工程見学、実習を行った。3 月 21 日に検討員会を開催し、2 社の計測結果と専門家の結果とを比較し、誤差の範囲内で同様の結果が導き出されていることが評価された。

2. 広報対象地域・業種等の絞込みに活用するための調査の実施

・ばく露状況調査

制度発足から平成 22 年度末までのデータをまとめた報告書を作成し、ホームページ 等で公表するとともに、全国の保健所 (526 箇所)、関係自治体 (140 箇所)及び地方 環境事務所 (12 箇所)に配布した。また、集計業務を簡易化するためばくろ調査支援 システムの改修を行い、集計等作業時間の大幅な短縮を図った。

制度発足から平成23年度末までのデータをまとめた報告書については、すでに取りまとめを終了しているため速やかに情報を公表する予定。

^{*1)} 平成 24 年度末現在の状況。

^{*2)} 計測依頼日から計測結果受理日までの日数の平均。

ホームページ公表・報道発表概要

(1) 概要

以下について、ホームページ上での公表・報道発表を行った。

①認定状況等の公表

- ・毎月の認定等決定の都度、各月末現在の受付及び認定件数を報道発表・公表
- ・平成23年度までの制度運用状況についての統計集を報道発表・公表
- ・平成 22 年度までの救済制度における被認定者の居住歴・職歴等について分析したばく露調査報告書を報道発表・公表

②各種情報の公表

- ・ 住民相談会の実施に当たりホームページにおいて案内
- ・ 石綿健康被害救済法の一部改正に伴うパンフレット等の改訂を行い、ホームページ上に 公開
- 保健所や地方環境事務所の連絡先を随時最新版に更新
- ・ 公害健康被害補償不服審査会における裁決について公表

(2) ホームページ公表の内容

(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

内容	回	数
受付・認定等状況累計		12
申請・請求受付状況(都道府県別)		12
申請・請求認定状況(都道府県別)		12
認定申請に係る認定状況(都道府県別)		12
施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況(都道府県別)		12
未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況(都道府県別)		12
認定申請及び特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況(累計:都道府県別)		12
平成 23 年度統計資料		1
石綿健康被害救済制度における平成 18-22 年度被認定者に関するばく露状		1
況調査の報告について		
石綿健康被害救済制度における住民相談会の実施について(案内)		5
国立マヒドン大学及び国立シーナカリンウィロート大学(タイ)		1
教官及び学生の当機構訪問について		
計		92

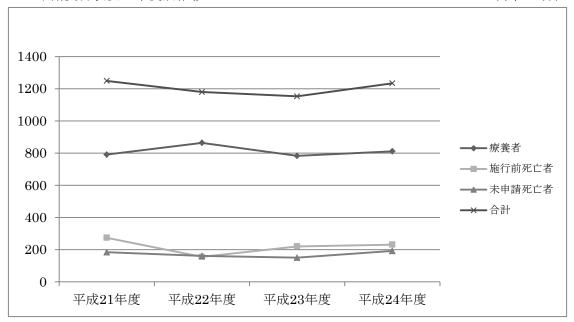
(3)報道発表内容

内容	回	数
平成 23 年度統計資料		1
石綿健康被害救済制度における平成 18-22 年度被認定者に関するばく露		1
状況調査の報告について		
計		2

受付・認定等の年度別推移

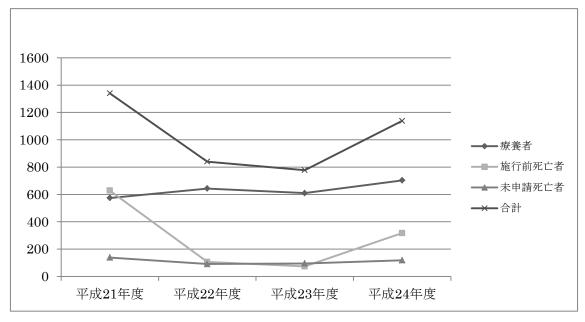
1. 申請受付状況の年度別推移

(単位:件)



2. 認定等状況の年度別推移

(単位:件)



申請書等の受付状況と認定等状況

(1) 療養者の方からの認定申請

(ア) 受付状況

	項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度までの	医学的判定中	178 (159)	87 (86)	9 (21)	12 (6)		286 (272)
受付	医学的判定の 準備中	24 (76)	17 (24)	6 (12)	4 (12)	0 (2)	51 (126)
24	年度受付	603 (551)	141 (159)	30 (36)	29 (29)	8 (8)	811 (783)
新資料の 審査再開	提出による 件数*	1 (1)	0 (4)	0 (0)	0 (0)		1 (5)
	計						1, 149 (1, 186)

注:()は前年度の実績。以下同様。

*は、条件付不認定となった後に、新資料の提出があり、審査を再開した件数

(イ) 認定等の状況

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん 性胸膜	その他	計	割	合
認定	584 (498)	98 (92)	7 (4)	14 (16)		703 (610)	61. 2% (51. 4%)	
不認定	47 (52)	61 (58)	33 (38)	24 (19)	3 (1)	168 (168)	14. 6% (14. 2%)	79. 4% (71. 6%)
取下げ	24 (35)	12 (23)	3 (9)	2 (3)	0 (1)	41 (71)	3. 6% (6. 0%)	
医学的判定中	109 (178)	70 (87)	3 (9)	5 (12)		187 (286)	16. (24.	
計	764 (763)	241 (260)	46 (60)	45 (50)	3 (2)	1, 099 (1, 135)	95. (95.	
医学的判定の 準備中	39 (24)	7 (17)	1 (6)	2 (4)	1 (0)	50 (51)	4. (4.	

(2)施行前死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況

	項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度	医学的判定中	3 (1)	7 (7)	1 (1)	3 (1)		14 (10)
までの 受付	医学的判定の 準備中	124 (11)	5 (6)	5 (6)	0 (6)	1 (0)	135 (29)
	24 年度受付	203 (181)	16 (23)	7 (10)	0 (1)	5 (5)	231* (220)
	計						380 (259)

^{*231} 件のうち 192 件は、厚生労働省による周知事業による請求とみられる件数。

(イ) 認定等の状況

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜	その他	計	割	合
認定	308 (64)	2 (2)	6 (5)	1 (2)		317* (73)	83. 4% (28. 2%)	
不認定	2 (0)	15 (17)	6 (3)	1 (5)	0 (0)	24 (25)	6. 3% (9. 7%)	95. 0% (42. 5%)
取下げ	15 (3)	3 (6)	1 (2)	1 (0)	0 (1)	20 (12)	5. 3% (4. 6%)	
医学的判定中	1 (3)	6 (7)	0 (1)	0 (3)		7 (14)	1. (5.	8% 4%)
計	326 (70)	26 (32)	13 (11)	3 (10)	0 (1)	368 (124)	96. (47.	
医学的判定の 準備中	9 (124)	2 (5)	1 (5)	0 (0)	0 (1)	12 (135)		2% 1%)

^{*}認定された317件のうち289件は、厚生労働省による周知事業による請求とみられる件数。

(3)未申請死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況

	項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度	医学的判定中	38 (30)	14 (15)	0 (0)	3 (2)		55 (47)
までの 受付	医学的判定の 準備中	6 (22)	4 (8)	1 (2)	3 (2)	1 (0)	15 (34)
24	年度受付	134 (97)	38 (34)	9 (7)	7 (7)	4 (5)	192 (150)
	計						262 (231)

(イ) 認定等の状況

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計	割	合
認定	100 (75)	16 (20)	1 (0)	1 (0)		118 (95)	45. 0% (41. 1%)	
不認定	27 (22)	22 (20)	7 (7)	8 (5)	0 (0)	64 (54)	24. 4% (23. 4%)	72. 1% (70. 1%)
取下げ	1 (8)	4 (3)	0 (2)	1 (0)	1 (0)	7 (13)	2. 7% (5. 6%)	
医学的判定中	35 (37)	11 (14)	2 (0)	3 (3)		51 (54)	19. 5 (23. 4	
計	163 (142)	53 (57)	10 (9)	13 (8)	1 (0)	240 (216)	91. 6 (93. 5	
医学的判定の 準備中	16 (6)	5 (4)	0 (1)	1 (3)	0 (1)	22 (15)	8. 4 (6. 5	

審査中の案件に係る状況 (平成24年度)

(1) 療養中の方

	申請受付年度	審査中件数	前年度	Ę.
	19 年度	1		
追加·補足資料依頼中 (123 件)	21 年度	2		
	22 年度	13	18 年度	1
	23 年度	12	19 年度	1
	24 年度	95	21 年度	8
医学的判定中(64件)	24 年度	64	22 年度	20
その他機構において	0.4 左座	FO	23 年度	307
審査中 (50 件)	24 年度	50		
計		237		337

(2) 施行前死亡者の遺族

	請求受付年度	審査中件数	前年度	Ę
	20 年度	1		
追加・補足資料依頼中	22 年度	1	20 左帝	2
(6件)	23 年度	1	20 年度	۷
	24 年度	3	22 年度	5
医学的判定中(1件)	24 年度	1	23 年度	142
その他機構において 審査中 (12 件)	24 年度	12		
計		19		149

(3) 未申請死亡者の遺族

	請求受付年度	審査中件数	前年度	
追加・補足資料依頼中	23 年度	2		
(31件)	24 年度	29	21 年度	1
医学的判定中(20件)	24 年度	20	22 年度	1
その他機構において 審査中 (22 件)	24 年度	22	23 年度	67
		73		69

認定等に係る処理日数

中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の認定等に係る処理日数は次のとおりである。

1. 療養中の方からの申請

(単位:日、件)

区分		定までの 理日数	申請から医学的判定 申出までの平均日数		件数
1回の医学的判定	130	79 (102)	37	36 (47)	507 (404)
追加資料が必要と されたもの	(164)	202 (232)	(49)	38 (52)	356 (368)

- () 書きは前年度の実績
- 注)1. 医学的判定とは、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会分科会を経て 中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会で審議したものである。
 - 2. 取下げについては、処理日数の計算には含めていない。
 - 3. 条件付不認定を受けた者から新たな資料の提出があり、審査の再開により認定等を行ったものは、平均処理日数の計算には含めていない。

2. 施行前死亡者の遺族からの請求

(単位:日、件)

区分	認定等決定までの 平均処理日数		請求から図 申出までの	件数	
1回の医学的判定	289	209 (187)	151	127 (105)	10 (11)
追加資料が必要と されたもの	(243)	339 (276)	(79)	166 (64)	16 (19)
医学的判定を経ないで機構で認定したもの	61 (43)		_		315 (68)

- ()書きは前年度の実績
- 注)1. 医学的判定とは、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会分科会を経て中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会で審議したものである。
 - 2. 取下げについては、処理日数の計算には含めていない。
 - 3. 条件付不認定を受けた者から新たな資料の提出があり、審査の再開により 認定等を行ったものは、平均処理日数の計算には含めていない。

3. 未申請死亡者の遺族からの請求

(単位:日、件)

区分		定までの 理日数		医学的判定 の平均日数	件数
1回の医学的判定	160	90 (109)	45	41 (54)	80 (65)
追加資料が必要と されたもの	(185)	215 (244)	(56)	49 (57)	102 (84)

- () 書きは前年度の実績
- 注) 1. 医学的判定とは、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会分科会を経て中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会で審議したものである。
 - 2. 取下げについては、処理日数の計算には含めていない。
 - 3. 条件付不認定を受けた者から新たな資料の提出があり、審査の再開により 認定等を行ったものは、平均処理日数の計算には含めていない。

(参考1) 中皮腫及び肺がんに係る療養中の方からの申請

(単位:日、件)

区分		定までの 理日数	申請から医 申出までの		件数
1回の医学的判定	128	76 (89)	35	34 (39)	448 (338)
追加資料が必要と されたもの	(161)	197 (229)	(45)	37 (51)	337 (357)

()書きは前年度の実績

(参考2) 中皮腫及び肺がんに係る判定が1回で済んだケースでの処理日数の分布状況

認定等決定までの日数	データ数	データ数累計	累計の比率	前年度
25-60 日	141 件	141 件	31.5%	8.0%
61-90 日	194 件	335 件	74. 8%	62. 1%
91-120 日	75 件	410 件	91.5%	91.4%
121-150 日	28 件	438 件	97. 8%	98. 2%
151-269 ⊟	10 件	448 件	100. 0%	(151 - 558)
131-209 🗖	10 17	440 17	100.0%	6件, 1.8%
総計	448 件			

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (平成24年度)

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの) (平成25年3月31日現在における機構本部受付分、単位:人)

	(平成25年3月31日現在における機構本部 認定申請 特別遺族弔慰金等請求 特別遺族弔慰金等請求							12 . 7/											
都道府県名				,		小計			行前死亡			小計			申請死亡			小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	不明		
北海道	20	6	2	1	1	30	5	2	0	0	0	7	7	4	0	0	0	11	48
青森県	2	1	0	0	0	3	4	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	8
岩手県	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	5
宮城県	11	1	1	0	0	13	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	19
秋田県	2	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	4
山形県	8	0	1	0	2	11	1	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0	1	14
福島県	11	2	0	0	0	13	3	0	0	0	0	3	1	1	0	0	0	2	18
茨城県	9	3	1	1	0	14	3	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	18
栃木県	6	1	0	0	0	7	1	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	4	12
群馬県	7	2	0	1	0	10	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	13
埼玉県	36	6	2	2	1	47	16	0	1	0	0	17	9	4	2	1	0	16	80
千葉県	23	9	1	1	0	34	14	0	0	0	0	14	3	0	1	0	0	4	52
東京都	44	5	2	1	0	52	13	3	1	0	1	18	11	3	0	1	0	15	85
神奈川県	33	7	3	2	1	46	17	0	3	0	0	20	7	5	0	2	0	14	80
新潟県	9	1	0	0	0	10	2	1	0	0	0	3	1	1	0	0	0	2	15
富山県	7	1	0	0	0	8	7	0	0	0	0	7	4	0	0	0	0	4	19
石川県	3	1	0	0	0	4	2	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	2	8
福井県	5	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
山梨県	5	0	0	0	0	5	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	9
長野県	8	4	1	1	0	14	2	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	2	18
岐阜県	11	2	0	0	0	13	2	1	0	0	0	3	2	0	1	0	1	4	20
静岡県	10	6	2	1	0	19	3	0	0	0	0	3	4	3	0	0	0	7	29
愛知県	40	6	1	2	0	49	10	0	0	0	0	10	7	0	0	0	1	8	67
三重県	9	2	0	0	0	9	0 2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	13
滋賀県												2	1	0		0		1	12
京都府	67	6	0 2	0	0	11	2	3	0	0	0	3	14	0	0	0	0	0	14
大阪府兵庫県	77	23	1	0	1	102	26 7	1	0	0	1	29	11	3	0	0	0	17 14	126 125
奈良県	8	1	0	4	0	13	5	0	0	0	0	5	4	1	1	0	0	6	24
和歌山県	5	1	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	8
鳥取県	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
島根県	2	1	1	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
岡山県	7	7	0	1	0	15	2	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	4	21
広島県	14	4	0	0	0	18	6	0	0	0	1	7	7	3	1	0	1	12	37
山口県	9	5	1	1	0	16	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	20
徳島県	3	1	0	0	0	4	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	7
香川県	2	1	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	6
愛媛県	5	3	1	0	0	9	3	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	1	13
高知県	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	5
福岡県	33	8	4	1	0	46	13	0	0	0	0	13	10	2	1	1	0	14	73
佐賀県	1	3	1	0	0	5	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	7
長崎県	4	2	1	1	0	8	5	0	0	0	0	5	2	0	0	0	0	2	15
熊本県	5	1	0	1	0	7	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	3	12
大分県	2	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
宮崎県	4	2	0	0	0	6	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	2	9
鹿児島県	10	2	1	1	0	14	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	18
沖縄県	2	1	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2	3	1	0	0	0	4	9
海外在住者	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総計	603	141	30	29	8	811	203	16	7	0	5	231	134	38	9	7	4	192	1, 234
						1		L				L					l		

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況(法施行日から平成25年3月31日までの累計)

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの) (平成25年3月31日現在における機構本部受付分、単位:人)

								特別遺族弔慰金等請求						(平成25年3月31日現在における機構本特別遺族用慰金等請求					
都道府県名		Ī	認定申請			小計			族 中慰金 行前死亡			小計			族 中慰金 申請死亡			小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		
北海道	176	60	4	2	6	248	151	24	1	0	1	177	29	11	1	0	0	41	466
青森県	24	7	0	0	0	31	26	7	0	0	0	33	5	0	0	0	0	5	69
岩手県	21	3	0	0	0	24	27	3	0	0	0	30	5	1	0	1	0	7	61
宮城県	119	51	1	1	4	176	61	10	0	0	1	72	7	0	0	0	0	7	255
秋田県	19	2	0	0	0	21	37	3	0	0	1	41	0	0	0	0	0	0	62
山形県	29	10	1	0	3	43	19	7	0	0	1	27	7	4	0	0	0	11	81
福島県	56	10	0	2	2	70	42	3	0	0	0	45	10	7	0	0	1	18	133
茨城県	90	28	2	1	3	124	58	6	1	0	3	68	13	6	0	1	1	21	213
栃木県	37	17	1	2	5	62	41	6	1	0	0	48	10	3	0	0	1	14	124
群馬県	58	17	2	2	1	80	59	8	0	0	2	69	8	4	0	0	1	13	162
埼玉県	284	96	4	9	8	401	195	42	4	3	5	249	27	15	2	3	0	47	697
千葉県	178	96	2	4	5	285	129	27	0	3	0	159	19	11	3	1	0	34	478
東京都	424	119	13	7	11	574	304	50	6	0	8	368	46	17	1	1	0	65	1, 007
神奈川県	331	125	7	5	17	485	238	44	4	0	7	293	45	12	2	4	0	63	841
新潟県	88	31	1	1	3	124	60	11	0	0	0	71	8	1	0	0	0	9	204
富山県	57	9	0	1	0	67	54	9	0	0	1	64	9	2	0	0	0	11	142
石川県	31	11	1	1	2	46	32	2	0	0	1	35	3	1	0	1	0	5	86
福井県	27	15	0	0	2	44	18	1	0	0	0	19	2	0	0	0	1	3	66
山梨県	24	6	1	1	2	34	20	1	0	0	0	21	6	0	0	0	0	6	61
長野県	51	22	2	1	1	77	34	4	0	1	1	40	12	0	1	0	0	13	130
岐阜県	66	18	2	0	1	87	59	9	0	0	2	70	12	3	1	0	2	18	175
静岡県	111	39	2	2	2	156	106	12	2	1	0	121	17	8	0	0	0	25	302
愛知県	259	59	1	5	5	329	134	24	2	0	2	162	27	7	0	0	1	35	526
三重県	46	22	0	0	4	72	32	10	0	0	0	42	5	1	0	1	0	7	121
滋賀県	56	21	0	2	1	80	39	4	0	0	0	43	5	1	0	0	0	6	129
京都府	77	30	1	1	0	109	76	8	2	1	1	88	5	0	0	0	0	5	202
大阪府	567	194	13	10	25	809	347	78	10	1	5	441	59	20	1	2	0	82	1, 332
兵庫県	598	169	8	1	23	799	347	91	2	1	8	449	34	13	0	1	0	48	1, 296
奈良県	93	35	2	6	1	137	58	10	1	1	3	73	11	2	1	0	0	14	224
和歌山県	26	18	1	2	0	47	34	3	0	0	0	37	9	0	0	0	0	9	93
鳥取県	20	0	0	0	0	20	21	2	0	0	0	23	1	0	1	0	0	2	45
島根県	21	14	2	1	1	39	12	3	0	0	0	15	3	1	0	0	0	4	58
岡山県	85	47	0	1	3	136	87	4	2	0	3	96	10	3	0	0	0	13	245
広島県	120	59	2	1	6	188	111	22	1	0	2	136	17	7	1	1	1	27	351
山口県	68	27	4	1	1	101	42	13	1	1	0	57	6	0	0	0	0	6	164
徳島県	30	7	0	0	0	37	21	3	0	0	0	24	1	2	0	0	0	3	64
香川県	33	18	0	0	0	51	32	3	2	0	0	37	9	3	0	0	0	12	100
愛媛県	31	15	4	0	1	51	33	3	3	0	0	39	5	1	1	0	0	7	97
高知県	19	10	0	0	0	29	27	5	0	0	0	32	3	2	0	0	0	5	66
福岡県	229	90	10	7	10	346	133	22	1	1	4	161	29	6	1	1	1	38	545
佐賀県	25	8	1	0	0	34	29	1	2	0	2	34	3	0	0	0	0	3	71
長崎県	67	30	3	1	2	103	45	9	0	1	2	57	5	3	0	0	1	9	169
熊本県	49	21	3	2	0	75	39	5	0	0	0	44	6	4	0	0	2	12	131
大分県	32	6	3	1	2	44	23	5	0	1	0	29	1	3	0	0	0	4	77
宮崎県	34	13	1	0	1	49	36	3	0	0	1	40	2	2	1	0	1	6	95
鹿児島県	71	9	4	5	2	91	42	7	1	0	2	52	4	2	0	0	0	6	149
沖縄県	11	5	0	0	1	17	35	5	1	0	2	43	5	3	0	0	0	8	68
海外在住者	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
総計	4, 969	1, 720	109	89	167	7, 054	3, 606	632	50	16	71	4, 375	565	192	18	18	14	807	12, 236

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況(平成24年度)

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの) 平成25年3月31日現在(単位:人)

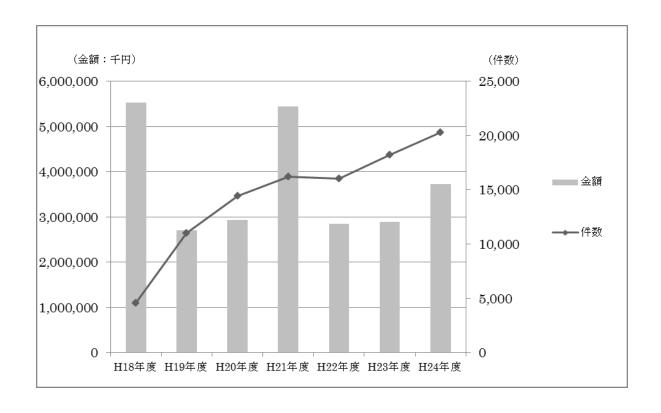
			平成25年3月31日								日現任	(単位:人)				
柳洋内旧名		認定	申請		ılv ≑T		特別遺族弔 (施行前	慰金等請求 死亡者)	₹	ılv ≑1	1	^{持別遺族弔} (未申請	慰金等請求 死亡者)	Ř.	4V Z ⊥	«»=⊥
都道府県名	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	小計	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	小計	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	小計	総計
北海道	27	4	1	0	32	20	0	0	0	20	7	2	0	0	9	61
青森県	2	0	0	0	2	4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	7
岩手県	4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
宮城県	6	5	0	0	11	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	13
秋田県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
山形県	7	0	1	0	8	1	0	0	0	1	1	1	0	0	2	11
福島県	8	1	0	0	9	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	12
茨城県	8	1	0	0	9	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	12
栃木県	5	1	0	1	7	2	0	0	0	2	3	0	0	0	3	12
群馬県	7	1	0	0	8	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	10
埼玉県	34	2	0	1	37	18	1	0	0	19	7	0	0	0	7	63
千葉県	28	8	1	0	37	17	0	0	0	17	4	1	0	0	5	59
東京都	41	2	0	0	43	31	1	1	0	33	14	1	0	0	15	91
神奈川県	38	3	0	3	44	21	0	3	0	24	7	1	0	0	8	76
新潟県	11	1	0	0	12	4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	17
富山県	6	0	0	0	6	7	0	0	0	7	1	0	0	0	1	14
石川県	4	1	0	0	5	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	8
福井県	3	0	0	0	3	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	5
山梨県	1	0	1	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	6
長野県	7	4	0	0	11	3	0	0	1	4	0	0	0	0	0	15
岐阜県	13	2	0	0	15	2	0	0	0	2	2	0	1	0	3	20
静岡県	10	3	0	0	13	14	0	0	0	14	2	0	0	0	2	29
愛知県	43	4	0	2	49	7	0	0	0	7	8	1	0	0	9	65
三重県	8	0	0	0	8 7	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	10
滋賀県	5	2	0	0		7	0	0	0	3	0	0	0	0	1	11
京都府 大阪府	12 60	1	2	0 2	13 68	29	0	0	0	8 29	11	0	0	0	13	21 110
兵庫県	75	17	1	0	93	16	0	1	0	17	7	1	0	1	9	119
奈良県	73	0	0	2	9	7	0	0	0	7	3	0	0	0	3	119
和歌山県	5	1	0	0	6	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	8
鳥取県	3	0	0	0	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	6
島根県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
岡山県	8	6	0	1	15	5	0	0	0	5	1	1	0	0	2	22
広島県	12	4	0	0	16	14	0	0	0	14	1	3	0	0	4	34
山口県	13	4	0	0	17	4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	22
徳島県	4	1	0	0	5	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	7
香川県	1	2	0	0	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	6
愛媛県	3	1	0	0	4	3	0	0	0	3	1	0	0	0	1	8
高知県	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
福岡県	32	3	0	1	36	15	0	0	0	15	6	1	0	0	7	58
佐賀県	2	2	0	0	4	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	7
長崎県	4	2	0	0	6	9	0	0	0	9	1	1	0	0	2	17
熊本県	3	1	0	0	4	4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	9
大分県	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
宮崎県	3	0	0	0	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	6
鹿児島県	6	3	0	1	10	5	0	0	0	5	1	0	0	0	1	16
沖縄県	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	584	98	7	14	703	308	2	6	1	317	100	16	1	1	118	1, 138

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況(法施行日から平成25年3月31日までの累計)

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの) 平成25年3月31日現在(単位:人)

	認定申請				5	特別遺族弔 (施行前	慰金等請求 死亡者)	₹			持別遺族弔 (未申請	慰金等請求		小社		
都道府県名	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	小計	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	小計	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	小計	総計
北海道	140	38	1	0	179	138	4	0	0	142	21	4	0	0	25	346
青森県	18	3	0	0	21	24	1	0	0	25	3	0	0	0	3	49
岩手県	15	0	0	0	15	25	1	0	0	26	1	2	0	0	3	44
宮城県	85	30	0	0	115	53	1	0	0	54	3	0	0	0	3	172
秋田県	11	0	0	0	11	35	0	0	0	35	0	0	0	0	0	46
山形県	24	4	1	0	29	17	2	0	0	19	5	3	0	0	8	56
福島県	42	7	0	1	50	38	2	0	0	40	5	2	0	0	7	97
茨城県	69	15	0	0	84	55	1	1	0	57	6	4	0	0	10	151
栃木県	27	9	0	2	38	38	2	1	0	41	7	1	0	0	8	87
群馬県	38	11	0	1	50	55	1	0	0	56	5	3	0	0	8	114
埼玉県	230	48	0	2	280	181	17	2	1	201	18	4	0	0	22	503
千葉県	147	44	1	2	194	124	7	1	2	134	13	5	0	0	18	346
東京都	332	59	1	4	396	283	6	5	0	294	36	8	0	0	44	734
神奈川県	250	45	0	3	298	226	14	4	0	244	31	1	0	0	32	574
新潟県	60	14	0	0	74	55	2	0	0	57	6	0	0	0	6	137
富山県	48	1	0	1	50	50	5	0	0	55	5	1	0	0	6	111
石川県	24	5	0	1	30	31	0	0	0	31	2	1	0	0	3	64
福井県	18	6	0	0	24	15	0	0	0	15	0	0	0	0	0	39
山梨県	16	3	1	0	20	17	1	0	0	18	4	0	0	0	4	42
長野県	38	12	0	0	50	31	1	0	1	33	5	1	0	0	6	89
岐阜県	49	8	0	0	57	55	0	0	0	55	7	1	1	0	9	121
静岡県	89	22	0	0	111	102	2	2	0	106	12	1	0	0	13	230
愛知県	214	24	0	4	242	118	4	0	0	122	19	4	0	0	23	387
三重県	37	5	0	0	42	28	1	0	0	29	3	0	0	0	3	74
滋賀県	45	13	0	0	58	37	1	0	0	38	3	0	0	0	3	99
京都府	61	10	0	0	71	72	1	1	1	75	4	0	0	0	4	150
大阪府	413	99	4	2	518	315	26	6	3	350	37	11	0	0	48	916
兵庫県	465	86	3	0	554	324	14	1	0	339	20	3	0	1	24	917
奈良県	70	14	2	3	89	53	3	1	0	57	5	1	0	0	6	152
和歌山県	20	11	0	0	31	30	0	0	0	30	7	0	0	0	7	68
鳥取県	12	0	0	0	12	19	2	0	0	21	1	0	0	0	1	34
島根県	16	3	0	0	19	11	1	0	0	12	3	0	0	0	3	34
岡山県	67	22	0	1	90	78	1	1	0	80	5	4	0	0	9	179
広島県	77	28	1	0	106	99	5	1	0	105	6	5	0	0	11	222
山口県	62	18	0	1	81	37	3	0	1	41	3	0	0	0	3	125
徳島県	23	2	0	0	25	19	0	0	0	19	1	1	0	0	2	46
香川県	22	13	0	0	35	28	0	2	0	30	7	2	0	0	9	74
愛媛県	25	3	1	0	29	33	2	3	0	38	4	0	0	0	4	71
高知県	15	4	0	0	19	26	0	0	0	26	1	1	0	0	2	47
福岡県	170	44	0	7	221	122	4	1	0	127	19	4	0	0	23	371
佐賀県	21	4	0	0	25	28	0	1	0	29	2	0	0	0	2	56
長崎県	46	18	0	0	64	45	2	0	0	47	4	3	0	0	7	118
熊本県	34	13	0	2	49	33	0	0	0	33	4	5	0	0	9	91
大分県	26	2	0	0	28	21	1	0	1	23	0	1	0	0	1	52
宮崎県	23	6	0	1	30	34	1	0	0	35	3	0	0	0	3	68
鹿児島県	55	3	0	1	59	39	0	0	0	39	2	1	0	0	3	101
沖縄県	5	1	0	0	6	34	1	1	0	36	0	0	0	0	0	42
海外在住者	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
総計	3,794	830	16	39	4, 679	3, 332	143	35	10	3, 520	358	88	1	1	448	8, 647

救済給付の支給件数・金額(経年変化) (平成 18 年度~平成 24 年度)



認定更新の状況

(単位:人)

更新等決定	認定の有効期間	認定	被認定者	更新	更新	市並	更新
年度	満了月	疾病	*	対象者	申請者	更新	しない
	平成 23 年 3 月	中皮腫	284	60	60	60	0
平成22年度	~	肺がん	71	15	15	15	0
	平成 23 年 5 月	計	355	75	75	75	0
	平成 23 年 6 月	中皮腫	366	30	30	26	4
平成23年度	~	肺がん	117	26	26	23	3
	平成 24 年 5 月	計	483	56	56	49	7
	平成 24 年 6 月	中皮腫	414	49	49	49	0
平成24年度	~	肺がん	109	27	26	24	2
	平成 25 年 5 月	計	523	76	75	73	2
		中皮腫	1, 064	139	139	135	4
	累計	肺がん	297	68	67	62	5
		計	1, 361	207	206	197	9

[※]更新等決定前の認定の際に定められた認定の有効期間の終了する日が、本表の認定の有効期間 満了月に含まれる被認定者数。

認定・給付システム、ばく露調査支援システム及び情報セキュリティ対策

- 1. 認定・給付システムの改修と運用保守管理
- (1) 認定・給付システムの運用保守管理

運用保守業者の保守契約が 4 月末で終了となったことから、一般競争入札(総合強化落札方式)を実施し、新たな業者を決定した。なお新業者の業務開始時に既存の作業手順等の改正を行い、運用保守管理業務をより円滑に実施できるようになった。

(2) 認定・給付システムの改修

認定・給付システムについて、業務の効率化等を図るため、次の観点で改修を行った。

- ・統計及びデータ収集作業の正確性の確保、適正化を図った
- ・データメンテナンスの作業効率の向上
- ・データ入力作業の正確性の確保及び作業時間の短縮
- 法務局照会作業の効率化
- ・他法令給付情報突合の正確性の確保
- (3) 認定給付システムの機器更改に向けた仕様策定のための準備

認定給付システムの機器は、平成 26 年 12 月に更新を予定している。平成 25 年度中に新機器を導入し、同機器上で認定給付システムの動作確認等を行い、問題点を改修後現行機器から移行することとしている。なお、現行機器から一定期間並行稼働させておく必要がある。以上のことを踏まえ、機器更改の調達に当たり実施計画を作成した。

2. ばく露調査支援システムの改修

ばく露状況調査報告書の作成時間の短縮とデータの正確性を高めるため、ばく露調査支援システムの改修を調達し、職員が行う報告書作成の作業時間を大幅に短縮した。

- 3. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の高度化
- (1) 個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、以下の規則・手順書に基づき、石綿 部全員を対象とした研修を行った。(5月37名、8月5名、9月1名、25年2月3名)
 - ・石綿健康被害救済部における個人情報保護及び情報セキュリティ対策実施規則
 - 石綿健康被害救済部個人情報取扱手順書
 - ・石綿健康被害救済部情報セキュリティ対策実施手順書
- (2) 個人情報保護・情報セキュリティ対策の高度化に資するため、業務マニュアルの改善に当たり、1月に整備が完了した申請課マニュアルについて個人情報保護・情報セキュリティの観点から内容の確認を行った。

優先的に対応すべきリスク項目の事例について

1. 優先的に対応すべきリスク項目(69項目*)の事例

リスク項目	リスク分類	リスク	7評価	対応状況
	○資金の管理運用に関			〇財務調査の徹底
銀行の倒産等による	するリスク	影響度	頻 度	〇外部情報の活用
機構資産の毀損	〇経営に関するリスク	5	1	○資金管理委員会の実施
	〇その他外部リスク等			
				〇規定類・マニュアル等の制定・整備
				〇定例会議の実施
個人情報等の情報漏	〇情報・システムに関す	影響度	頻 度	〇研修の実施
えい	るリスク	4	1	〇チェックリストによる点検
				〇最高情報セキュリティアドバイザー
				(外部委託)によるチェック
	Oコンプライアンスに	影響度	頻度	〇規定類・マニュアル等の制定・整備
職員の規律違反行為		彩音度 4	娱	〇研修の実施
	関するリスク	4		〇チェックリストによる点検

^{* 69} 項目は、影響度 4 以上のリスク項目 (33 項目) と影響度 3 のうち優先順位の高いリスク項目 (各部によるリストアップ の合計 36 項目) の合計値

2. リスクの軽重付けに活用したリスク項目の分析指標

〇影響度:【5段階】

	定性的	定量的					
影響度 5	機構存続	の危機					
影響度 4	社会からの信頼失墜等、機構存続に支障が生じる	大きな経済的損害(1000 万円以上)					
影響度3	機構の社会的評価が低下、機構の業務遂行に支障	経済的損害(100万円以上)					
お音及り	が生じる(外部的)	性好的接合(100 万门以工)					
影響度 2	機構の業務遂行に支障が生じる (内部的)	小さな経済的損害(10万円以上)					
影響度1	業務遂行上の手間が増える等軽微なもの	軽微な経済的損害(10 万円未満)					

〇発生頻度:【5段階】

頻 度5	日常的な発生が見込まれる(1ヶ月に複数回の発生が見込まれるもの)
頻 度4	度々の発生が見込まれる(数ヶ月に1回程度の発生が見込まれるもの)
頻 度3	1年に1回程度の発生が見込まれる
頻 度 2	発生しにくい (数年に1回程度の発生が見込まれるもの)
頻 度1	非常に希である (数十年に1回程度の発生が見込まれるもの)

機構内に設置した委員会一覧

<外部委員により構成する委員会>

(敬称略)

<外部会員により	1件以り 0女只女/					(似孙龄)
名称・開催状況	委員会の役割					委員構成
コンプライアン	役員及び職員の法令	委員	<u>長</u>	福井	光彦	環境再生保全機構 理事長
ス推進委員会	等の遵守及び業務の適	委	員	後藤	彌彦	法政大学人間環境学部教授
	正な執行等の推進を図	委	員	堀 袝	}	堀総合法律事務所 弁護士
	ることを目的としてい		員	山下	康彦	新日本有限責任監査法人
	る。					公認会計士
		委	員	武川	明夫	環境再生保全機構 理事
			員	今井	辰三	環境再生保全機構 理事
			員	栗山	俊勝	環境再生保全機構 理事
		任期			12.11.71	然为[]工作工版[[
契約監視委員会	独立行政法人の契約	委員		堀裕	<u> </u>	堀総合法律事務所 弁護士
	状況の点検・見直しに		員	六車	· 明	慶應義塾大学法科大学院
	ついて(平成 21 年 11 月		~	/ _	.51	教授
	17 日閣議決定)の趣旨	委	員	山下	康彦	新日本有限責任監査法人
	を踏まえ、機構におけ		_		ベン	公認会計士
	る随意契約等の適正化	委	員	野口	貴雄	環境再生保全機構常勤監事
	の推進を図ることを目		員	沼野	伸生	環境再生保全機構
	的としている。	X	尺	/U ±1	IT	非常勤監事
	מיב ט כיישי	任期	. 2	在		升中到血 于
 公害健康被害補	公害健康被害補償					 :置者、特定施設等設置者の加入
賞予防業務評議	業務及び公害健康被					連合団体の役員及び業務の適正
関	書う防事業につい					建日団体の投資及び采扱の過止 有する者
貝云 (年1回:7	舌 ア	1		必安な [.] れぞれ		
(平 固 : /	て、美胞仏流の報告 を受け、公害健康被	神成議	_	-		《財》厚生年金事業振興団理事
<i>A</i> /	と支い、公吉健康板 害補償予防業務に関		文	波辺	115	長
	古稲頃ア防呆拐に関	委	員	ΙĦ	敏和	四日市市環境部環境保全課長
	することにより、本	委委	員		一枝	全国人権擁護委員連合会総務
	制度の円滑な運営に	女	貝	ア原	一仅	主国人惟雅護安貝建立云樞 <i>伪</i> 委員会副委員長
	耐皮の口角な連当に 資することを目的と	委	員	梅木	吉彦	安貝云町安貝衣 専修大学名誉教授
	している。	委委	員		忠晴	日本商工会議所環境・エネルギ
		女	只	八個	心相	ロ本間エ云識が環境・エイルヤ 一委員会委員長
		禾	吕	71 V	+# —	電気事業連合会専務理事
		委	員		雄二	
		委	員	作尽	郊怡	(一社)日本化学工業協会環境安
		禾	므	+5.48	TE 21	全委員会委員長 (一分) 日本経済団体連合合理性
		委	員	以仅	ᄕᄭ	(一社)日本経済団体連合会環境
		*	므	准恭	≠ +	安全委員会委員長
		委	員	進滕	字生	(一社)日本鉄鋼連盟環境・エネ
			므	ыm	4⊓ .	ルギー政策委員会委員長
		委				石油連盟環境安全委員会委員長
		委	員	水开	兄百	(一社)日本自動車工業会環境委
		<u> </u>	<u></u>	ᄪᄼᆠ	D 3/c	員会副委員長 (財) 復火会東森理東
		委			-	(財) 復光会専務理事
		委	員	浜甲	裕徳	(財)地球環境戦略研究機関理
			_	1 #+ . 1	TV 7-4	事長
		委	員	傾出	俗迫	淑徳大学国際コミュニケーショ
		<i>]</i> ++⊓	0.4	-		ン学部客員教授
		任期	: 2 4	<u> </u>		

名称・開催状況	委員会の役割				———————————— 委員構成	
公害健康被害予 防事業調査研究 評価委員会	公害健康被害予防事 業で実施する環境保健 分野、大気環境の改 善分野のそれぞれの	専門分	野の	学識経	大気環境の改善分 験者 名以内	・野それぞれの
環境保健分野:	調査研究について、専	(環境	保健調	直面研究	?評価委員)	
評価委員会	門分野の学識経験者	区分	氏	名	所属等	専門分野
(年1回:6月	からなる評価委員会	委員	宮本	昭正	東京大学名誉教授	臨床医学(物
25 日)	において評価を行うこ	長				理療法内科)
	とを目的としている。	委	内山	巌雄	京都大学名誉教授	公衆衛生学
	なお、評価結果は、	員				
	調査研究の構成、研究	同	西牟B	田敏之	国立病院機構下志	臨床医学(小
	計画の見直し及び調査					児科)
	研究費の配分の見直しなどに反映させる。	同	野村	瞭	(財)復光会専務理 事	公衆衛生学
		同	福地	養之助	順天堂大学客員教 授	臨床医学(呼 吸器内科)
		同	眞野	健次	帝京科学大学理	臨床医学
					事	(呼吸器内
						科)
		同	森川	昭廣	群馬大学名誉教	臨床医学
					授	(小児科)
		任期:	3 年			
環境改善分野:		(環境	改善	調査研	究評価委員)	
評価委員会(年 1 回:5月17日)		区分	氏	名	所属等	専門分野
			猿田	勝美	神奈川大学名誉教技	
		長				(環境工学)
		委	太田	勝敏	東洋大学国際地域学	学 都市工学
		員	庇自	++	部教授	4 却士工兴
		同	鹿島		中央大学理工学部 授	(交通計画)
		同	十卯		^交 早稲田大学理工学(
		ĮμJ	八王	※7 Δ	院教授	動車対策)
		同	吉田	徳久	早稲田大学大学院理	
					境・エネルギー研究	光
		同	若松	伸司	科教授 愛媛大学農学部教技	受衛生工学
			<u> </u>			
		任期:	3 年			

名称・開催状況	委員会の役割				委員構成
地球環境基金 運営委員会	民間環境保全活動 の助成の実施に関す		了有 20	 _{哉者} 人以内	
(年1回:4 月4日)	る重要事項、民間環 境保全活動の振興の		長		(特定)日本気候政策センター理 事長
地球環境基	ための調査研究等の 実施に関する重要事	委	員	浅野真理子	(社)ガールスカウト日本連盟 会長
金運営委員会のもと下表の	項及びその他地球環 境基金に係る業務運	委 委	員員	今井 通子 大橋 正明	地球環境・女性連絡会代表 (特非)国際協力NGOセンター
専門委員会を	営に関する重要事項				理事長
設置	を調査審議し、本事 業の円滑な運営を図	委	員	小澤紀美子	国立大学法人東京学芸大学名 誉教授
	ることを目的として	委	員	佐藤 正敏	日本経団連自然保護協議会会長
	いる。	委	員	徳川 恒孝	(財)世界自然保護基金ジャパン 会長
		委	員	鳥原 光徳	東京商工会議所環境委員会委 員長
		委	員	長島 徹	経済同友会環境・エネルギー 委員会委員長
		委	員	長辻 象平	産経新聞社論説委員
		委	員	廣野 良吉	成蹊大学名誉教授
		委	員	福川 伸次	東洋大学理事長
		委	員	松下 和夫	国立大学法人京都大学名誉教授
		任期:	2 左	F	

名称・開催状況	委員会の役割	委員構成
地球環境基金 助成専門会 (年2回: 11 月7日)	民間環境保全活動の助成対象についるで、専門的立場から調査審議する。	構成:15名以内 主 査 廣野 良吉 成蹊大学名誉教授 委 員 大久保規子 大阪大学大学院法学研究科教授 委 員 小堀 洋美 東京都市大学大学院環境情報学 部教授 委 員 坂本 弘道 (社)日本水道工業団体連合会 専務理事 委 員 進士五十八 東京農業大学名誉教授 委 員 西川 孝一 井関農機(株)顧問 委 員 萩原 喜之 (特非)中部リサイクル運動市民 の会理事 委 員 原 剛 早稲田大学特命教授・名誉教授 エクトネットワーク代表 委 員 椋田 哲史 (社)日本経済団体連合会常務 理事 委 員 和里田義雄 (財)経済調査会顧問 任期:2年
地球環境基金評価專門委会 (年1回:8月1日)	民間環境保全活動の助成対象活動の形成対象ではいる。	構成:15名以内 主 査 松下和夫 国立大学法人京都大学名誉教授 委 員 久保田 学 (財)北海道環境財団事務局 次長

(特定):特定非営利活動法人

<内部委員等により構成する委員会>

名称	委員会の役割
理事会	機構の業務運営の基本となる規程等の制定・改廃、中期計画、年度 計画その他重要事項を審議する。
部課長会議	各部の所管に係る業務の重要事項に関する審議及び各部相互間の連 絡調整を行う。
リスク管理委員会	内部統制の推進を図ることを目的に、機構内外のリスクについてトップレベルでの情報交換、分析及び評価等を行う。
資金管理委員会	資金の管理及び運用について、関係各部との意見交換等情報の共有 化を図り、資金の安全かつ効率的な運営に資する。
衛生委員会 (労働安全衛生法)	機構における衛生管理に関し、①職員の健康障害の防止、②職員の健康の保持増進、③労働災害の原因及び再発防止対策等に関する事項について調査審議する。
情報セキュリティ委員 会	情報セキュリティ対策に関する専門家である最高情報セキュリティアドバイザー(外部委嘱委員)も参加し、機構の情報セキュリティに対する基本方針を明らかにするとともに、情報セキュリティ対策の基準を定め、情報セキュリティの確保を図ることを目的に、情報システムの整備及び運用方針の決定並びに重大な問題が生じた場合における対応方針を決定するとともに、情報資産の適正な管理を行う。
債権管理委員会	債権の管理及び回収の適正な執行を図るため、債権の管理及び回収 に係る基本方針の策定、未収債権及び償還猶予の処理方針の策定等を 行う。
環境委員会	機構の業務運営における環境配慮に関する事項について調査審議する。
広報委員会	機構の業務及び活動を各種媒体を通じて広く周知し効果的な広報を 推進する。

年平均給与額の推移

(単位:千円)

区分	平成 20 年度	平成 24 年度	低減額	低減率(%)
区方	(A)	(B)	(C) = (A) - (B)	(D) = (C) / (A)
機構	8, 840	6, 274	▲ 2, 566	▲ 29. 0
国	7, 446	5, 793	▲ 1, 653	▲22. 2
国との差額	1, 394	481	▲913	▲65.5

予算・決算の概況

(単位:百万円)

区分	平成20	0年度	平成2	1年度	平成2	2年度	平成2	3年度	7	平成24年度	
运 力	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	2,197	2,197	2,114	2,114	1,990	1,990	1,929	1,929	1,781	1,781	
補助金等	25,843	25,811	27,854	27,478	27,399	26,893	24,722	24,513	21,055	20,941	
債券·借入金	13,900	9,298	21,400	10,999	11,400	7,000	7,800	5,000	2,800	2,800	
業務収入	62,944	66,729	59,769	60,071	56,041	56,852	52,681	54,570	53,572	52,147	(注1)
その他収入	2,860	2,542	1,664	2,340	1,709	2,297	1,629	1,911	1,474	1,757	
支出											
業務経費等	79,735	65,624	69,414	59,113	68,150	55,986	65,633	54,884	63,780	54,589	(注2)
借入金償還	31,213	31,213	33,304	33,304	25,907	25,907	21,096	21,096	19,246	19,246	
支払利息	2,625	2,216	1,953	1,647	1,476	1,188	1,105	819	571	497	
一般管理費	732	602	884	771	849	733	853	736	831	727	
人件費	1,246	1,030	395	318	(375)	(290)	(394)	(322)	(351)	(285)	(注3)
その他支出	_	_	5,035	2,147	_	_	_	_	_	_	

- (注1)公害健康被害補償予防業務における補償給付費の支給が、予算に比し20億円減少したことに伴い、 その収支差を負債性の引当金(納付財源引当金)に戻入する業務収入が増加したことによる等
- (注2) 公害健康被害補償予防業務における認定患者の減少、石綿健康被害救済業務の被認定者数の見込みに対する減少及びポリ塩化ビフュニル廃棄物処理助成事業費の減等
- (注3) 平成22年度より一般管理費に含まれる人件費の内数を記載

経費削減及び効率化目標との関係

(単位:百万円、%)

	前中期目標其	明 間終了年度			当	中期目				
区分	金額	比率	平成2	1年度	平成2	2年度	平成2	3年度	平成2	4年度
	立识	九平	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	506	100.0	452	89.4	443	87.5	414	81.8	442	87.4
事業費	1,790	100.0	1,396	78.0	1,305	72.9	1,276	71.3	1,354	75.6

(注1) 削減目標は予算ベースで設定しているため、損益計算書上の科目整理とは異なる。

平成 24 年度環境再生保全機構の契約の現状

契約の状況

(単位:件、百万円)

豆八	23 年度		24	年度	件数増減	24 年度
区分	件数	金額	件数	金額	件数垣减	平均落札率
競争性のある契約	87	586	108	886	21	_
(競争入札)	(67)	(372)	(74)	(574)	(7)	(71. 3%)
(企画競争)	(18)	(180)	(34)	(312)	(16)	(98. 7%)
(公募)	(2)	(34)	(-)	(-)	(△2)	_
競争性のない随意契約	5	21	5	35	0	_
合計	92	607	113	921	21	_

随意契約等見直し計画の実施状況

(単位:百万円)

区分		20 年度実績	見直し後	見直し後の割合	24 年度実績	実績の割合
競争性のある契約	件数	128 件	148 件	96. 7%	108 件	95. 6%
	金額	1, 732	1, 880	98. 5%	886	96. 2%
うち	件数	47 件	51 件	(33. 3%)	34 件	(30. 1%)
企画競争、公募	金額	402	428	(22. 4%)	312	(33.8%)
競争性のない随意	件数	25 件	5件	3. 3%	5件	4. 4%
契約	金額	176	28	1.5%	35	3.8%
合計	件数	153 件	153 件	100.0%	113 件	100.0%
	金額	1, 908	1, 908	100.0%	921	100.0%

1 者応札・1 者応募への対応

年度	区分	一般競争入札	企画競争・公募	計
	契約件数	81 件	47 件	128 件
20 年度実績	うち一者応札等	13 件	15 件	28 件
	割合	16.0%	31.9%	21. 9%
	契約件数	67 件	20 件	87 件
23 年度実績	うち一者応札等	5 件	6 件	11 件
	割合	7.5%	30.0%	12. 6%
	契約件数	74 件	34 件	108 件
24 年度実績	うち一者応札等	6 件	1 件	7 件
	割合	8. 1%	2. 9%	6. 5%
対 23 年度	契約件数	+ 7 件	+14 件	+21 件
, , , , ,	うち一者応札等	+ 1 件	▲5 件	▲4 件
増▲減	割合	+0. 6%	▲ 27. 1%	▲ 6.1%

- 一者応札・一者応募となった案件については、平成23年度11件から平成24年度7件と▲4件減少しており、競争性のある契約件数に占める一者応札等となった件数の比率についても12.6%から6.5%に減少している。
- ※ 各表中の計数は集計時点のものであり、変更となる場合がある。

平成 24 年度契約に関する取組状況

- 1. 競争性のない随意契約関係
 - (1)競争性のない随意契約となった5件の案件のうち3件については、『「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」におけるフォローアップについて』(平成24年9月7日 総務省行政管理局 事務連絡)(以下、「契約状況フォローアップ」という。)に基づき、事前に契約監視委員会に意見を聴取し、特に意見はないとされている。
 - ▶ 機構本部事務所縮小に係る内装工事
 - ▶ 機構契約宿舎規程に基づく借上宿舎 2件
 - (2) 前(1) の契約状況フォローアップ前に契約した、残り2件については、いずれもシステム関係の調達であり、著作権等の関係からシステム開発ベンダーと契約を締結するもので、昨年度随意契約が妥当と認められたものと類似の案件となっている。
 - ▶ 汚染負荷量賦課金徴収・審査システム等の保守
 - ▶ 建設譲渡・貸付債権管理システムの保守管理業務

なお、この2件については、交渉の結果、平成24年度に著作権の許諾等に関する覚書を締結し、平成25年度以降の保守契約等について平成25年2月に競争契約を実施しており、競争性のある契約に移行している。

- > 汚染負荷量賦課金徴収・審査システム:「サーバの更新にかかるデータセンターの提供及び運用保守業務」【一般競争(総合評価方式)】応札者:2者
- ▶ 建設譲渡・貸付債権管理システム:「平成25年度~28年度の保守管理業務」【一般競争】応札者:2者

2. 一者応札·一者応募関係

(1) 一者応札・一者応募の契約種別状況

(単位:件)

	22 年度	23 年度	24 年度	対前年度増▲減
一者応札等	15	11	7	4
(内訳)				
一般競争	2	0	2	+ 2
総合評価	1	5	4	▲ 1
企画競争			1	▲ 3
公 募	6	2	-	▲ 2

契約種別でみると 23 年度に比べ、一般競争(総合評価)・企画競争・公募計で計 ▲6 件減少しているものの、一般競争において 2 件増加している。

24 年度に実施した一般競争のうち一者応札、一者応募となった案件は、以下のとおり。

- ① 石綿健康被害救済認定・給付システムに係るハードウェア保守業務
- ② バックアップシステム一式の導入、運用に関する業務
- (2) 一者応札等への対応としては、昨年度、第4回契約監視委員会において妥当なものとされた「一者応札(応募)改善方策」に基づいて、引き続き、削減の方策に取り組むこととする。
- (3) なお、「契約状況フォローアップ」において、四半期毎に報告・事後点検を受けることとされている、2か年連続一者応札となった案件は該当がなかった。

3. その他

(1)契約に係る審査体制

- ① 企画競争·公募の業者選定の際には、透明性の確保·相互牽制の観点から契約担当部以外の者を加えて選定を実施。
- ② 予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から 1000 万円以上について、経理担当理事の審査を実施した。

また、100万円以上の契約については毎月理事会に報告して点検を実施すると ともにホームページで公表。

③ 内部監査により四半期毎に契約に係る事務処理について点検を実施。

(2) 助言·指導等

経理部経理課では、各部からの契約に関する問い合わせ等に対し、助言·指導等を行い適正な契約の履行に努めた。

- (3)契約に係る機構内の事前審査体制の充実 【契約手続審査委員会の設置】 機構内の事前審査体制をより充実させ、契約手続きの入口における横断的なチェック体制を強化することとし、平成25年4月1日から契約手続審査委員会を設置した。これにより、調達等に係る公正を確保し、契約手続きのより厳格な運営を図ることとしている。
- (4)「契約状況フォローアップ」等において、点検することとされている「関係法人等」 との取引については、当機構との取引額が事業収入に占める額が 1/3 以上で、かつ、 当機構の役職員経験者が役員等に再就職しているなどの「関係法人等」との取引は該 当がなかった。

● 契約監視委員会等の概要について

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成 21 年 11 月 21 日閣議決定)」において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底しておこなうとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」において、点検、見直しを行うこととされたことから、平成 21 年 11 月 27 日に契約監視委員会を設置した。

当委員会では、競争性のない随意契約や一般競争入札等で一者応札・一 者応募となった契約等についての点検を行い、その点検結果を踏まえた新 たな「随意契約等見直し計画」を策定(平成22年4月公表)した。

【独立行政法人環境再生機構 契約監視委員会】

【敬称略】

	氏 名	所属 ・ 職 名
委員長	堀 裕	堀総合法律事務所 弁護士
委 員	六車 明	慶應義塾大学法科大学院 教授
委 員	山下 康彦	新日本有限責任監査法人 公認会計士
委 員	野口 貴雄	環境再生保全機構 常勤監事
委員	沼野 伸生	環境再生保全機構 非常勤監事

【契約監視委員会における審議等は、以下のとおり。】

(1) 開催状況

第1回 平成22年1月22日(金)

第2回 平成22年3月29日(月)

第3回 平成23年3月30日(水)

第4回 平成24年3月27日(火)

第5回 平成25年4月10日(水)

(2) 平成24年度契約案件に係る審議概要

「独立行政法人の契約状況の契約の見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定) 及び「独立行政法人の契約の見直しについて」(総務省 平成 22 年 5 月 26 日)により、 環境再生保全機構に設置した契約監視委員会を平成 25 年 4 月 10 日に開催し、平成 24 年 度の随意契約及び一者応札・応募案件の点検・確認を行った。

- 1.24年度随意契約等の点検等
 - (1) 審議案件
 - 〇平成24年度に締結した契約113件のうち、

競争性のない随意契約

5 件

一者応札・応募となった契約

7 件

(2) 審議の結果

事務局から審議案件における契約手続きとその内容について説明を行った後、委員による点検・確認を行った。

点検・確認の結果、全ての契約について特段の指摘はなかった。

(3) 今後の課題等

一者応札・応募の更なる改善として、下記に掲げる方策について引き続き取り組む。また、平成25年4月から「契約手続審査委員会」を機構内に設置し、事前の内部審査機能をより充実させ、調達等にかかる公正を確保し、契約手続きのより厳格な運営を図ることとする。

- ▶ 一者応札(応募)改善方策
 - (1) 適正な準備期間等の確保
 - (2) 情報提供(発注予定情報等) 拡充
 - (3) 公告方法等の改善
 - (4) 魅力ある契約規模の検討
 - (5) 機構自らが競争参加者の発掘に努める
 - (6) 一者応札(応募)となった理由の把握

2. 環境省を通じ要請のあった『「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて』(総務省行政管理局長 平成24年9月7日事務連絡)による意見聴取等について。

(1) 主な内容

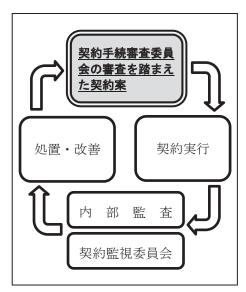
- ① 新規の競争性のない随意契約については、原則として事前に契約監視委員会の意見を聴取。
- ② 前年度に引き続き2か年度連続して一者応札・応募となった案件については、原則、四半期ごとに契約監視委員会に報告し、点検を受ける。
- (2) 24 年度における意見聴取等について
 - ① 新規の競争性のない随意契約 3 件について事前に意見を聴取し、特に指摘はなかった。
 - ② 2か年度連続一者応札・応募案件は、該当なし。

平成 25 年 3 月 12 日 経 理 部 経 理 課

契約手続審査委員会の設置について

1. 現状の課題及び対応策

- (1) 当機構においては、「随意契約等見直し計画」を踏まえた取組により、競争性のない随意契約も着実に減少(20年度:25件 ⇒ 23年度:5件)するなど一定の成果が得られているところ。また、21年度からは、「契約監視委員会」を設置し、契約手続きの適切性、契約内容の効率性等契約状況に関する事後検証を実施。
- (2) しかし、業務管理の観点を踏まえれば、監査室による「内部監査」及び契約監視委員会による「事後点検・評価」が実施されているものの、当該評価に対する「処置・改善」内容が適切かつ充分に反映された契約手続きであるかについて事前点検する機能がなく、法令順守、内部統制の徹底を図る上でも不十分な状況といえる。
- (3) また、「「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」(平成24年9月7日 総務省事務連絡)において、一部の案件については、契約監視委員会を事前に開催することによる種々の点検の実施などの強化策が示されており、これに対応する事前内部点検機能の整備も必要となっている。



(4) 以上の課題に対応する措置として、事前内部点検機能を有する「契約手続審査委員会」 (以下「委員会」という。)を設置し、契約前の審査機能強化を図ることにより、種々の 物品・役務調達等に係る業者選定の公正を確保し、契約手続きの厳正な運営を図ることと したい。

また、本取組により、国、出えん者、寄付者などの利害関係者に対する説明責任の強化及び透明性の向上を図ることとする。

2. 契約手続審査委員会の概要

(1) 委員会は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約(23) 実績:92件)について審査することとする。ただし、一般競争入札による既製商品の調達や印刷製本など高度な政策判断を要しない軽微なもの(23) 実績:92件中22件)については、別途、委員会内に設ける「分科会」において審査(経理部案件は委員会で審査)を行なうこととする。

また、少額随契については、委員会では審査しないが、経理部長が審査(経理部案件は 契約担当職(経理部担当理事)が審査)を行ない、委員会は事後にその調達の妥当性につ いての審査を行なうこととする。

(2) 委員会に委員長、分科会には分科会長を置くこととし、それぞれ経理部担当理事、経理 部長を以って充てることとする。また、委員会又は分科会(以下「委員会等」という。) における意見のとりまとめは、それぞれ委員長又は分科会長(以下「委員長等」という。) が行なうこととする。

(3) 委員会等は、契約手続きの事前事後にそれぞれ開催し、事前にあっては、契約実施の合理性や契約方式・入札条件等の適切性等の検証、事後にあっては、入札結果の確認・評価、企画競争等における評価・採点結果の妥当性など落札者の決定手続きの適切性等の検証を行なうこととする。

また、当該契約事案に係る契約書等各種公文に関する法令等審査については、委員会等の審査前、契約締結前にそれぞれ実施することとする。

- (4) 委員会等の審査に付す業務を担当する課(以下「担当原課」という。)は、委員会等の審査を経て、了承を受けたものでなければ、当該業務に係る契約手続きを開始することができないこととする。
- (5) また、契約担当職又は契約担当職代行者は、審査対象契約であるにもかかわらず、委員会等の審査を経ていない事案に係る契約決議決裁については、当該決裁を拒否しなければならない。

【契約手続審査委員会及び分科会の概要】

【关刑士机会宜安員云及び万件云の帆安】												
		契約手続審査委員会	契約手続審査委員会									
		委員長:経理部担当理事										
構	成	⇒5名	分 科 会									
	•••	①~③ 理事 (3名)	分科会長:経理部長									
		④総務部長	⇒6 名									
		⑤経理部長	① 経理部長、② 総務部長									
			③ 経理部経理課長、④会計課長									
			⑤ 総務部総務課長、⑥企画課長									
			*上記の者のうち、監査事務に従事する者を									
		除く。										
		*2 委員長又は分科会長は、上記の者以外の者に出席を求め、意見を述べさせ又は										
		説明を求めることができる。										
		・支出の原因となる全ての契約(会	少額随契【※】を除く。)とする。									
審	査	したがって、変更、継続・更新	分科会									
対	象	(自動更新)を含むこととなる。	①一般競争による既製商品等の調達契約									
~3	<i>></i>	・ただし、分科会が審査するもの	(経理部案件は委員会審査とする。)									
		を除く。	②公共料金等の契約									
			③上記のほか委員長から審査要請を受けた									
			もの。									
		① 契約(調達)実施の是非										
審	査		変契約 (調達) の効率性・合理性の検証等									
事	項	② 契約方式に関すること。										
		→ 一般競争に付すことができない理由 (法令等特別の定めによる制限や物理的条件)										
		等)の検証等										
		⇒ 複数年度契約の妥当性の検討等										
		③ 入札条件に関すること。										
		⇒ 入札条件の再検証、条件設定の適切性等の検証等										
		 ④ 総合評価方式による一般競争	入札に付す場合の技術評価に関すること並び									
		に企画競争及び確認型公募に付す場合における企画提案等の評価の妥当性に										
		関すること。										
		•	'									

- ⇒ 契約手続きの事前審査においては、募集要件及び評価・採点方法等の適切性等を 検証し、また、事後の審査においては、評価・採点結果の妥当性、業者の特定理由 及び非特定理由の適切性等を検証する。
- ⑤ 落札者の決定に関すること。
 - ⇒ 入札結果の確認、低価格調査実施の要否を含め、落札者の決定手続きの適切性等 の検証等
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項に関すること
 - ⇒ 応札者の拡大方策等の検討
 - ⇒ 予定価格の公表の適否等に関する検討
 - ⇒ 契約変更の基準及び個別検討 等

招集

委員長等が必要に応じ召集する。

⇒運用上は、原則、毎週火曜日とし、分科会については、随時とする。

開催

② 委員会等は、過半数の委員の出席により成立し、委員会等における意見のとりまとめは委員長等が行なう。ただし、緊急その他の事由による場合は、持回りによることができる。

⇒最低価格落札方式による入札の開札結果は、原則として持回り。

事務局

- ① 委員会等の事務局は、経理部経理課に置く。
- ② 担当原課は、委員会等の審査に必要な書類を作成し、あらかじめ事務局に提出するとともに、委員会等において当該書類に関する説明を行う。
- 【※】少額随契(会計規程実施細則 第52条第1項第1号~第4号)
 - (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - (2) 予定価格が160万円を超えない財産を買入れるとき。
 - (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - (4) 前3号以外の契約でその予定価格が100万円を超えないとき。

【参考】経費別審査分掌

		委員会審査分掌
①工事・製造契約	・省令第18条資産に相当する財産【※】 ・最低価格落札方式に付さないもの	委員会
②資産物品等買入契約	・既製品等で最低価格落札方式に付すもの	分科会
③業務委託等契約	•定型外業務	委員会
④派遣職員等雇用契約	・定型業務(データ入力事務等)	分科会
⑤公共料金等	光熱水料、通信費、運送費等	分科会
(0.7 (0.1/h	•裁量的経費	委員会
⑥その他	•義務的経費	分科会
⑦少額随契	上記①~⑥のうち会計規程実施細則第52条第1項第1号 ~第4号に該当するもの	経理部長

【※】独立行政法人環境再生保全機構に関する省令(平成 16 年環境省令第 11 号)

(通則法第四十八条第一項に規定する重要な財産であって主務省令で定めるもの)

- 第18条 機構に係る通則法第四十八条第一項に規定する重要な財産であって主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 職員宿舎用の土地及び建物
 - (2) その他環境大臣が指定する財産

平成 24 年 9 月 25 日 経 理 部 長

運用方針について

資金の管理及び運用に関する規程第4条第2項に基づき運用方針を策定する。

記

- 1. 共通の基本方針
- (1) 運用資金の安全性の確保を最重要視し、安全な金融商品により運用を行い、債券は発行体の信用力について、預金は金融機関の経営の健全性について十分留意すること。
- (2) 支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備えた運用を行うこと。
- (3) 上記の安全性及び流動性を確保した上で、各資金の性格を踏まえ、普通預金に必要以上の資金を残さないよう効率的な運用を行うこと。
- 2. 各資金の運用方針
- (1) 公害健康被害予防基金 長期的かつ安定的な収入を得るように、基本的に債券を主とした中・長期的な運用を 行うこと
- (2) 石綿健康被害救済基金 概ね1年以内の預金を中心とした運用を行うこと
- (3) 地球環境基金

長期的かつ安定的な収入を得るように、基本的に債券を主とした中・長期的な運用を 行うこと

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金

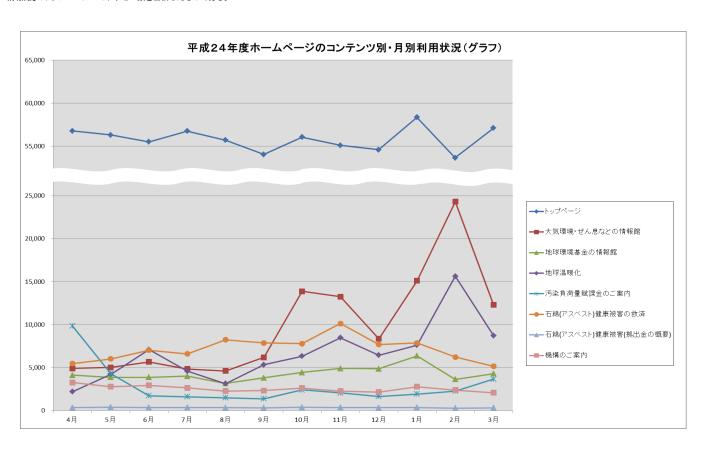
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法により廃棄物の処分期間が定められていることから、運用は預金を中心としたものとし、資金の支払日に即した満期日の設定に留意すること

- (5) 維持管理積立金
 - ①長期の資金収支計画等を踏まえ、短期、中期及び長期の期間毎の資金需要見込みに応じて、効率的な運用を行うこと
 - ②想定外の積立者からの取戻し請求に対応した方策を講じること

以上

ホームページのコンテンツ別・月別利用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	23年度	増減比
ŀ	トップページへのアクセス数		56,303	55,511	56,750	55,716	54,049	56,052	55,108	54,588	58,350	53,652	57,102	669, 953	667, 144	100. 42%
主要コンテンツのトップページアクセス数	大気環境・ぜん息などの 情報館	4,917	5,040	5,680	4,854	4,633	6,205	13,891	13,269	8,365	15,108	24,311	12,335	118, 608	84, 316	140. 67%
	地球環境基金の情報館	4,144	3,893	3,888	4,015	3,178	3,820	4,458	4,926	4,872	6,376	3,659	4,310	51, 539	54, 807	94. 04%
	地球温暖化	2,206	4,236	7,095	4,607	3,145	5,341	6,335	8,481	6,466	7,625	15,638	8,747	79, 922	54, 264	147. 28%
	汚染負荷量賦課金の ご案内	9,870	4,288	1,734	1,633	1,516	1,383	2,416	2,068	1,662	1,927	2,288	3,668	34, 453	37, 268	92. 45%
	石綿(アスベスト)健康被害の 救済	5,474	6,022	7,037	6,614	8,249	7,884	7,800	10,140	7,697	7,873	6,239	5,168	86, 197	73, 258	117. 66%
	石綿(アスベスト)健康被害 (拠出金の概要)	358	412	375	376	353	331	397	386	350	371	289	343	4, 341	4, 891	88. 75%
	機構のご案内	3,283	2,797	2,941	2,648	2,280	2,343	2,634	2,291	2,163	2,786	2,406	2,095	30, 667	25, 396	120. 76%
	슴 탉	87, 024	82, 991	84, 261	81, 497	79, 070	81, 356	93, 983	96, 669	86, 163	100, 416	108, 482	93, 768	1, 075, 680	1, 001, 344	107. 42%



ホームページアクセス数の推移

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
機構トップページ アクセス数	765, 151	732, 227	667, 144	669, 953	
主要コンテンツ及び機構の トップページアクセス数合計	1, 192, 976	1, 124, 026	1, 001, 344	1, 075, 680	

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月 独立行政法人環境再生保全機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度に締結した随意契約について、点検・見直しを行い、 以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、原則として競争(企画競争・公募を含む)に付すこととする。

		平成 2	20 年度実績	見直し後		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
±± 4 .	性のある契約	(83.7%)	(90.8%)	(96.7%)	(98.5%)	
- 現于	注のめる关利	128	1,732,687	148	1,880,369	
	競争入札	(52.9%)	(69.7%)	(63.4%)	(76.1%)	
	,	81	1,330,635	97	1,452,615	
	企画競争、公募等	(30.8%)	(21.1%)	(33.3%)	(22.4%)	
		47	402,052	51	427,754	
辛辛 4	争性のない随意契約	(16.3%)	(9.2%)	(3.3%)	(1.5%)	
况于		25	175,782	5	28,100	
		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	
	合 計	153	1,908,469	153	1,908,469	

- (注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。
- (注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成 20 年度に締結した競争性のある契約のうち、一者応札・一者 応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり改善 を図ることとする。

今後、この改善を図りつつ契約手続きを進めることにより、一層 の競争性の確保に努める。

(平成 20 年度実績)

	実績	件数	金額(千円)
競争性の	ある契約	128	1,732,687
	うち一者応札・一者応募	(21.9%) 28	(10.0%) 173,140

(注)上段(%)は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

	見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)		(35.7%) 10	(57.0%) 98,682
	仕様書の変更	0	0
	参加条件の変更	2	7,252
	公告期間の見直し	10	98,682
	その他	2	25,410
契約方式の見直し	•	(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し		(3.6%)	(2.2%) 3,843
点検の結果、指摘事項がなかったもの		(60.7%) 17	(40.8%) 70,615

⁽注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

- (注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注3)上段(%)は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する 割合を示す。

- 2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み
 - (1)契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施 契約監視委員会等により、競争性のない随意契約及び一者応 札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

- ① 公募(参加意思確認型)の活用 情報システムの改修及び調査研究等の実施に当たっては、公 募(参加意思確認型)の活用を図り、競争性及び透明性を確保 する。
- ② 総合評価方式の活用 情報システムの構築業務に加え、調査研究及び広報等につい ても、総合評価方式の活用を検討する。
- ③ 上記①及び②の推進に資するとともに、適正な契約手続きを実施する観点から、契約マニュアルを平成22年3月に策定し、更なる競争的契約の推進を図る。
- (3) 一者応札・一者応募の見直し
 - ① 公告期間の見直し 説明会への参加を資格要件としている場合は、公告から説明 会まで 10 日間確保するとともに、説明会から入札日又は企画書 提出までの期間も十分に確保することとする。
 - ② 適正な履行期間の確保 事業者が十分な時間的余裕を持って業務を実施できるよう、 契約の適正な履行期間の確保を図ることとする。
 - ③ 事後点検体制の整備 一者応札・一者応募となった案件について、契約担当部において自己点検を実施する。
- (4) 電子入札システムの導入
 - 一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加及び一者応札の改善状 況等を勘案し、電子入札システムの導入を検討する。

独立行政法人環境再生保全機構 平成 24 年 3 月 27 日

一者応札(応募)改善方策

(1) 適正な準備期間等の確保

- 公告等の時期については、業務の特殊性等も考慮し、競争参加者が入 札に参加するための十分な準備期間が確保できるよう、より適切な時期 の設定に努める。
 - ① 土、日、祝日を除く通常営業日で、見積期間を10日間にする。
 - ② 十分な履行期間を確保するためにも早期の事務執行に努める。 (年度開始後の迅速な事務執行、入札参加希望者からの質問に随時対応するなど)
 - ③ 4 月から開始する業務については、1~2 カ月前に入札・開札日を設 定することにより、業務開始までの準備期間を確保するよう発注時期 の前倒しに努める。

(2)情報提供の拡充

- ・ 発注予定情報の公表を定期的及び事業年度開始後速やかに実施すると ともに、詳細な入札情報等については、ホームページの発注サイトに随 時公表を行うなど早期の発表に努める。
 - ① 発注予定情報等をできるだけ早く、広く、詳細に行う。
 - ② 調達予定情報を半期毎に公表する。
 - ③ 契約件名については、前年度の業務との継続性や他の業務と関連があるとの誤解を生む恐れがないように名称に留意するとともに、業務の概要が理解できるわかりやすい件名にするなど調達内容が業者に対してわかりやすく伝わるよう工夫する。

- (3) 公告方法等の改善
 - ① 仕様書等の送付依頼などが簡便にできるよう、ホームページの調達情報サイトに契約担当部の担当とメールアドレスを記載する。
 - ② 公告等と同時に調達内容の詳細が把握できるようにする。
- (4)過去に契約実績のある者及び特殊な技術、特定の情報を有する者に有利となっているものへの対応
 - ① 情報システムの運用・保守など長期的な企業判断を可能とするため、 (第二期中期計画期間の範囲内で)複数年度契約を促進する。
 - ② 業務内容に配慮して、複数業者が応札しやすい契約単位となっているか検討を行い、一括調達または区分調達への移行について、発注コストを含めて検討する。
 - ③ 業務の性質上可能と判断されるものは、賃貸借契約と保守契約を一体で調達することを検討する。
- (5) 調達対象に地域性があるなど対応可能な者が限定的(少数)と予想される場合には、周知の徹底や地域の実情を活用した開催方法を導入するなど機構自らが競争参加者の発掘に努める。
- (6) 引き続き、一者応札(応募)となった理由の把握に努める。

平成24年度環境配慮のための実行計画

平成24年4月

独立行政法人環境再生保全機構は、「環境配慮に関する基本方針」に基づき平成 24 年度の業務活動が エネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」 とともに、この実行計画を定め積極的に取り組むこととする。

I エネルギー(電気使用量の削減)

		各部課	役職員	総務部	ピル管
	項目	で取組	で取組	で取組	理者で
		むもの	むもの	むもの	取組む
					もの
1	執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、昼休 みには原則、消灯する。	0	0		
2	残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。	0	0	0	
3	ロッカー室や倉庫等の照明は、普段は消灯し、使用時にのみ 点灯する。		0		
4	離席時や着席していても長時間使用しない場合は、机上パソコンのモニター電源を切る。		0		
5	夜間・休日は、パソコン、FAX機能のないプリンター等の 主電源を切り、待機時消費電力を削減する。	0	0		
6	コピー機等の OA 機器は、使用後には省電力モードに切り替える。		0		
7	電化製品(テレビ、冷蔵庫等)は、極力台数を整理し、必要 最低限の使用にとどめるように努める。	0		0	
8	近隣階への移動にはエレベーターの使用を控え、できるだけ 階段を使用する。		0		
9	冷暖房の設定温度は、冷房 28℃以上、暖房 20℃以下を基本とする。			0	
10	ブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。	0	0		
11	夏期における軽装 (クールビス)、冬期における重ね着等服装 (ウォームビズ)を徹底し、冷暖房の使用を抑える。		0	0	
12	電気使用量を毎月職員へ周知する。			0	

Ⅱ 省資源(用紙類の使用量削減)

		各部課	役職員	総務部	ビル管
	項目	で取組	で取組	で取組	理者で
		むもの	むもの	むもの	取組む
					もの
-	機構の内部向け資料等は、LAN上の文書管理システム等を				
1	活用し、極力印刷又はコピーによる用紙の使用を少なくする。		0		
	外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載す	0			
2	る等して、印刷物の作成は必要最小限の量とする。	0	0		
	研修・講習会、説明会等では、プロジェクターの使用や資料	(
3	のコンパクト化を行う等、配付資料を少なくする工夫をする。	0	0		
4	要綱等は、LAN上の文書管理システム等に登録・管理し、				
4	極力、紙の使用量を少なくする。	0	0		
_	外部の機関等から印刷物で入手した資料等については、電子				
5	化して閲覧するようにする。	0	0		
	電子化された資料は、パソコン画面上での閲覧を原則とし、				
6	印刷は最小限に止める。		0		
	コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤り等のミスコピーを防止				
7	するため、使用前に各自設定を確認するとともに、次に使用す		0		
	る人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットする。				
8	プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則と				
0	して両面印刷として、可能な限り縮小・集約印刷を活用する。		0		
	プリンターやコピー機で印刷する際は、トレイを使い分ける				
9	等して、可能な限り、裏紙(片面使用済みのコピー用紙)を使		0		
	用する。				
10	印刷を行う場合は、その頁数や部数が必要最小限の量となる		0		
10	ように考慮し、極力残部が発生しないように配慮する。				
11	印刷物等は、可能な限り軽量の紙を使用する。	0		0	
11	日神の守は、当配は成り牲事が似る使用する。	0			
12	資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図	0	0		
14	る。				
13	ポスター、カレンダー等の裏面が活用できる紙は、メモ用紙		0		
10	等に利用するよう可能な限り工夫する。				
14	使用済み封筒の再利用に努める。	0	0		
11	CONTROL STREET STREET STREET STREET				
15	使用用紙量を毎月職員へ周知する。			0	

Ⅲ 節水

		各部課	役職員	総務部	ビル管
	項目	で取組	で取組	で取組	理者で
		むもの	むもの	むもの	取組む
					もの
1	手洗い時、トイレ使用時、洗い物においては、日常的に節水				
1	を励行する。				

IV 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

		各部課	役職員	総務部	ビル管
	項目	で取組	で取組	で取組	理者で
		むもの	むもの	むもの	取組む
					もの
1	使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)の使	\circ	0		
	用や購入を抑制する。		Ü		
2	再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用す	0	0	0	
	る。				
3	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等の長	0		0	
J	期使用を進める。			<u> </u>	
4	コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルし	0			
T	やすい素材を使用している製品を購入する。				
5	包装・梱包(段ボール等)の削減、再使用に取り組む。	\circ			
	已表 相已(权机 // 升) 少的城、行区/加巴林 //血巴。				
6	店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け		0		
	取らないように努める。				
	紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電				
7	池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボックスを適			0	0
	正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。				
	保存年限を過ぎた文書類は、機密文書等を扱う専門のリサイ				
8	クル業者に処理を委託する等、機密の保持とリサイクルに取り	0		0	
	組む。				
9	ごみの排出状況をチェックし、結果を毎月職員に周知する。			0	

V イベント等の実施における環境配慮

		各部課	役職員	総務部	ビル管
	項目	で取組	で取組	で取組	理者で
		むもの	むもの	むもの	取組む
					もの
1	主催イベント等において包括的に環境配慮を行う。	0	0		
9	機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組み				
2	がなされるように、入札時及び発注時に必要な事項を盛り込む。				

VI グリーン購入の推進

		各部課	役職員	総務部	ビル管
	項目	で取組	で取組	で取組	理者で
		むもの	むもの	むもの	取組む
					もの
1	コピー用紙、印刷物・パンフレット等、名刺、その他の紙に ついて、再生紙又は未利用繊維への転換を図る。	0			
2	再生パルプの使用率や白色度を考慮した再生紙利用を行う。	0			
3	再生パルプ使用率を印刷物等に明記する。	0			
4	エコマーク商品を優先的に購入する。	0			
5	再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用する。	0			
6	間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用する。	0			
7	修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が 容易な設計の製品を優先的に購入、使用する。	0			
8	環境に配慮した物品等の調達に係る方針に基づき物品リスト を作成し、リストに基づく購入を行う。	0			
9	グリーン購入の状況について、年1回集計して公表する。	0		0	

VII 温室効果ガス排出量の把握

		各部課	役職員	総務部	ビル管
	項目	で取組	で取組	で取組	理者で
		むもの	むもの	むもの	取組む
					もの
1	機構が自ら行なう事務・事業により排出する温室効果ガス排				
1	出量を把握し、年1回公表する。				

VⅢ 役職員に対する啓発

		各部課	役職員	総務部	ビル管
	項目	で取組	で取組	で取組	理者で
		むもの	むもの	むもの	取組む
					もの
	役職員に対して、環境配慮に関する啓発を行う。				
	具体的には、				
	① 環境配慮や環境保全に関する研修を実施する。				
	② 役職員が日常の業務の中で環境配慮活動を実践する				
1	ために取り組むべき項目(チェックリスト)の点検を7			0	
	月及び1月に行い、その意識向上を図る。				
	③ 国等が主唱する環境関係の諸行事等へ職員が参加し				
	やすいよう必要な情報提供を行う。				

IX 削減目標

平成24年度の電気使用量及び用紙使用量の削減目標量を次のように定める。

- 電気使用量(※)について、中期計画に基づき、温室効果ガス量換算で平成18年度比3%削減する。(※)電気使用量については0A機器及び照明を対象とする。
- 特に、電力の供給不足が発生した場合には、昨夏の取組みを参考に、電力使用量の削減に努める。
- 用紙使用量について、平成18年度比10%以上を削減する。

簡潔に要約された財務諸表 (法人全体)

①貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金等	174,255	運営費交付金債務	1,885
割賦譲渡元金	46,830	債券·借入金等	13,661
貸付金	3,982	その他	2,383
その他	1,246	固定負債	
固定資産		石綿健康被害救済基金預り金	69,454
有形固定資産	168	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	39,568
投資有価証券等	82,563	債券·借入金等	22,884
破産更生債権等	516	預り維持管理積立金	72,779
その他	313	引当金	691
		資産見返負債	138
		長期リース債務	7
		法令に基づく引当金等	10,880
		負債合計	234,330
		純資産の部	
		資本金(政府出資金)	16,045
		資本剰余金	43,603
		利益剰余金	15,894
		純資産合計	75,541
資産合計	309,873	負債純資産合計	309,873

②損益計算書

(単位:百万円)

	金額
経常費用(A)	66,616
業務費	
人件費	666
その他	64,563
一般管理費	
人件費	481
その他	407
財務費用	499
経常収益(B)	69,439
補助金等収益等	17,112
自己収入等	52,327
臨時損益(C)	496
前中期目標期間繰越積立金取崩額(D)	81
当期総利益(B-A+C+D)	3,400

③キャッシュ・フロー計算書

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	27,790
人件費支出	△1,146
補助金等収入	22,411
自己収入等	61,779
その他支出	△55,254
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△28,806
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△16,439
IV資金増加額(△資金減少額)(D=A+B+C)	△17,455
V資金期首残高(E)	21,385
VI資金期末残高(F=D+E)	3,931

④行政サービス実施コスト計算書

(単位:百万円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	金額
I業務費用	14,295
損益計算書上の費用	66,623
(控除)自己収入等	△52,327
Ⅱ損益外減価償却相当額	_
Ⅲ引当外賞与見積額	△1
IV引当外退職給付増加見積額	$\triangle 6$
V機会費用	90
VI行政サービス実施コスト	14,378

財務情報 財務諸表の概況

表 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

(単位:百万円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常費用	82,503	73,225	69,221	68,276	66,616
経常収益	86,963	74,293	70,565	68,657	69,439
当期総利益	5,105	1,687	1,597	1,513	3,400
資産	316,053	306,227	307,404	308,716	309,873
負債	245,776	237,201	236,731	236,502	234,331
利益剰余金	10,847	9,511	11,077	12,575	15,894
業務活動によるキャッシュ・フロー	34,247	33,273	35,162	35,615	27,790
投資活動によるキャッシュ・フロー	(注) △7,662	(注) △12,663	(注) △32,441	(注) △22,846	(注) △28,806
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,853	△22,235	△18,839	△16,067	△16,439
資金期末残高	42,426	40,801	24,684	21,385	3,931

⁽注) 平成 20 年度~21 年度、21 年度~22 年度、22 年度~23 年度、23 年度~24 年度に係る増減額については、運用の預入及び払戻額の差が主な要因である。

表 事業損益の経年比較(区分経理によるセグメント情報)

区分 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 公害健康被害補償予防業務勘定 △317 △597 △199 △1,157 △645 (△640) $(\triangle 279)$ $(\triangle 1, 189)$ (△561) (うち公害健康被害補償業務) $(\triangle 356)$ (うち公害健康被害予防業務) (注2) (39) (42)(80)(31) $(\triangle 84)$ 石綿健康被害救済業務勘定 基金勘定 675 (-) (-)(-)(-)(うち地球環境基金業務) (496)(う ちポリ塩化ピフェニル廃棄物処理基金業務) (162)(-)(-)(-)(-)(-)(うち維持管理積立金業務) (-)(-)(18)(-)承継勘定 4,102 1,635 1,543 1,538 3,468 合計 4,460 1,037 1,344 381 2,823

表 総資産の経年比較(区分経理によるセグメント情報)

(単位:百万円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公害健康被害補償予防業務勘定	61,131	60,095	60,049	58,878	58,210
(うち公害健康被害補償業務)	(14,284)	(13,300)	(13,007)	(11,895)	(11,312)
(うち公害健康被害予防業務)	(注2) (46,849)	(46,795)	(47,042)	(46,983)	(46,897)
石綿健康被害救済業務勘定	44,367	49,341	57,150	64,009	69,877
基金勘定	90,165	98,956	109,558	119,462	128,186
(うち地球環境基金業務)	(14,643)	(14,286)	(14,508)	(14,562)	(14,614)
(う ちポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務)	(32,307)	(35,501)	(38,131)	(39,649)	(40,413)
(うち維持管理積立金業務)	(注1)(43,303)	(注1)(49,169)	(注1) (56,918)	(注1)(65,250)	(注1)(73,191)
承継勘定	120,606	97,834	80,648	66,367	53,600
合計	316,053	306,227	307,404	308,716	309,873

(注 1) 20 年度~24 年度の増加要因は、維持管理積立金の積立者が大幅に増加したことによる預金及び有価証券の増

(注 2) 20 年度の減少要因は、東京都への助成に充てるため、投資有価証券を売却したことによる ※なお、合計、公害健康被害補償予防業務勘定及び基金勘定の金額については、相殺処理後の金額として いるため、個別の金額を積み上げたものと一致しない場合がある。

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位:百万円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
業務費用	16,181	18,643	13,981	14,164	14,295
うち損益計算書上の費用	82,503	73,256	68,397	66,824	66,623
うち自己収入等	△66,321	△54,613	△54,416	△52,660	△52,327
損益外減価償却等相当額	4	0	0	0	0
引当外賞与見積額	△5	△7	4	△9	△1
引当外退職給付増加見積額	△5	△34	40	45	$\triangle 6$
機会費用	215	224	201	158	90
行政サービス実施コスト	16,390	18,826	14,226	14,359	14,378

事業の説明 財源構造

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円、%)

(F) I best to I may a payer to the control of the c						1 4 4 7 7 7	
区分	公害健康被害補償業務		公害健康被害予	防業務	公害健康被害補償 予防業務勘定計		
	金額	金額 比率 金額 比		比率	金額	比率	
運営費交付金収益	348	0.8%	_	_	345	0.7%	
賦課金収益	36,015	79.6%	_	_	36,015	77.7%	
補助金等収益	8,831	19.5%	200	17.4%	9,031	19.5%	
財務収益	15	0.0%	946	82.5%	961	2.1%	
その他	24	0.1%	1	0.1%	25	0.0%	
# <u></u>	45,233	100%	1,147	100%	46,380	100%	

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円、%)

区分	石綿健康被害 救済業務勘定			
	金額	比率		
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	3,569	83.0%		
補助金等収益	699	16.3%		
その他	31	0.7%		
∄ †	4,300	100%		

(基金勘定) (単位:百万円、%)

(——) <i>///</i> —/								, . ,
区分	地球環境基金業務		ポリ塩化ビフェニル廃棄物 処理基金業務		(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)		基金勘定言	+
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	692	75.0%	38	1.5%	21	11.2%	751	20.6%
ポリ塩化ピフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益		_	2,491	98.5%		_	2,491	68.5%
維持管理積立金運用収益		_		_	160	85.6%	160	4.4%
財務収益	221	23.9%		_		_	221	6.1%
その他	10	1.1%	0	0.0%	6	3.2%	15	0.4%
計	923	100%	2,528	100%	187	100%	3,637	100%

(承継勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	承継勘定			
	金額	比率		
運営費交付金収益	430	2.8%		
事業資産譲渡高	10,675	70.6%		
財務収益	1,665	11.0%		
その他	2,352	15.6%		
計	15,122	100%		

承継勘定においては、独立行政法人環境再生保全機構法附則第8条に基づき、承継業務に必要な費用に充てるため、環境大臣の認可を受けて長期借入を行っている(平成24年度期末残高:16,546百万円)。なお、平成23年度までは環境再生保全機構債券を発行していたが、平成24年度は発行しなかった(平成24年度期末残高:20,000百万円)。

平成24年度職員研修実績

全研修実績	29 講座	572 名	

内訳

1. 外部研修

研修名	研修日程	受講者数
[環境調査研修所関係]		
環境行政実務研修	5/1~3/31	1名
野生生物研修	5/22~25	1名
自然環境研修	7/3~6	1名
化学物質対策研修	7/9~13	1名
廃棄物リサイクル研修	7/17~20	1名
国際環境協力基本研修	8/27~31	3名
大気環境研修	9/18~21	1名
環境パートナーシップ研修	10/1~5	2名
環境教育研修	10/9~12	1名
環境影響評価研修	10/15~19	1名
日中韓三カ国合同研修	11/25~12/1	1名
地球温暖化対策研修	2/4~8	1名
[管理部門関係]		
政府関係法人会計事務職員研修	10/2~11/16	2名
予算編成支援システム研修	10/17	2名
苦情相談実務研修会	11/16	1名
行政機関等の個人情報保護法制セミナー	12/10	1名
公文書管理研修	6/20, 7/10~13, 9/3~7	4名
[その他]		
情報システム監査基礎講座	4/27	1名
ビジネス文書研修	10/23	1名
総務省情報システム統一研修	10/25, 11/26~29, 12/4	5名
	\sim 7、1/29、2/25 \sim 2/28	
人権に関する国家公務員等研修会	9/11、2/14	16 名
統計研修「専科 PCを用いた統計入門」	7/9~13、1/21~25	3名
計	22 講座	51名

2. 内部研修

研修名	研修日程	受講者数
新入職員研修	4/2~3、6	7名
e ラーニング研修(簿記)	6月~2月	2名
人事評価者研修	9/5	26 名
情報セキュリティ研修	12/13、18	144 名
産業医による健康管理研修	12/17、1/17	141 名
管理職メンタルヘルス研修	2/21	48 名
コンプライアンス研修	3/25、28	153 名
計	7講座	521 名

リサイクル 適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。